

令和5年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月7日(火)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○町政に対する一般質問	9
9番 新井達男 議員	9
4番 林 太平 議員	14
6番 常山知子 議員	18
11番 内海勝男 議員	25
○町長提出議案の報告及び一括上程	28
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	29
・議案第1号 皆野町犯罪被害者等支援条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	31
・議案第2号 皆野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	32
・議案第3号 皆野町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	34
・議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	35
・議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	37
・議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	39
・議案第7号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	40

・議案第8号 町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	4 3
・議案第9号 皆野町育英奨学資金貸与条例の全部を改正する条例の制定について	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	4 5
・議案第10号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	4 7
・議案第11号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第12号の説明	4 8
・議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算	
○議案第13号の説明	5 3
・議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第14号の説明	5 5
・議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第15号の説明	5 8
・議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について	5 9
○次会日程の報告	5 9
○延 会	5 9



3月8日（水）

○開 議	6 3
○町長の発言	6 3
○議事日程の報告	6 3
○議案第12号の質疑、討論、採決	6 3
・議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算	
○会議時間の延長	9 4
○延会について	9 6
○次会日程の報告	9 7
○延 会	9 7



3月9日（木）

○開 議	1 0 1
○議事日程の報告	1 0 1

○議案第13号の質疑、討論、採決	101
・議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○発言の訂正	103
○議案第14号の質疑、討論、採決	104
・議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第15号の質疑、討論、採決	105
・議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	105
・議案第16号 令和4年度皆野町一般会計補正予算(第8号)	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	112
・議案第17号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	114
・議案第18号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	115
・議案第19号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	116
・議案第20号 町道路線の認定について	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	118
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度皆野町一般会計補正予算(第7号))	
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	119
・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件	
○日程の追加	120
○請願の審査	120
○請願第1号の上程、委員会付託	120
・請願第1号 国に対し、「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	120
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	121
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	121
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	121
○議決事件の字句及び数字等の整理	121
○閉会について	122
○閉 会	122

○ 招 集 告 示

皆野町告示第10号

令和5年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月28日

皆野町長 柴 崎 勉

1 期 日 令和5年3月7日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	黒	澤	広	治	議員	2 番	横	田	揚	雄	議員
3 番	大	塚	鉄	也	議員	4 番	林		太	平	議員
5 番	宮	前		司	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	大	澤	金	作	議員
9 番	新	井	達	男	議員	10 番	四	方	田		議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和5年第1回皆野町議会定例会 第1日

令和5年3月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

9番 新 井 達 男 議員

4番 林 太 平 議員

6番 常 山 知 子 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1号 皆野町犯罪被害者等支援条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 皆野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 皆野町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 皆野町育英奨学資金貸与条例の全部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いての説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第11号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算の説明
- 1、議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明
- 1、議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算の説明
- 1、議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	柴	崎		勉	副町長	黒	澤	栄	則
会計兼 管理 課長	白	石	純	一	教育長	新	井	孝	彦
総務課長	長	島		弘	みらい 創造課長	嶋	田	政	則
町民生活 課長	若	林	直	樹	福祉課長	橋	本	賢	伸
健康 課長	梅	津	順	子	税務課長	太	幡	和	也
参事兼 産業観光 課長	新	井	敏	文	参事兼 建設課長	宮	原	宏	一
教育次長	三	橋	博	臣					

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦	書記	山	田		巖
------	---	---	---	---	----	---	---	--	---

◎開会及び開議の宣告

(午前 9 時 11 分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより令和 5 年第 1 回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤金作議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤金作議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

- 町長（柴崎 勉） おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、令和 5 年第 1 回皆野町議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会できますこと、心から御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から地域づくり、まちづくりにご尽力をいただき、敬意と感謝の意を表します。

さて、昨年 2 月 24 日に始まったロシアによるウクライナの軍事侵攻も既に 1 年を経過いたしました。停戦、終戦が見通せない状況にあります。当町では、5 月にウクライナのバンドゥーラ奏者、カテリーナさんをお招きし、ウクライナ支援チャリティーコンサート「平和への調べ」を開催いたしました。アンコールでは、ふるさとをアカペラで歌っていただきました。ウクライナの方々のふるさとに一日も早く平和が戻ることを切に願うばかりでございます。町民の皆様には、コンサートの際、またその後も継続的に救援金をお寄せいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

また、3 月から新たに 2 月 6 日に発生したトルコとシリアの国境付近を震源とする地震の被災者を支援するための募金箱を役場庁舎をはじめ、4 か所に設置しました。皆様からのご支援を重ねてお願いいたします。

さて、ご報告でございますが、最長 2 年を目安に運営終了の方針を決定した温水プールについて、その存続を求める署名の提出がありました。温水プールを大切に思う方々の声として受け止めております。温水プール運営終了の方針決定、その経緯と理由等については、この後の一般質問への答弁、また 3 月 13 日に開催する町民説明会において丁寧にご説明したいと思っております。

ここで、令和 5 年度皆野町一般会計予算について申し上げます。本予算は、町長就任後初めて編成した当初予算でございます。私が目指す「笑顔あふれる町、誇りを持てる町、若者が戻ってくる活力と魅力あふれる町」の実現に向け、学校給食費の無償化、新学校給食センターの建設推進、地域公共交通の見直し

を最重点事業として掲げ、5つの重点施策の下、積極的に新規事業の立ち上げ、既存事業の見直し、制度の充実等を行い、総額44億6,300万円の計上でございます。これに特別会計予算を加えた予算の総額は68億9,966万1,000円でございます。昨年4月に過疎地域の指定を受けるに至った皆野町に再び活力を、さらなる活力をとの思いで精いっぱい取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり22議案でございます。ご審議を賜り、可決、承認、同意をいただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 横 田 揚 雄 議員

3番 大 塚 鉄 也 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月10日までの4日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月22日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会令和4年度第3回定例会に副議長と出席しました。

月が替わりまして、1月10日、知事公館で開催の県と市議会議長会、町村議会議長会との新年懇談会に、18日、ロイヤルパインズホテル浦和で開催の市町村トップセミナーに、20日、伊奈町で開催の埼玉県町村議会議長会役員会及び視察研修懇親会に、31日、横瀬町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しました。

月が替わりまして、2月3日、埼玉県県民健康センターで開催の町村長町村議会正副議長合同研修会に副議長と出席し、22日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会定期総会に出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組會議員から組會議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。秩父広域市町村圏組會議の報告を行います。

令和5年1月26日、議会改革調査研究特別委員会が開催され、組會議災害対策行動マニュアルが作成されました。

続いて、令和5年2月8日、全員協議会が開催され、新井達男議員とともに出席をいたしました。議事として、報告1つ、令和5年第1回定例会管理者提出議案の概要について、2、令和4年火災救急救助統計等についての報告がありました。議会運営については、1、2月定例会の日程について、2、参考人の招致について、3、議員提出議案について、4、議会改革調査研究特別委員会について協議がされました。

続いて、令和5年2月15日、秩父広域市町村圏組會議第1回定例会が開かれ、新井達男議員とともに出席をいたしました。議運提出議案は2件です。1、秩父広域市町村圏組個人情報保護法施行条例、2、秩父広域市町村圏組情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の2点、管理者提出議案は9件で、1、秩父広域市町村圏組一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、2、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、3、秩父広域市町村圏組の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例、4、秩父広域市町村圏組のし尿処理施設条例、5、秩父広域市町村圏組職員定数条例の一部を改正する条例、6、令和4年度秩父広域市町村圏組一般会計補正予算（第2回）、7、令和4年度秩父広域市町村圏組水道事業会計補正予算（第3回）、8、令和5年度秩父広域市町村圏組一般会計予算、9、令和5年度秩父広域市町村圏組水道事業会計予算、以上の11議案が全て原案どおり可決しました。

以上、報告といたします。

○議長（大澤金作議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組會議員から組會議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 皆野・長瀬下水道組、今回は報告事項はありません。

○議長（大澤金作議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（柴崎 勉） 行政報告ございません。

○議長（大澤金作議員） これをもって、行政報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、9番、新井達男議員の質問を許します。

9番、新井達男議員。

〔9番 新井達男議員登壇〕

○9番（新井達男議員） おはようございます。9番、新井達男です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

昨年12月議会において、2年後の閉館に向けて検討を始めるとの町長の唐突な答弁に、議会はもとより、多くの町民の方々が驚愕しています。このため、皆野町スポーツ協会、皆野町水泳連盟を核にしたふれあいプール運営継続運動が始まり、2月28日現在で総数7,979名の多くの賛同の署名が集まりました。いろいろと多くの方に署名いただき本当にありがとうございました。年間を通して利用できる温水プールは、園児、小学生、中学生の水泳授業として、大人たちの健康増進やりハビリ、また100名を超える皆野町水泳スポーツ少年団の水泳教室、そして町外からも水がきれい、水深が深い、雰囲気がいよいこともあり、多くの方々が健康増進のため利用しています。このように皆野町の自慢できるスポーツ施設であります。真冬でも利用できますので、経費はかかりますが、青少年の心身の健全育成や、大人の健康づくりや介護予防など、経費以上の価値ある多様な行政サービスができる施設です。多額な修理費を要する場合は、このようなときのために預金である公共施設基金で対応できると思います。公共施設整備基金は、令和3年度末で5億3,105万円であり、直近の令和4年度で5億3,159万円です。

なお、常山議員のお話のように、町内には文化会館、野球場、グラウンド、柔剣道場など多くの施設がありますが、使用頻度の最も高いのが昼夜毎日1人で利用できる温水プールです。当時の町政執行者は、経費節減に努めながら存続するとの方針でしたが、柴崎町長は書面上だけの判断により判断したのではないのでしょうか。

さて、本題に入りたいと思います。質問事項1、温水プールの今後について。①、町長の温水プールについて6月議会の答弁で、温水プールは定年後の地域とのつながり、病気やけがのりハビリ、世代を超えた触れ合いの場として町民の心と体の健康づくりに大きな役割を果たしてきたと伺いますと維持する方向での答弁をしていましたが、12月議会において180度転換して、劣化が進み、安全のために修理を考えると、終了に向けて検討しますの答弁でした。なぜ半年で考えが変わったのかお聞きします。

②、この答弁は、プール利用の方々の意見を聞く場を設け判断したのか、意見交換会が開催された記憶

がありません。このような一方的な答弁に対して、今後の町政に対し、私は不安を感じます。どのような状況でのこの判断だったのかお聞きします。

質問事項2、温水プール大規模改修と判断について。①、今後の温水プールは、大規模改修、費用見積りは概算で1億円が不可欠との答弁しておりますが、改修箇所具体的な修理費用、私の聞いたところによりますと、建築士の方が言っていました、この建屋はあと20年もつと聞いております。もし改修を実施したとして、改修後はどのくらい使用可能になるのかお聞きします。

②、今後、町内の公共施設に対し、駄目なものは駄目の町政を進めるのか、今回の件を考えると不安を感じます。多くの方々の意見を集約し、総合的に判断していくことが必要と思いますが、お考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 9番、新井達男議員から通告のありました質問事項1、温水プールの今後について、①、6月議会ではプールを維持する方向での答弁であったが、12月議会では180度転換して、プールの終了に向けて検討するとの答弁であった、なぜ半年で考えが変わったのか。②、この答弁は、プール利用者の方々の意見を聞く場を設け判断したのか、どのような状況でのこの判断だったのか。質問事項の2、温水プール大規模改修と判断について、②、多くの方々の意見を集約し、総合的に判断していくことが必要と思うが、それに対する考えはの3項目についてお答えいたします。

質問事項1、①、なぜ半年で考えが変わったのかとのご質問でございますが、まず6月議会においては、議員からのご質問の中にあつた答弁に続けて、施設の存続の在り方については、今後総合的に検討してまいりたいと答弁しております。続く9月議会においては、現在存続、廃止の双方の観点から検討を進めており、今後しっかりと方針を定めてまいりたいと答弁しております。そして、その検討の結果に基づき、12月議会温水プールとしての運営は終了に向けた検討を始めるとの方針を表明したものでございます。半年という期間で町の方針を示すに至った理由は、プールの安全面への懸念からでございます。昨年11月、プール天井材の一部が剥離、落下するという事案が発生しました。その後も剥離、または剥離しかかっている箇所が複数確認されております。加えて、建設当初から使用しているボイラー、浄化槽なども老朽化が深刻で、これまでの対処療法的な対応は限界に近い状況です。これらのことから、根本的に施設をどうするか、速やかな方針決定が必要であると判断したものでございます。

そして、温水プールとしての運営は、終了に向けた検討を始めるとの判断に至った理由は、今後のまちづくりには不可欠な他の行政課題への対策や新たな施策との財源調整の中で、その運営に必要な財源を継続して確保することは困難と判断したことによるものでございます。人口減少に伴う財政規模の縮小を踏まえ、持続可能な行財政運営の観点から苦渋の決断を下しました。なお、民間事業者による運営継続も模索し、話し合いを持ちましたが、残念ながら実現に至りませんでした。

次に、質問事項の1、②、意見等を聞く場を設け判断したのかとのご質問でございますが、ただいまご説明申し上げましたとおり、持続可能な行財政運営の観点から、現実的に温水プールとしての運営継続は断念せざるを得ない状況にあることから、皆様から広く意見を募り、是非を問える段階にないと判断し、意見をお聞きする機会を設けなかったものでございます。

最後に、質問事項2、②、多くの方々の意見を集約し、総合的に判断していくことが必要と思うが、そ

れに対する考えはとのご質問でございますが、私の考えも議員の考えに同じでございます。このたびのプールの件に関する対応については、ただいま申し上げた理由、経緯のとおりですが、今後様々な施策を進めるに当たっては、可能な限り多くの方々のご意見に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 9番、新井議員から通告のありました質問事項2、温水プール大規模改修と判断についてのうち、1、改修箇所の具体的な修理費用等についてお答え申し上げます。

まず、現時点で修繕や更新が必要と見込まれる概算費用について申し上げます。建物に係るものでは、天井の改修3,450万円、屋根の防水579万円、シャワー室の給排水管430万円、照明機器の更新900万円、機械設備に係るものでは、ろ過機の更新4,084万円、ボイラーの更新985万円、計1億428万円を見込んでいます。

続いて、改修後にどのくらい使用可能になるかのご質問ですが、こちらはお答えするのが大変難しいご質問です。更新した機械設備等につきましては、それぞれの一般的な耐用年数は使用可能と考えられます。しかしながら、先ほど申し上げたもの以外にも、プールとしての運営に支障を来す設備類の改修、更新等が今後必要となることが十分考えられます。施設を安全に運営していくためには、全ての設備が健全に機能している必要がありますので、これとこれを直せばあと何年もつと具体的にお示しすることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） 貴重な答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

大規模改修により、かなり1億円何がしということにかかるという話ですけれども、これを先ほどもちょっとお聞きしましたけれども、今現在スポーツ施設に関しては、いろいろと補助金の関係で3分の1とか2分の1とかという補助金の関係の窓口があります。さらに、この温水プールを造るときには、国の補助金を利用してやったという話なのですけれども、この補助金は令和4年度だったかな、これ勤労福祉センター建設費補助金というあれなのですけれども、平成4年度ということになってはいますけれども、これ詳しいことをちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。国の補助金です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 新井議員からの再質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、当勤労福祉センター整備の際には、平成4年度に勤労福祉施設整備費県補助金ということで県から補助金を頂戴してございます。本来は、平成3年度に受け入れるものでございましたけれども、工事の関係かと思えます。事故繰越しが発生しておりますので、実際の収入は平成4年度に3,000万円収入をしてございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） あと、県とか国の補助金でスポーツ施設に対する補助金とか何かというのは、幾らか窓口で検討というか、補助金がどのくらい出るかということを確認したことはあるのでしょうか、どうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

現在、国のほうで用意されておりますスポーツ施設、社会体育施設の整備事業の補助でございますけれども、勤労福祉センター該当するものとする、地域スイミングセンター新改築事業、または地域水泳プール新改築事業が公的な補助金として該当するものとなります。しかしながら、いずれも新築または改築が対象でありまして、先ほど申し上げました大規模改修等については補助の対象外となっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） それで、とにかく財政的なこともいろいろと相談しなくては、継続というのは大変だとは思っておりますけれども、これから今現在、定年退職後、健康志向が高まって温水プールを利用して、水中運動したり泳いだりして健康を維持している方、さらには整形外科に通っていたのを温水プールに来てリハビリをやって、足腰がつかえをついていた人がつかなくなった、さらには足腰が痛くなくなって毎日楽しい生活が送れるようになった、多くの方が温水プールを利用してよかったという方がおられますけれども、とにかく温水プールをなくしたらば、今まで健康志向でやっていた人たち、その方のこういう受皿というのはもう既にできているのでしょうか。これではと全て唐突に温水プール縮小に向けて閉館という形になったら、恐らく医療費の負担もかなり多くなるような気がして、私はそれを考えているのですがお伺いしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

現時点では、例えば近隣のプールの利用の補助であるとか、町内で開催する健康講座、健康教室、そういったものをご用意したいと考えてございます。また、そういったこれまでプールをご利用いただいた方に対する支援につきましては、ぜひ利用者から直接ご要望等を聞く機会等も設けて、町としての支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） 本当にこれから温水プールをなくした場合、今、小中学校においても、小学校で夏はプールが使えない、温水プールがなくなったら子供たちの水泳の授業というのをどういうふうにするのかということで、私もちらっと聞いたわけですが、プールの上に寒冷紗をつけて、寒冷紗というか、日よけをつけて、そこでやればいいのかというのをちらっと聞いておりますけれども、プールの上に日よけをつけてやった場合、恐らくかなりの金額、数百万円以上の値段、いわゆる施設設備ですか、数百万円以上、そして温水プールは暖房、いわゆる水を温めない、温水にしないで、それを利用すればいいという考えもあるとは思いますが、恐らく日陰ですので、水温は上がらない。子供たちの水泳指導というのは、今これからどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

議員ご指摘のように、真夏、暑い時期の小学校のプール授業につきましては、高温であるがために授業が実施できないというような状況も実際に起きてございます。このようなことから、ご指摘のような可動

式の日よけであるとか、そういったもの、猛暑対策を施しながら、小学校の水泳授業は学校のプールで継続してまいりたいというふうに考えております。具体的な設備等については、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） いろいろと水泳に関するプールを利用した、いわゆる健康志向というのですか、いろいろとありますけれども、これから各自治体において1市4町でも、長瀨町でちょっと聞きましたけれども、温水プールではない、夏場のプールができない、水泳授業ができない、それではどうしようかということになると、温水プールがある各自治体へ行って、そこで水泳授業をするとか、そういうことを考えているみたいですね。とにかく今皆野町、秩父市、1市4町においては3か所の温水プールがあります。どういふふうにこれから温水プールを利用していかは分かりませんが、皆野町で財政的に大変だということは、議員として私も分かりますけれども、とにかくこれからできる、予算的に何とかなるといふような形を取る方向で継続は不可能なのではないでしょうか。今私もいろんなところを歩いていますけれども、ある議員さんの秘書の方に聞きましたら、いわゆる補助金がどのくらいの予算が必要なのかという大まかな試算が出れば、うちのほうで何とか考えますという話も来ています。どうですか、これからまたそういうふうないろいろと温水プール継続に対する検討委員会、継続に対する予算委員会、町長の判断で終了に向けてということになっていきますけれども、とにかくこれからそのような継続に向けて予算のやりくり、どういふふうにやったらいいかと考えながら、多くの方が利用したい、継続していただきたいという希望があります。とにかくこれから町長が終了に向けてとは言っていますけれども、継続に向けて検討することでも考えながらやっていくことも必要ではないかなと思うのですけれども、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 9番、新井達男議員のご質問にお答えいたします。

やはり今の皆野町の財政規模を考えますと、今後様々な課題、例えば公共交通の見直しであるとか、給食費の無償化とか、その時代に合った配分方法というのを考えなければいけない時代に入っております。その中でプールを存続することが難しいという判断に至ったわけですが、その中で今後将来にその負担を引きずらない、残さない責任が我々執行部にはあるというふうに考えております。その責任の下に今回の判断をしたということになります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） 確かに過疎化、皆野町は今財政的にもいろいろ大変だと思いますけれども、とにかく過疎化地域に指定されているわけですが、これを逆手に取って、温水プールがこれほど利用したいという、継続していただきたいという方が1市4町の全体というか、郡外からもいろいろと利用したいという方も大分署名しております。本当に泳ぎやすく立派な温水プールだと私自身思っていますけれども、過疎化地域を逆手に取って、とにかくこれから温水プールのある町ということで、一つのPRにもなるのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 温水プールにつきましては、私も利用者の一人でございますが、その価値は非常に認めているわけですが、やはり今の皆野町の財政規模、今後のかかっていく財政、あるいは

人口減少の中で財源が減っていくという、この時代においては、このプール、水もの施設というものは非常に維持費がかかります。そして、安全性の確保が30年を経過した中では非常に難しい状況にございまして、今ここで判断をしないと、これがさらに経費が積み重なり、さらに改修費もかさみ、またどこか壊れるという繰り返しになる、そういうタイミングに私は入っているというふうに執行部共々理解しておりますので、そういう判断の下の苦渋の決断でございまして、ご理解いただければと思います。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） これから来週の月曜日ですか、月曜日にプール終了に向けての説明会があると思いますけれども、多くの方の意見を聞いて、私も温水プール終了に向けてということで、いろいろとその後町長のところへ行っていろいろ話はしてきましたけれども、一番終了に向けてという答弁に対して残念なのが、なぜ、これから説明会ありますけれども、終了に向けての説明会、終了に向けてと答弁する前に町民の方々に説明会を設けて、それから議員の方にいろいろ全員協議会とか、議会としてのそういう議員の人たちにもいろいろと意見を聞いて、それから最終的に終了に向けてということで判断していただければというふうに思っておりますけれども、まだ終了に決まったわけでは私はないと思いますので、これからどういうふうに持っていくか、町長のいろいろなお考えはあるとは思いますが、板挟みになっている状態だと思いますけれども、多くの方々の署名した方々の気持ちを考えながら、最終的に議会で決定するような方向で考えていただきたいと思います。

質問はこれで終わります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、4番、林太平議員の質問を許します。

4番、林太平議員。

〔4番 林 太平議員登壇〕

○4番（林 太平議員） 4番、林太平です。早速質問に入らせていただきます。

また来てみたいまちづくりのために。前原の不整合駐車場整備をということで質問させていただきます。最近、不整合の駐車場は、土日祝日に登山者が多く、車で来て個々に準備をして出ています。町外の方々が大半です。そこで問題なのがトイレです。今まで多くの議員の方々が関連する質問をしてきましたが、登山者は事前に準備しているから大丈夫との答弁でした。現状は、整備が行き届いていないために、駐車範囲が狭く、マナーの問題だとは思いますが、特に最近は大小問わず用足しをするようです。掃除をする前の状況は、紙等が散乱して車で通る人に町への悪印象を与えかねないのではないかと思います。トイレ及び駐車場の整備を町長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 4番、林議員から通告のありました質問事項1、また来てみたいまちづくりのためにのうち、トイレの整備についてお答えいたします。

前原の不整合に係る観光トイレの整備につきましては、令和4年7月に大湊区長から破風山登山口駐車場観光トイレ建築についての要望書が提出されております。それ以外にも令和4年9月に出牛区長と若林議員の連名で、金沢出牛地区観光トイレ設置についての要望書が提出されております。また、令和4年第

1 回定例会では、林議員の一般質問の中で大塚古墳への観光トイレ設置について要望が行われております。こうした要望内容を踏まえ、観光トイレの設置に当たっては周辺の状況や設置した場合の利用見込み等を考慮した上で、令和5年度中に優先順位や設置の可否を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 4番、林議員のご質問のうち、前原の不整合の駐車場の部分についてお答え申し上げます。

ご質問の駐車場でございますが、前原の不整合の見学者のため、併せて破風山の登山者のために平成28年4月から、地権者から土地をお借りして駐車場として教育委員会で管理しているものでございます。整備が行き届いていないという件につきましては、ご指摘のとおりでございます。特に昨年の夏は雑草の繁茂がひどい状況でございました。これが駐車場の減少を招くとともに、用足しのしやすい状況をつくってしまったものと考えられます。この反省から、今後は適宜除草等を行い、適正に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 再質問させていただきます。

まず、なぜこの質問をしたかということ、町長はどう考えているかということをお聞きしたかったわけなのです。町長、そうすれば次の質問に続いてくるので、町長はこれからはこういうことについてということで、先ほど課長から答弁いただいた、また教育委員会から答弁いただいたのは、ここにも資料があるから、後から言おうと思ったのですけれども、みんな先に今言われたような状況です。町長が替わったので、これからはこういう整備とか観光のトイレについてはこのぐらいはやりますよという答弁がいただけるかなと思って、まず最初それを答弁いただいてから再質問しようと思ったのですけれども、その辺について、町長、どうですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 大変失礼しました。まず、4番、林議員のご質問にお答えいたします。

町内に数多くある登山コースは、町の貴重な観光資源でございます。観光において駐車場やトイレの有無、その管理の状況は、その魅力を左右する重要な要素でございますので、皆野町に来てこんな汚いトイレ、トイレもないのかということやはり問題だというふうに考えております。ご指摘の前原の不整合、破風山登山口駐車場については、改めて除草の実施等適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

また、観光トイレの設置につきましては、先ほど産業観光課長から答弁いたしましたとおり、他の施設、要望も含め、まず令和5年度中に優先順位をきちっと定めまして、順次設置や整備の可否を判断していきたいというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃられるとおり、皆野町に来ていただいて衛生的な面がしっかりしているというのは、町にとっての魅力の一つとしてございますので、しっかりとその辺対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 今のような答弁を先にいただければ、次からは質問にちょっと移らせていただきたいのですが、令和元年12月の定例会において不整合のところではいろんな質問をした中で、県道のところのこういう答弁をいただいたのです。県道の拡幅及び歩道の整備につきましては、県土木整備事務所に今後も要望してまいりたいと考えておりますという答弁をいただいておりますけれども、これが令和元年ですけれども、それ以降に、まず最初、1回ぐらい土木事務所に行っているとかなんとかという経緯はありますか、それを1度質問します。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

ご指摘の県道の歩道の設置、また拡幅の要望でございますけれども、昨年には柴崎町長におきまして、町内の県道改良要望箇所の一つとして県に対して要望してございます。また、同じく昨年、石木戸前町長においても同様の要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 分かりました。もう早い話が5年もたつ経過で、あそこのところはいつ通っても狭いところなので、ぜひ早く拡幅工事ができるような形を取ってもらえればと思います。

そして、先ほど駐車場が狭くなっているところは、次長が言うとおりのとおりなので、ぜひ単管で囲ってもらえればいっぱいまで止めても落ちこまないと思って止められるのですが、単管の囲っていない部分がいっぱいあるので、その部分についてはどんどん狭くなってしまっているの、全て単管で囲ってもらって、まず最初トイレを設置してもらおうと、トイレだけは設置して、金沢の話も先に出ていたけれども、金沢のトイレについても、あそこを通ると相当利用している人が多くて、あのぐらい利用するのであれば不整合の駐車場を造ってもらえれば相当きれいな町で、あそこを通る人がまず最初皆野町であそこで1回トイレ寄っていてもいいかなというぐらいな気持ち。まず最初、車が最近土日は本当に多いので、ぜひその辺のところについては単管で囲ってもらって駐車場の範囲を広げてもらう。そして、これをなぜこんなに騒ぐかという、シルバーで掃除をする人が相当苦労しているという話も聞いていますので、ぜひその辺のところをお願いいたします。

そして、令和3年の3月の定例会においてこういう質問をした人がいる中で、役場の駐車場の公衆トイレの改修予定計画はございますかという質問に対して、答弁が役場駐車場の公衆トイレの改修計画についてですけれども、このトイレにつきましては日常的な利用、それから秩父音頭まつり、イベントなどに使用していただいておりますので、当然必要なトイレということになり、個別に計画中、令和4年度の更新を予定しているところでございますという答弁があります。これについてはどうですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 4番、林議員の再質問にお答えいたします。

役場の外トイレでございますが、昭和53年の建設でございますが、確かに皆野町公共施設個別施設計画の中で令和4年度の更新が決定されておりました。しかしながら、コロナ禍の状態でございますが、イベント等少ないことから、4年度の更新は見送りいたしました。ただし、この後ご審議をいただきます議案第18号の令和5年度一般会計の予算のほうに予算の計上してございまして、令和5年度に更新を予定しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） いい方向だということで分かりました。

あと1点、先ほど産業観光課長が答えた大塚古墳のトイレの問題、それにつきましても執行部からいい答弁をいただいているのですけれども、これはあえて読みません。ただ、課長が先ほど言うとおりの、作らなくてとはというような方向でもあるということなので、ぜひその優先順位を決めていただいて、大塚古墳のところも相当な人が来ますので、作っていただければありがたいと。

そして、トイレのことで質問する中で、上大浜区、中大浜区、下大浜区、線路から内側というか、こっちのバイパス、140号の通り、こっちにはトイレというのが相当、観光トイレとかいろんな施設のところにトイレがあるのです。ところが、線路から向こうの大浜郷、それで親鼻のほうに向けてこれといった町のトイレというのが見受けられないのです。だから、その辺のところでも町のトイレをやっておくと、今プールのことも出て、ウォーキングとか何とか、歩く人も相当いますけれども、あっちを歩いて多分何か災害があってもトイレというのは、向こうの上大浜、中大浜、下大浜見当たらないような気がするのです、その辺のところにも検討してもらえればと思いますけれども、その辺については答弁は誰でもいいのですけれども、答弁してもらえれば。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 4番、林太平議員からのご質問にお答えいたします。

いわゆるエリア的にトイレが不足している場所があるのではないかとというご指摘でございましてけれども、そういった先ほど申し上げた、既に要望が出されているトイレの整備、それに加えてエリア的な要素も加味しながら、今後の整備計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） いろいろ質問してきましたけれども、やっぱりこれをやりますって執行部の方から言われると、一般の人もそうです、期待感が大なのです。それで、4年もたって、5年もたって、いざトイレのことを言うなよと言われるかも分からない、いろんな質問をしている中で、やっぱり4、5年たって何もやっていないとか、それで去年はいい答弁をいただいているにもなおかつできないとなると、あれができないようだったら、去年の大塚古墳の答弁が実現できないのであれば、誰が答弁したってできる可能性が少なくなるような気がするのです、ぜひいろんな検討をしてやりますとか作りますとかという答弁をいただいて、その後みんな期待をしているのです。今度は町長は、皆さんの意見を聞きますって、何でも言ってくださいといって、それは個々にみんな言ってきたら、それは全部実現することは無理で、みんなが代表者質問でした中だってなかなか実現できないものがいっぱいあるので、ぜひ答弁してもらったことはなるべく、4年も5年も置いておくと、そのうちみんな替わってしまっていなくなってしまうので、ぜひ一つ一つ解決していただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 次に、6番、常山知子議員の質問を許します。

6番、常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 6番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、削れるのは食費だけだったのに、節約はもう限界、電気代が3か月で2.3倍に、実質賃金も年金も減らされる中で、あらゆる食料、日用品の値上げ、それに加えて光熱費の大幅上げで暮らしていけないと悲鳴が上がっています。こんなときに岸田政権は、軍事費を5年間で43兆円とし、これは今の2倍で、戦争する国づくりへ進もうとしています。暮らしの支援、経済の立て直しのために今やるべきことは、生活支援、緊急対策、賃上げと消費税減税ではないでしょうか。

さて、東日本大震災東京電力福島第一原発事故の発生から間もなく12年となります。原発事故では、いまだに約3万3,000人の人たちが避難生活を送っています。12年たっても復興は道半ば、廃炉方針の見通しも定まっていません。そんな中政府は、原発事故を踏まえた原則40年、最長60年と定めた原発運転期間の現行ルールを変え、60年越えの運転を可能とする閣議決定を行いました。政府は、原発事故がなかったかのように原発推進にかじを取っています。原発ゼロ、再生可能エネルギーの推進こそ、日本の取るべき道ではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。質問の1つは、ふれあいプール・ホット（温水プール）の存続をです。私は、町の温水プールが町民や近隣市町に住む多くの人から利用され、子供の水泳の学びの場、町民の健康増進の場として重要な施設と認識しています。このような施設をいとも簡単に廃止の方向と決めた町長の考えとそのいきさつを伺います。多くの町民、利用者が廃止しないでと7,079筆もの署名を提出しました。町長は、その声をしっかりと受け止めるべきです。また、質問は新井議員と重複するところがありますが、よろしくお願いいたします。

1つ目は、2022年、昨年12月議会で議員の質問に町長は、温水プールとしての運営は終了に向かい検討に入ると答弁しました。同じ年の6月議会で、議員の質問に教育長は、町長との確認でプール方針については今までどおり存続させていくのが基本と答弁しています。半年もたたないうちに議会や町民への説明もなく廃止すると決めたことについて、そのいきさつをお聞きします。

2つ目は、30年たった温水プールの改修に概算で1億円の費用がかかると答弁しています。1億円の根拠をお聞きします。

3つ目は、温水プールの果たす役割は大きいものがあります。その一つに町民の健康づくりです。もしこの大事な役割を担っている施設を廃止するとしたら、それに代わるものなどどのように考えていますか。

4つ目は、温水プールを廃止した場合、子供たちの水泳の学びの場をどのように考えていますか。

大きな2番目として、空き家対策について伺います。空き家が多くなり、そのままになっているのが現状です。早急な調査と対策が必要です。皆野町過疎地域持続的発展計画の中で空家等対策計画の策定とありますが、空き家対策と結びつけた空き家バンク登録と移住への取組についてどのように考えていますか。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項の1、ふれあいプール・ホット（温水プール）の存続を、①、半年もたたないうちに議会や町民への説明もなく廃止すると決めたこと、そのいきさつについてお答えいたします。

先ほどの新井達男議員からのご質問に対する答弁と重なりますが、ご了承ください。まず、半年という期間で町の方針を示すに至った理由は、昨年11月以降、プール天井材の一部が剥離、落下するという施設の安全性が懸念される事案が複数発生したことでございます。加えて、ボイラー、浄化槽などの老朽化は深刻で、これまでの対処療法的な対応は限界に近い状況にあります。これらのことから、速やかな方針決定が必要であると判断したものでございます。

そして、温水プールとしての運営は終了に向けた検討を始めるとの方針に至った理由は、今後のまちづくりに不可欠な他の行政課題への対策や新たな施策との財源調整の中で、その運営に必要な財源を継続して確保することは困難と判断したためでございます。少子高齢化の進行に伴う人口減少により財政規模の縮小も見込まれる中で、いかに持続可能な行財政運営を実現していくかの観点から、苦渋の決断を下しました。

また、議会や町民への説明もなくとのことでございますが、持続可能な行財政運営の観点から、現実的に温水プールとしての運営継続は断念せざるを得ない状況にあることから、皆様から広く意見を募り、運営の継続の是非を問える段階にないと判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 6番、常山議員から通告のありました質問事項1、ふれあいプール・ホットの存続をのうち、②から④についてお答え申し上げます。

まず、改修費用について申し上げますが、先ほどの新井議員のご質問に対する答弁と重複します。ご了承ください。現時点で修繕や更新が必要と見込まれる概算費用について申し上げます。建物に係るものでは、天井の改修3,450万円、屋根の防水579万円、シャワー室の給排水管430万円、照明機器900万円、機械設備に係るものでは、ろ過機の更新4,084万円、ボイラーの更新985万円、合計1億4,280万円を見込んでいます。

続いて、プール廃止後の健康づくりについて申し上げます。このご指摘は大変重要なことと考えております。健康づくりに関する教室や講座の実施は、今後プールご利用の皆様の声を聞きながら、内容等を十分練って実施してまいりたいと考えております。また、水泳、水中運動の継続のため、秩父市営プール等の利用補助も検討しています。

続いて、子供たちと水泳について申し上げます。学校の水泳授業は、小学校におきましては学校のプールに猛暑対策を施し、これまでどおり実施いたします。中学校におきましては水泳の実技は行いませんが、水泳の事故防止についてしっかりと指導してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 6番、常山議員から通告のありました質問事項2、空き家対策についてお答えいたします。

令和4年12月に策定した皆野町過疎地域持続的発展計画では、移住定住の現状と問題点として、空き家が増加傾向にあるにもかかわらず、空き家の現状、所有者の意向が把握できず、移住希望者に情報提供できる空き家の件数が少ない状況である。移住相談が増加傾向にある一方で、ちちぶ空き家バンクにおける本町の登録件数が少ない状況であり、移住希望者への情報提供ができないことが課題であると記載されております。その対策として、空き家を有効活用するため、空き家対策協議会の開催、町内の空き家所有者への適正な維持管理の指導、ちちぶ空き家バンクなどの情報提供を推進するとしております。地域おこし協力隊や移住サポーターからも、町内の活用可能な空き家物件を増やすこと、特に賃貸物件を増やすことが課題であるとの意見をいただいております。また、空き家バンクにつきましては、ちちぶ定住自立圏事業として1市4町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が協力して、秩父地域における空き家を有効活用し、移住促進を具体化するため、平成22年度から取り組んでおります。皆野町における令和4年度の成約件数は2件、現在の登録件数は7件、この内訳ですけれども、土地と建物一体となったものが3件、土地のみの物件が4件となっております。こうした状況を踏まえ、令和5年度一般会計予算には、町民生活課において空き家等実態調査業務委託料を計上しております。今後の空き家対策の取組につきましては、この実態調査の結果を基に、有効な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

本当に私は、町長の決断って半年でそんなに簡単に決断ができるものなのかなということはこの答弁を聞いて思ったのですが、実は昨年6月議会第2回定例会で、町長は町長就任に当たり今後取り組んでいく施策について5点ほど述べられました。その中で、野球場やテニスコート、プール、ゴルフ場など皆野町はスポーツ天国でもありますと述べて、活力あるまちづくり、公共交通の見直し等の検討、そして4つ目に健康で心豊かなまちづくり、健康長寿のまちづくりに力を入れるとして、ウォーキングやプール、公園、美の山等を活用して健康づくり、地域コミュニティでの健康づくり等を推進していくと決意を述べられました。思い出しましたか。それで、その町長就任の挨拶を聞いて期待をした人は私だけではないと思います。ところが、その半年後には健康づくり推進の一つである温水プールを廃止の方向と答弁しました。重要なこの議会の場で発言したものを議会への説明、町民への説明もないままでも簡単に変更する、なぜですか。町長、もう少し、もう半年で考えがころっと変わってしまうわけですか。先ほどの新たな財源を生むためには、もうこういうものは切らなくてはいけないって、そういうふうにもおっしゃっていましたが、もう一度すみませんが、分かるようにお答えください。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 常山知子議員の再質問にお答えいたします。

この期間、執行部とともにこのプールの問題をかなり細かく検討してまいりました。その結果、まず安全性の問題、そして運営費、ランニングコストの問題、それがかなり負担になっているということが把握でき、執行部の考えとしては、これを維持していくのは皆野町にとっては難しいと、これは将来の皆野町にとって大きな負担になり、今の判断が大変重要であるという結論に至りました。それによって、私もプ

ールの利用者として、プールを使っていたすばらしさを理解しているものとしては、非常に苦渋の決断でございましたけれども、やはり今の温水プールを維持していくのは難しいということでの判断、その変化に及んだ結果でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 苦渋な決断をしたと、そういうことですがけれども、なぜ今度3月13日の説明、この町報には終了に向けての説明会となっているのです。これは終了ありきの説明で、まだ本当に決まったわけではないですよ。私はそういうふうに思います。

ここに第5次皆野町総合振興計画というのがありまして、職員の皆さんもしっかりと頭の中に入れてい我想います。2017年、平成29年から2027年度、令和8年度までの10年間の町の総合振興計画です。まず、副町長に伺います。この計画は、議会での議決事項とし、町全体の総意に基づき策定されたものです。町長が替わろうが、この振興計画は町政運営の最も基本になる計画であると私は認識していますが、このことに間違いはありませんか。簡潔にお答えください。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 6番、常山知子議員からのご質問にお答えします。

今、議員がおっしゃっていただいたとおりだというふうに私も認識してございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。では、この計画の56ページに生涯スポーツ・地域スポーツの推進の項目に現状と主な取組が書かれています。一部を読みたいと思います。現状と課題は、皆野スポーツ公園や町民運動公園、ふれあいプール・ホット、柔剣道場、弓道場、わく・ワクセンターなどを活用し、町体育協会と各種スポーツ団体などをはじめ、町民による健康づくりや仲間づくりが広がっています。また、子どもから高齢者までがスポーツに親しむことができる環境の整備と、スポーツ施設の充実、スポーツ推進委員などの指導員の育成が求められます。これが現状と課題です。あと、主な取組の中では、スポーツ教室や体育大会などのスポーツイベントを通して、子供から高齢者までがスポーツを楽しみ、いろいろな人との交流を行うなど、生涯スポーツの普及に努めます。また、皆野スポーツ公園や町民運動公園、ふれあいプール・ホット、柔剣道場などのスポーツ施設を充実し、生涯スポーツの場として利用者の拡大を図ります。そういうふうにこの計画には書いてあるのです。この中に何年後に温水プールを廃止するなど一言も書いてありません。むしろ主な取組としてスポーツ施設を充実し、生涯スポーツの場として利用者の拡大を図りますとあるのです。町政運営の最も基本となる計画を議会にもかけず、町民への説明もなく変更し、進めてよいのでしょうか。

もう一点、次はこの2022年度、昨年から2051年度までの30年間の計画として立てられた皆野町公共施設等総合管理計画というのがあります。確かにこの中には、温水プールは建設から30年を迎え、大規模改修期となっています。この方針には、スポーツ、レクリエーション系施設については、町民の健康増進、それから医療費の抑制に資する施設であることから、経費節減の下、有効活用を図ると基本としてい我想います。

町長にお聞きします。この2つの計画、第5次皆野町総合振興計画、皆野町公共施設等総合管理計画に基づき町政運営を進めることが私は筋ではないかと思いますが、町長はどのように考えますか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 基本的にはそういった計画をベースに考えるということが計画でございますけれども、その時々、その時代において施設の状況に応じて対応を考えていかなければいけないというのは事実かと思えます。その事実が温水プールに関して、今回事案として発生したということでの変更でございます。以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） この時代に沿ってということですが、この時代、まさにそういう温水プールとか、そういうことが必要な時代ではないかと思えます。

次に行きます。2番目の改修費の1億円の根拠について、いろいろと改修費用の金額を述べていただきましたが、職員にも聞いてみますと、ボイラーが1基交換しなくてはいけないとか、地下の配管がぼろぼろで取り替える必要がある、それについてはもっと早く対応しておけばよかったのにと私は思いましたけれども、職員や関係者の皆さんがいろいろ工夫して節減に取り組んでいることは私もよく分かりました。

では、この温水プールの改修費1億円をどうするか、私なりに考えてみました。私は、2021年度、令和3年度の決算、その質疑において発言をしましたが、町の財政調整基金の積立金は、この間毎年200万円程度となっていました。2020年度、令和2年度は8,900万円の積立金、そしてこの2021年度、令和3年度の積立金は5億1,200万円にもなりました。財政調整基金合計の積立金は約10億4,700万円にもなっています。決して町にお金がないわけではありません。現在、国は各自治体のこのような積立金が多くなっていることに対して、国に比べて地方は余裕があるかのように言って、地方財政の削減を狙っていると聞いていますが、国の地方財政への削減のそうした主張を私は許すわけにはいきませんが、この基金を多くの町民の要望に活用することが大切だと私は考えています。いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 財政基金調整金につきましては、確かにこのコロナ禍の中で多少積み上がってきておりますけれども、この基金自体が皆野町の今後の様々な公共施設の改修であるとか、公共施設の統廃合などを考えますと、決して大きな積み上がった数字ではないというふうに思っております。したがって、今の基金を取り崩しての温水プールの修繕ということについては決定できない状況でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） いろいろと積み立てられていて、これを使うことはできないというふうな答弁だと思うのですが、そのほかに公共施設整備基金、先ほど新井議員も言いましたけれども、それも5億3,000万円あります。やはり大事な税金です、皆さんの。それをただ積み立てておく、これから使うのでしょうかけれども、そうではなくて、積み立てておくのではなくて、ぜひこういった多くの町民の要望に応えることも町の責任ではないかと私は思います。そして、行政の役割というのは、個人や民間ができないことを行っていく、それが行政の役割ではないでしょうか。経費の節減はもちろんですが、費用がかかるから廃止する、それは本当に簡単なことなのです。そうではなくて、町民のために温水プールや施設を活用し、何ができるか考えて実行していくのが行政だと私は思います。

次に行きます。3番目の健康づくりなのですが、いろいろなことをこれから考えて、内容を皆さんにお知らせしていくということなのですが、施設を廃止したら、それに代わるものは何なのか。この間多くの町民から、温水プールは健康づくりに役立っているという声を聞いてきました。町長もそういうふうには言っています。以前はウォーキングをやっていたのだけれども、温水プールに通うようになって、まず

風邪を引かなくなった、腰痛もよくなった、泳ぐことが生活の一部になっている、体力維持と気持ちのリフレッシュができる運動に出会えたこと、それを続けることができる施設があるということに感謝している、大勢の仲間ができ、自分の人生を豊かにし、大きな財産となっている、温水プールは町内の人たちだけでなく、近隣市町からの利用者も大勢いたと聞いています。温水プールがあって皆野の人がうらやましい、これはほんの一部なのですけれども、お伝えします。

では、町では今らくらく健康塾、地域の健康体操など様々な健康体操を実施しています。また、太極拳やヨガなど町民が自主的に行っている体操もあります。また、野外でのグラウンドゴルフやマレットゴルフ、またテニスなどのスポーツも盛んです。剣道や柔道、弓道もあります。自分の都合のつく時間に行って、1年中水泳や水中ウォーキングなどができる温水プールもあります。町長が言っているように、町はまさにスポーツ天国なのです。しかし、温水プールを廃止することは、スポーツや健康づくりの選択肢の一つを町民から奪うことではないですか、どう考えますか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 確かに水泳がなくなるということは、その一つがなくなるということでございませけれども、それに代わる健康づくり、コミュニケーションの場づくりをしっかりとつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 廃止ありきの答弁ですが、温水プールには温水プールのよさがあって、それを利用する多くの人たちがいて、今みんな楽しんでるわけです。私は、温水プールに代わるものはないと考えています。

次に行きます。4番目の子供たちの水泳の学びの場をどのように考えているか、先ほど学校のプールをまた使用するという答弁がありました。学校の水泳の授業とは別に多くの子供たちが温水プールに通っています。そこで泳げるようになっていくのです。教育長の答弁の中に1人の人が泳ぎができるようになることは、1人の命を救うことになる、本当に私もそのとおりでと思います。子供たちの習い事の一つ多いのが水泳だと聞きました。温水プールが廃止されれば、それが奪われることになります。ほかの施設に行けばいいと、そういう考えもあるでしょうが、町内の近いところにあり、安い料金で泳ぎができるようになるのです。未来ある子供たちの水泳の学びの場を奪わないでいただきたい。いかがですか、これが多くの町民の声なのですけれども。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） お答えいたします。

教育長といたしましては、（昨年教育委員会の立場というのですか、）施設の魅力化を図りつつ、利用者の数を増やしていく、魅力化・存続のために努めていくというのが教育委員会の立場でございました。昨年6月の議会で、施設の有効活用を図りつつ、存続の在り方については今後総合的に検討していきますと、そんなふうに答弁いたしました。そのことを受けて、昨年7月から11月にかけて役場庁内で町長を中心に検討を重ねてまいったわけでございます。いきなり廃止ということではなくて、存続できる可能性を模索いたしました。民間企業による運営継続も検討いたしました。残念ながら実現には至りませんでした。町長も答弁しているように、安全性の確保ということが最優先課題となって、ある意味緊急事態かなというふうに私は捉えています。最終的に町長の方針に従いながら、適切な対応ができるように努めていくわけでございませけれども、子供たちの学びをどうするか、単純に温水プールを廃止ということで、水泳の

授業云々はあると思うのですけれども、やっぱり水泳の授業だけではなくて、子供の学びという大きな観点で検討していかなければならないというふうに考えております。ただ、具体的には、もう令和5年度の水泳の授業が迫っていますので、令和6年度以降、その授業をどうするかということで、先ほど次長が答弁したように、猛暑対策を講じて屋外プールを活用していくという方針でございます。ただ、そういった方針についても、様々なご意見を伺いながら、さらに検討していきたいと、そんなふうな考えでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 分かりましたというか、教育長の苦渋な決断もあるわけですよね。

次に、学校の水泳の授業について伺いたいと思います。昨年の6月議会での教育長の答弁の中で、温水プールの学校教育における効果は、児童生徒の体力、水泳力向上をはじめ、猛暑の夏の利用を避け、熱中症や日焼け対策、教員の負担軽減に効果が期待できる、先ほどから出ています。現在、皆野幼稚園や三沢小学校、皆野中学校の水泳授業で活用しています。今後も温水プールの有効活用について検討していくとありました。そして、今年は国神小も温水プールの利用を進めると聞いていました。ところが、今年2月10日、教育長と国神小学校長の連名の保護者宛ての文書には、町長の温水プール廃止に向けた検討に着手する方針により、小学校における水泳授業は、学校プールを活用して今後も継続します。小学校の野外プールに日よけを設置する等の猛暑対策を講じていきます。中学校においては、水泳の実技は行わず、事故防止について指導します、そういうふうな文書が各保護者に渡っているわけです。あたかも温水プール廃止が、私はこれを読んで温水プール廃止が決まったかのような通知に受け止めました。本当に教育現場では、いろいろと方針が変わり大変ではないかと思っています。まず、この廃止がまだ正式に決まっていなわけですよね。なのにこのような通知を出すのか、ぜひその辺をお聞きしたいのですが。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 今ご指摘の通知なのですけれども、町長の方針がまずあって、廃止する際にはという短い文章ではありますけれども、廃止した場合にはこうするという方針を明確にしたわけでございます。というのは、その背景として、やはりこの後プールがどうなってしまうのか、水泳の授業はどうなってしまうのかといういろんな不安の声を保護者の方からお聞きしたという、そういう経緯がありまして、ここはしっかり学校教育の水泳授業については方針を出して、もし廃止した場合にはこうするというような、ある意味不安を払拭するような、そんな狙いで通知を出させていただいたということでございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） それにしては早い対応だったなと私は思いますし、やはり今まで猛暑対策だって、猛暑だから今度は温水プールにと言っていたのをころっと変わって、小学校の屋外プールに日よけをつけて、そういうことをやっていくということなのですが、本当に大変なことです。

ということで、昨年の12月議会で温水プール廃止に向けて検討すると答弁した町長に大きな責任があるとは考えています。いきなり結論ではなくて、議会への説明、町民への説明、廃止ありきの説明ではなくて、町は大変なのだ、こういうことで予算がかかるのだ、だから皆さんに理解してほしいという、まず町民への説明、それを行わないで判断をしてしまった。ですから、皆さんの意見を聞いて、私はしっかりと判断すべきだったと、時間をかけてですよ、半年なんて、猶予がないという答弁でしたけれども、判断するのは早々ではなかったかと思えます。私は、温水プール存続を求めて、この質問を終わりにし、次に

行きます。

次に、空き家対策について再質問を行います。空き家の調査、それからいろいろと対応していくのが本当に待ったなし、これこそ待ったなしなのです。私は、特に移住等を考えている人たちが空き家を取得するのではなく賃貸として利用したい場合に、契約できたときにその空き家のリフォーム代の補助を行うことについて、ぜひ制度として考えていただきたい。物件を購入するということは、課長もおっしゃっていましたようにハードルが高いのです。賃貸ならぜひという人もいます。空き家ですから、リフォームをする場合があります。ぜひそこに町からの補助を出し、町への定住につなげていただきたいと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

移住者が空き家を借りた場合の住宅補助とリフォーム補助ということでございますが、これにつきましては一定の要件を満たした場合には、現在の住宅リフォーム資金助成金の対象になるということで考えております。この助成金の実施要領では、町内に住所を有し、町に小規模契約希望者登録をしている施工業者に依頼して行った20万円以上のリフォーム工事に係る経費に対して、5万円を助成するという内容でございますので、移住者が空き家を借りまして、皆野に住所を移して、その指定された業者にリフォームを頼んだ場合には要件を満たすということで、このリフォームの助成金の対象になってまいります。ただ、助成金が5万円ということですので、新たに借りた場合にこれで十分かといいますと、これは必要に応じて考える必要があると思いますが、現行の制度におきましては、この住宅リフォームの助成金が対象になってくるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 分かりました。リフォーム助成制度、でも5万円ですから、先ほどおっしゃったように、もう少し金額を上乗せしてもよいのではないかなと私は思います。

そして、新年度予算案を見ますと、空き家等実態調査のための予算が計上されています。実態調査は、本当に持ち主が分からない場合もあったり、分かったとしても交渉など大変な作業であって、時間がかかる作業ですが、町の本当に安心安全なまちづくりのため、そして移住促進のためにも、一刻も早く空き家対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、12番、宮原睦夫議員からの通告のありました一般質問について、取下げの申出がありました。許可いたしましたので、ご報告をいたします。

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、2023年、令和5年も既に3月上旬、ウグイスの鳴き声も聞かれる時期となりました。他方、新型肺炎コロナウイルス感染症、最近では第8波ということがほとんど聞かれなくなりました。しかし、昨年の11月頃から年末年始、そして今日にかけても第8波の感染状況に変わりはないと思います。

こうした中、岸田首相は1月の27日、平常な日本を取り戻す、こうした理由で国費負担の削減等を意図して新型肺炎コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日より季節性インフルエンザと同等の5類への引下げを決定しました。1月の1か月間の死者は1万人を超え、過去最多、最悪の状況下、またコロナ感染症の収束も見通せない中で5類への引下げの決定であります。これに対し、全国知事会等からも医療費や病床の確保、ワクチン接種への国費の負担継続等が求められております。また、数日前までは、連日80人を超える死者を出しているコロナ感染症から国民の命と健康を守るために、医療体制の抜本的な整備を図る中で、重症者や死者の減少、そして治療費や入院費など公費負担の継続、またコロナ感染症収束に向けた取組を最優先にすべきであろうというふうに思います。

岸田首相は、昨年来のロシアによるウクライナ侵攻に乗じた敵基地攻撃能力保有論に加え、自民党や維新の会からの核兵器共有論や非核三原則見直しなど、右翼的言動と一体に北朝鮮や中国の脅威をあり、防衛力を強化して国民の命と暮らしを守るとして、昨年12月、相手国の領域内を攻撃する敵基地攻撃能力の保有、そのための5年間の軍事費43兆円など、安保関連3文書を閣議決定しました。このことは、憲法に基づいて専守防衛に徹し、軍事大国にはならないとしてきた戦後の防衛政策の大転換であり、憲法無視の暴挙であります。そして、政府の新年度防衛予算は過去最高の6兆8,000億円と、今年度当初より1兆4,000億円もの増額予算であり、この中には敵基地攻撃の手段である米国製巡航ミサイルトマホーク400発分、1発3億円から5億円と言われておりますが、この購入費も含まれているようです。

先日、ある日刊紙の投書欄に沖縄県の77歳の男性が次のように投書しております。「戦争体験のない政治家が危機感をあり、抑止力として軍備の強化、防衛費の増強を進めようとしているが、国際間のリスクを高めるものと危惧する。理屈ではない。戦争はいけない。いかに命と平和が尊いか、沖縄のみならず、国民のみんなが声を上げ、その輪を広げていこう」、このように訴えておりました。まさに軍事力や核兵器、軍拡競争で戦争は抑止できないし、戦争で犠牲になるのは多くの国民であり、市民であることは、今日までの歴史やウクライナ戦争での現実からも明らかであります。

今月11日は、あの未曾有の大震災であった東日本大震災、また人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から丸12年がたとうとしています。しかし、原発放射能の汚染により、今日においてもふるさとを奪われ、戻りたくても戻れない原発避難者は約3万人と言われております。また、福島原発の廃炉作業は遅々として進まず、放射能汚染水は今日でも毎日約180トンも増え続けているようです。そして、全国の原発から排出される使用済み核燃料や高レベル放射能廃棄物など、処分もできず増え続ける核のごみの中、岸田首相は2月10日、脱炭素エネルギーの安定供給などを理由にして、原発の運転期間延長、新型原発への建て替えなど、福島原発事故以後の脱原発依存からの大転換を閣議決定をしました。こうしたことは、国民大衆や地域住民の命や健康、暮らしや自然、地域社会の崩壊につながるものであり、脱原発、反原発を求め、再生可能エネルギーなどによる電力供給を求めていかなければならない、このように思っております。

防衛費、軍事費に莫大な税金を浪費するのではなく、若い人たちが夢と希望を持ち、安心して結婚、出

産、育児のできる賃金をはじめとした労働環境の整備、学校給食や大学をはじめ、高等教育の無償化など、教育や社会環境の抜本的整備こそ異次元の少子化対策と言えるのではないのでしょうか。いずれにしても、国民大衆や地域住民の命や健康、暮らしや福祉、平和を守り、持続可能な社会構築に向けた政治への転換が求められていると思います。

それでは、通告に基づきまして、1項目ですが、質問に入りたいと思います。平和行政についてであります。皆野町は1995年6月16日、「わが国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を人類のうえに再び繰り返してはならない歴史的な使命を担い、戦後一貫して核兵器の廃絶を民族的悲願として来た。私たちは恒久的平和を願い、世界の果てしない核軍拡競争と核戦争の危機を深く憂慮するものである。よって、皆野町は世界の恒久平和を願い、わが国の国是である非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を目ざして、美しい自然と歴史ゆたかな郷土を守り、平和と安全を次の世代に残すため「非核平和都市宣言」をする」、こうした議決を行ってきております。私は、町政に対する要請事項の中でも、平和憲法を守る施策として非核平和都市宣言の自治体であることを周知するため、町内の要所に非核平和都市宣言の町の看板を設置すること、また世界で唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に批准するよう、国に働きかけることなどを要望しております。

今日、核兵器共有論や非核三原則見直しなど、右翼的言動が強まる中、また岸田政権による敵基地攻撃能力の保有や大軍拡路線が敷かれようとしている今日、改めて核兵器廃絶、恒久平和を願う非核平和都市宣言が重要視されねばならない、このように思っております。この自治体宣言を町民に周知させると同時に、町内外に広くアピールするための非核平和都市宣言の町の看板の設置、また懸垂幕の設置について柴崎町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 11番、内海議員から平和行政についてどのように考えているかのご質問ですが、平成7年6月に決議された非核平和都市宣言を重く受け止めております。また、当町は平成21年3月に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現への寄与を目的に設置された平和首長会議に加盟しております。令和4年10月20日には、平和首長会議国内加盟都市会議は岸田文雄内閣総理大臣に核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請書を提出し、一刻も早い核兵器禁止条約への署名、批准を強く要請しております。非核三原則と核の傘については議論のあるところであり、最終的には外交、防衛、安全保障を担う国の責任において日本を取り巻く国際環境、外交事情を踏まえ、判断されるべきものと考えますが、当町においては非核平和都市宣言を踏まえ、今後も平和首長会議の加盟都市と連帯し、核兵器廃絶に向けた取組を推進してまいります。

非核平和都市宣言の町の看板については、今後町の中心部に設置し、懸垂幕についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。町長の冒頭の挨拶の中でもありましたが、就任早々の昨年5月、ウクライナ支援のチャリティーコンサート「平和への調べ」ですか、バンドウーラ奏者のカテリーナさんを通じての平和への尊さなどを訴えて、また先ほど答弁いただいた、平和都市の関係を含めて、町長の平和に対する強い思い、そういったことを述べられたというふうに理解しております。

看板の設置ということで、中心部に設置をしたり、懸垂幕の検討もしたいということなのですが、具体的に昨年の11月に町政要望を出させていただいたときに、秩父音頭の家元碑のところ到现在でも人権尊重に関する三角柱の看板が設置されております。この看板については、3面とももう色あせておきまして、そういった状況にあるということで、私のほうからも意見を述べさせた経過があります。恐らく町長もこういった状況については把握されていると思いますが、中心部に設置するというので答弁いただいたのですが、この後の議案第16号において、人権啓発看板張り替え工事費約29万円が計上されております。この関係も含めまして、この補正予算の中で出されている予算、看板の張り替えですか、これとの関係を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員からの再質問にお答えします。

まさしく議員ご指摘のとおりでございます。人権尊重モデルの町の看板につきましては、平たく言いますと、何が書いてあるか分からない状態でございます。実は内海議員とともに、12番、宮原議員からもご指摘をいただいたところでございます。このために本定例会の議案第16号に補正予算第8号として計上しまして、リニューアル化しまして、町の中で平和都市宣言と併せて看板を更新したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。そういったことで非核平和都市宣言の町の看板も入れていただくと、そういったことで理解させていただきたいと思っております。

そういったことで、懸垂幕の関係なのですが、これについても検討していただくということなのですが、昨年の柴崎町長就任の前後だったと思っておりますが、役場正面に「国を守る陸海空自衛官募集」の懸垂幕が掲示されておりました。間もなくして他の場所に移された、そういった経過があらうかと思っておりますが、いずれにしても、戦地への派遣につながる自衛隊員の募集の掲揚については、今後ぜひ控えていただくよう要望させていただきたいというふうに思います。

そういったことで、ぜひ早い時期にこの懸垂幕についても設置できるように要望させていただきまして、質問を終わりにしたいと思います。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおりです。議案は、議案第1号から第20号までの20件、承認第1号の1件、同意第1号の1件、以上22件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第1号 皆野町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第1号 皆野町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

犯罪被害者等を支援するための施策の基本理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第1号 皆野町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

この条例案は、犯罪被害者等基本法第5条の地方公共団体の責務に基づき、犯罪被害に遭った町民やその家族を支援するための基本理念と施策の基本となる事項を定め、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものでございます。

議案書を1枚おめくりください。第1条は、この条例の目的を定めるものでございます。

第2条は、この条例で用いる主な要望について定義を定めるものでございます。

2ページの第3条は、基本理念を定めるもので、犯罪被害者等への支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切に途切れることなく行うとともに、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害したり、2次的被害を生じさせることのないように行い、個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して推進されなければならないと規定してございます。

第4条は、基本理念にのっとり関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するとともに、施策が円滑に実施されるよう、関係機関との連携協力を図ることを町の責務として定めてございます。

第5条、町の責務、第6条、事業者の責務では、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害したり、2次的被害を生じさせることがないよう十分配慮し、町等が実施する施策に協力するように努めることなどを定めてございます。

第7条は、犯罪被害者等からの相談に対し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整など、町が必要な措置を講ずることを規定したものでございます。

第8条、見舞金の支給では、犯罪行為により死亡した者の遺族に遺族見舞金として30万円を、傷害を受けた者に障害見舞金として10万円を支給することを規定してございます。

第9条から第12条は、基本となる支援体制の整備を規定するもので、第9条は人材の育成等、第10条は民間支援団体への支援、第11条は町民及び事業者の理解の増進、第12条は意見等の反映についてそれぞれ

規定するものでございます。

最終ページ、第13条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める委任規定でございます。

附則でございますが、第1項は、この条例の施行は令和5年4月1日からとし、第2項は、経過措置を定めており、第8条に規定する見舞金について条例の施行日以降の犯罪行為を適用するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 質疑をさせていただきます。

3ページを御覧ください。8条の（1）、犯罪行為により死亡した者の遺族、遺族見舞金30万円、（2）、犯罪行為により傷害を受けた者、障害見舞金10万円とございます。これは皆野町において過去に相談件数があったのかどうか、そして現在被害者の実態はどうなっているのかお聞きしたいと存じます。

そして、9条、町は犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとありますが、職員を配置するのかどうか、また人材の育成とございますが、人材の育成の方法、どんなことを考えているのか教えていただきたいと存じます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 2番、横田揚雄議員からのご質問にお答えします。

第8条の見舞金の支給につきましては、犯罪行為といいますが警察の定義になりますので、今のところこちらでどの関係が遺族か、またどの方が障害者になったかという情報は知り得ておりません。今後、この条例が施行するに当たりまして、警察と連携を取りながら、犯罪行為により死亡、あるいは犯罪行為により傷害を認めてまいりたいと考えております。

次の第9条でございますが、新たに人材を配置する考えはございません。行政担当という総務課の中に担当がございますが、その中で情報を共有するとともに、これからしっかり勉強して対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 人材の育成のところは準備がないということでございますが、今後資質の向上のためにぜひ必要な措置でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第2号 皆野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

- 町長（柴崎 勉） 議案第2号 皆野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町過疎地域持続的発展計画に基づき、固定資産税の課税免除に関する必要事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 太幡和也登壇〕

- 税務課長（太幡和也） 議案第2号 皆野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

この条例は、皆野町過疎地域持続的発展計画に基づき、町内の製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業を営む事業者が一定の事業用資産を取得した場合に、当該資産に係る固定資産税の課税を3年間免除するものでございます。なお、課税免除による固定資産税減収分の75%につきましては、普通交付税で補填されるものとなります。

1枚おめくりいただきまして、条例1ページを御覧ください。条例第1条は、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得を課税免除の対象とするものでございます。

中段、第2条は、課税免除の対象となる資産の取得価格を規定したものとなります。

2ページを御覧ください。2ページ上段、第1号は、製造業または旅館業にかかります対象資産の取得価格を500万円以上とするものでございます。なお、資本金の額が5,000万円を超え1億円以下である法人の場合は1,000万円以上、1億円を超える法人の場合は2,000万円以上を対象とするものでございます。

第2号は、情報サービス業等または農林水産物等販売業にかかります対象資産の取得価格を500万円以上とするものでございます。

その下、第3条は、課税免除の期間を新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度とするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。最後になりますけれども、附則によりまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 1ページを御覧ください。上から4行目、産業振興促進区域とはどこか教えてください。

また、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等の対象件数と免除額をあるのかどうか、どのくらいなのか、またこれに対して国からの支援はあるのかどうかお聞きします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 2番、横田揚雄議員からのご質問にお答えいたします。

まず、対象地域でございますけれども、皆野町過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域ということになってございますので、皆野町町内全域ということになります。

それから、対象となる業種ですけれども、この計画において振興すべき業種として定められております4業種となっております。製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業でございます。なお、課税免除でございますので、取得された資産によりまして免除額が変わってくるものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○2番（横田揚雄議員） ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第3号 皆野町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第3号 皆野町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

みらい創造課の名称を企画財政課に変更するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長（嶋田政則） 議案第3号 皆野町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、みらい創造課の名称を企画財政課に変更するため、関係する条例を改正するものでございます。

それでは、議案の後ろに添付しました参考資料でご説明いたします。新旧対照表の1ページ上段を御覧ください。右側の現行欄、第1条第2号中「みらい創造課」を左側、改正後の欄、「企画財政課」に改めるものでございます。

続いて、下段を御覧ください。附則第2項は、皆野町議会委員会条例の一部改正でございます。右側の現行欄、第2条第1号中「みらい創造課」を左側の改正後の欄、「企画財政課」に改めるものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。附則第3項は、皆野町総合振興計画審議会条例の一部改正でございます。右側の現行欄、第7条中「みらい創造課」を左側改正後の欄、「企画財政課」に改めるものでございます。

議案書本文にお戻りください。附則第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） この設置条例に反対する立場ではないのですけれども、総務課からみらい創造課に移ったときにたしか前の副町長の答弁で、役場職員からの意見を聞いて、皆さんの投書というか、そういうのを聞いてみらい創造課に決めましたということをお答弁したのを覚えているのですけれども、今回は内容がよく分からないと、そういうことで企画財政課、みらい創造課のほうが何か夢があるような気がするのですけれども、企画財政課というのは、皆さんの総意でこの名前にしようということで決まったのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 6番、常山知子議員からのご質問にお答えをいたします。

みらい創造課の名称につきましては、いわゆる職員に意見を募ってという議員からのご説明のとおりでございます。今回のみらい創造課の名称の変更の際には、職員に意見を募るということではなく、関係課の中で町民にとってより分かりやすい名称という形で決めさせていただいたものでございます。これは町民の方からも、みらい創造課、何を所管しているのかなというようなお声も聞きましたし、町長も就任当初からなかなかみらい創造課、ご理解が、何を担当課なのかということが分かりづらいのではないかなというようなお考えも聞いておりました。また、議員からもご指摘をいただく部分もございました。そういったところを踏まえまして、今回名称の改正に至ったものでございます。ただ、中身に関しまして

は、未来に向けて明るい取組をしっかりと取り組んでいくという思いで仕事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時01分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年の人事院勧告に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改正したため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

まず初めに、国の人事院における給与勧告等についてご説明いたします。人事院におきましては、令和4年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関する法律の規定により、給与法の適用を受ける一般職の国家公務員の給与について報告し、勧告いたしました。その報告の概要は2点でございます。1点目は、民間給与との較差0.2%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるものでございます。2点目は、0.1月分ボーナスを引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分するものでございます。その後の閣議決定を踏まえ、国では令和4年11月18日に人事院勧告どおりに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を公布いたしました。また、地方公務員の給与改定については、閣議決定の趣旨に沿って適切に対処しようと総務省から技術的な助言に基づく文書が発出されているところであります。

それでは、本議案のご説明をいたします。議案書を1枚おめくりください。第1条、本文3行目、第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。この改正規定は、令和4年度の期末手当について人事院勧告どおりに0.1月分引き上げ、12月の期末手当として支給するものでございます。

第2条は、令和5年度から支給月数を6月、12月、それぞれ2.20月として、年間で0.1月分引き上げるものでございます。

附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行、ただし、第2条の6月、12月の支給月数を2.20月とする規定は、令和5年4月1日から施行すると定めるものでございます。

第2項は、改正条例を令和4年4月1日に遡及適用するものでございます。

第3項は、期末手当の内払いの規定でございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第11、議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年の人事院勧告に準じて、町長等の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。改正内容につきましては、先ほどの議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と同様でございます。

第1条、本文3行目から、第6条第2項中の改正は、令和4年度の期末手当について人事院勧告どおりに0.1月分引き上げ、12月の期末手当として支給するものでございます。

第2条は、令和5年度からの支給月数を6月、12月、それぞれ2.20月として、現行から年間で0.1月分引き上げるものでございます。

附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から、ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行すると定めるものでございます。

第2項は、改正条例を令和4年4月1日に遡及適用するものでございます。

第3項は、期末手当の内払いの規定でございます。

以上、議案第5号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第12、議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年の人事院勧告に準じた町職員の給与改定のほか、町職員の職務について所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

令和4年の人事院勧告の概要につきましては、議案第4号の説明のとおりでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、改正条例の1ページ目を御覧ください。第1条、本文3行目、第17条の7第2項の改正は勤勉手当に関するもので、第1号の改正は再任用以外の職員の規定で、人事院勧告どおり、12月の支給月数を「100分の95」から「100分の105」に改め、年間月数を0.1月分引き上げるものでございます。

5行目からの第2号の改正は再任用職員の規定で、「100分の45」から「100分の50」に改め、年間月数を0.05月分引き上げるものでございます。

その下、7行目からの別表第1の改正は、給料表の改正でございます。この給料表の改正は、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ、20歳代半ばに重点を置き、初任の主幹等の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について改善するものでございます。平均改定率は全体で0.3%でございます。

参考資料の新旧対照表は、給料表の全部改正をしていることから、全てに下線が引かれ、理解しづらいところがありますが、具体的には当町の主事級である1級では1号給から87号給まで、主任級である2級は1号給から55号給まで、主査級である3級は1号給から35号給まで、主幹級である4級は1号給から15号給まで、課長級である5級は1号給から7号給まで改正するものでございます。

5ページの下段を御覧ください。第2条の規定は、勤勉手当の支給月数の改正でございまして、下から3行目の第1号は、再任用職員以外の職員の規定でございまして、令和5年度からの支給月数を6月、12月、それぞれ1.00月として、現行から年間で0.1月分引き上げるものでございます。

最下段から6ページにかけての第2号は、再任用職員の規定でございまして、令和5年度から支給月数を6月、12月、それぞれ0.475月として、現行から年間で0.05月分引き上げるものでございます。

第2条の後段、別表第2の職務級3級の標準的な職務に新たに参与を加えるものでございます。

附則でございしますが、第1項は、この条例は公布の日から、ただし、第2条の6月、12月の支給月数を

改正する規定は、令和5年4月1日から施行すると定めるものでございます。

第2項は、改正条例を令和4年4月1日に遡及適用するものでございます。

第3項は、期末手当の内払いの規定でございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 1ページの別表第1の関係なのですが、この給料表はいつから適用になるのか。

それと、8ページ、別表第2の等級別の基準職務表、3級に参与を加えるということなのですが、新たに加える理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、給料表の改定でございますが、附則で申し上げたとおり、第1条の規定でございますので、こちらにつきましては令和4年4月1日から遡及適用いたします。

参与を加える規定につきましては、附則の第1項のとおり、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 3級に参与を加える理由、こういった理由で参与を加えたのか。

それと、給料表については4月1日から適用ということであります。今日までの差額分については、こういった形で支給するのか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 1点、先ほどの答弁に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

参与を加える条例の規定でございますが、こちらは第2条になりますので、附則の第1項、ただし書などの条文が適用されまして、第2条の規定は公布の日からではなく令和5年4月1日からということでご理解をいただきたいと思っております。

支給につきましては、遡及適用して支給するようにいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 内海議員からご質問のございました、参与を置く意図というところでしょうか、それについてお答えいたします。

定年が延長になってまいりまして、課長級役職定年ということになりますと、役職が定年になった以降は主査級という扱いになります。ただ、その中の内部運用的なところなのですが、主査というような名称ではなく、課長を退いた立場から参与という一定の重みのある名称から、しかるべき立場から今後の町政を支えてほしいというような思いのところから参与という名称をこのたび追加をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 差額分についてはいつ支給になるのか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、内海議員の質問にお答えいたします。

3月に支払いをいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 了解しました。それで、参与の関係なのですが、今までも管理職で退職されて再任用というか、そういった形の方も勤めてもらっていますが、その人については主査ということで、そういう形で進めてきたと思うのですが、今回新たに参与という加えたわけですね。私が思うのには、参事で退職された人、その人が再任用で勤める場合について参与という形になるのかなというふうに理解したのですが、そういうことなのでしょう。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） この参与という名称になるのは、課長級以上ということで考えてございます。ですので、参事、課長級含めて参与という名称にさせていただくものでございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第13、議案第7号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第7号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年の人事院勧告に準じて町会計年度任用職員の給料額改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第7号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。今回の改正の概要は、職務の級の追加と給料表の改正でございます。本文6行目、職務の級、第4条の2の追加につきましては、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その種類ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとしと規定しております。この内容につきましては、4ページ目中ほどを御覧ください。現行は、職務の級がそれぞれ1級のみで、等級別職務表の規定はございませんが、表を追加し、教育職に2級を設け、基準となる職務として相当の知識または経験を必要とする職務を規定するものでございます。これは公立義務教育諸学校長経験者を条件に学校教育指導員、教育相談員、特別支援教育指導員を、また教員免許状取得者を条件に非常勤講師を採用するためのもので、他自治体との関連から優秀な人材を確保するために追加するものでございます。

申し訳ございません。1ページにお戻りください。1ページ下段から4ページ上段までの別表第1、第4条関係給料表の改正は、行政職1級、教育職1級につきましては、人事院勧告どおりの改正でございます。給料月額につきましては、おおむね4,000円程度引き上げられております。また、新たに教育職に2級を追加するものでございます。

4ページ目、附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行し、新条例の適用は令和4年4月1日に遡及適用するものでございます。

第2項は、給与の内払いの規定でございます。

以上、議案第7号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第14、議案第8号 町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第8号 町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

赴任に伴う職員及び扶養親族の住居移転費用について、移転料及び扶養親族移転料として支給できることとするほか、所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第8号 町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

まず、議案に誤植があり、本日差し替えとなったこと、ご迷惑をおかけしました。今後はこのようなことがないように、よく精査してまいりたいと存じます。

それでは、議案書の1枚目をおめくりください。3行目の改正は、改正される地方公務員法の引用条項に合わせるものでございます。

その下、「移転料、扶養親族移転料」を加える、この規定は地方自治法第204条第1項第3項に基づく追加でございます。

第14条の2、移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について支給し、移転料の額は、次の各号に規定する額によると定めておまして、第1項第1号は、扶養親族を移転する場合の規定で、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額としております。

第2号は、扶養親族を移転しない場合の規定で、前号の2分の1に相当する額としております。

第3号は、1年以内の扶養親族の移転に関する額でございます。

第2項は、第1項第3号の路程に差があった場合の規定でございます。

第3項は、やむを得ない事情がある場合の第1項第3号の延長の規定でございます。

下段、第14条の3、扶養親族移転料の額の規定でございます。第1項第1号は、2ページのア、イ、ウで12歳以上の者、12歳未満6歳以上の者、6歳未満の者の鉄道賃等を規定しております。

第2号は、旅行に係るもので、扶養親族の旧住所地から新住所地までの規定とするものでございます。

第2項は、赴任を命ぜられた日において胎児であった子について扶養親族とみなす規定でございます。

2ページ下段から3ページ上段にかけての別表第2は、移転料の定額を定めているものでございます。この別表第2を適用することが最も想定される事例は、埼玉県との相互派遣等でございます。例として旧在勤地が皆野町役場で新在勤地が埼玉県庁であったときは、左から2つ目の路程50キロメートル以上100キロメートル未満が適用されることとなります。

議案書の最終ページ、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第8号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

6番、常山知子議員。

○6番(常山知子議員) 新旧対照表の1ページに旅費は鉄道賃、船賃、航空賃とあって書いてありまして、移転料、扶養親族移転料及び雑費とするって書いてあるのですけれども、この移転料というのは具体的には何なのですか。

○議長(大澤金作議員) 総務課長。

○総務課長(長島 弘) 6番、常山知子議員の質問にお答えします。

いわゆる引っ越し代でございます。

○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。

○6番(常山知子議員) 交通費が出ますよね、まず。これは引っ越しをするときの費用が入ることなのですね。引っ越しするにもお金いっぱいかかりますけれども、それもちゃんと町で負担するということなのですね。そういうことでいいのですね。分かりました。

○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

2番、横田揚雄議員。

○2番(横田揚雄議員) 常山議員の質疑に似ているのでございますが、移転料及び扶養親族移転料として支給できることとするという、この理由は何か説明をしていただければありがたいわけです。

それから、この附則は公布の日から施行するとありますが、今日からなのか、あるいは4月1日からなのか、それをお答えください。

○議長(大澤金作議員) 総務課長。

○総務課長(長島 弘) 2番、横田揚雄議員のご質問にお答えします。

第2条につきましては、町の命令に基づく移転でございますので、その費用を補填するものでございます。

また、附則の公布の日から施行するというものは、議会から議決結果送付を受けた後に3日以内に条例を公布いたしますが、その日となりますので、通例ですと3月の中旬から適用するようになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第15、議案第9号 皆野町育英奨学資金貸与条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第9号 皆野町育英奨学資金貸与条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

成年年齢の引下げに伴い所要の改正を行い、併せて手続の細部について規則に委任するため、この案を提出するものであります。

ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 議案第9号 皆野町育英奨学資金貸与条例の全部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

初めに、本改正の背景について申し上げます。本条例に基づく奨学資金の貸付け対象となるものは、高等学校または高等学校を卒業した後、進学する大学や専門学校に在学するものでございます。改正前の条例では、未成年が借受け主体となることを想定し、学生とその保護者双方に資格要件を設けておりました。昨年4月、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、高等学校卒業時には学生本人が単独で法律行為が可能な成年であることとなったため、保護者に係る規定を整理する必要が生じました。あわせて、改正前の条例では、借受けや返還に係る手続の細部まで条例で規定していたことから、これらについては新たに制定する規則に委任することが適当と判断いたしました。こうしたことから、この全部改正は奨学生と学生と保護者に関する規定を整理した上で、旧条例の骨子を残し、手続に関する事項は規則に委任することとしたものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。議案を1枚おめくりください。第1条、目的は、旧条例の字句を整理し、同様の内容としてございます。

第2条、定義は、旧条例で曖昧であった学校種別について整理いたしました。

第3条、奨学生の資格は、保護者に係る規定を削除し、奨学生本人の要件から身体強健を削除いたしました。

第6条、奨学金の貸与は、本人に対して行うことを明記しました。

少し戻って第4条、奨学金の種類及びその額、第5条、奨学金の貸与期間、次のページになりますが、第8条、奨学金の返還から第10条、返還の免除までの規定は、旧条例の内容を踏襲しております。

第11条は、奨学金の貸与、返還等の手続に必要な規定を規則に委任するものでございます。

附則については、施行期日と経過措置に関する規定でございます。

以上、議案第9号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 皆野町育英奨学資金貸与条例の全部を改正する条例を別紙のとおりとするとございますが、全部改正ということですのでけれども、主な改正点を説明していただきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、横田議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げたところではございますけれども、旧条例では未成年が保護者とともに奨学金の貸与を受けることを想定しておりました。しかしながら、18歳になって成年になると、大学生でも本人単独で貸与を受ける、金銭の消費貸借契約に当たるものですが、この法律行為が可能になるようになりました。なので、保護者の存在を前提としていた制度を学生本人が借り受けるということを明記をしたというのが1点目、大きな改正の理由でございます。

もう1点は、旧条例では貸付けに係る提出書類であるとか、返還のときの手続であるとか、そういった細かな点までを条例で規定しておりましたが、それを規則に委任をするということで、条例本体をスリムに、要点だけをうたう条例に改めたということになっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 数字を調べてくればよかったのですが、今コロナ前と比べて奨学金資金貸与を受けている子供たちというか、学生さんは増えていますか、それとも減っているのか、ちょっとお願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 6番、常山議員のご質問にお答え申し上げます。

奨学金の資金の貸与を受けている学生の数でございますけれども、減少傾向でございます。令和4年度、本年度貸与を受けているものは10名、今のところ来年度に向けての申込み、まだ3月ですので、受け付けている途中ではございますし、4月に入ってからの申請もありますが、今のところ来年度の新規はまだ申込みを受けておりませんので、来年はこのまま申込みがないと、卒業する者も含めて9名になる見込みとなっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 今学生たち、特に皆野町なんかは大学生だと家から通える、なかなか通えないです。向こうの東京のほうとか、近くに下宿をしたりして学生生活を送っているわけですが、本当に大変な、授業料もかかるし、そういう生活費もかかるし、そういうところでこういう育英資金があって本当にいいなと思うのですが、町として将来の子供たちに対して返済のない奨学金制度というのは、そういうのも考えてもらえたらなと思うのですが、それはどうでしょう。子供たちへの投資です。大学生の人たちがこういう貸付けを受ける、それに返済のない奨学金、そういうことはあまり考えたことはないですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） その点については検討したことはありませんけれども、今後の中で必要あれば検討していきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ある自治体なんかでは、町に帰ってくることを条件に返済はしなくていいよという、そういうこともやっているところはあるそうです。

それから、今自民党の中で考えていることは、子供を産むか産まないかでその返済を少なくするとか、返済しなくてもいいとか、そんなばからしいことを考えているえらい議員さんたちもいるのですけれども、そんなことは絶対に許してはいけないと思うのですけれども、町が将来の子供たちに対して本当に頑張ってくれよ、そして町のためにも働いてくれよという意味で、やっぱり返済のない奨学金というものは必要ではないかなと思いますので、ぜひ頭の隅に置いておいてください。お願いします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第16、議案第10号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第10号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町立小中学校の学校給食費の無償化に必要な所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 議案第10号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨を申し上げます。本件改正は、町長の提案理由にもありましたとおり、小中学生に係る給食費を無償化するためのものがございます。

議案の後ろにつけました新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表1ページをお開きください。第4条、給食費でございます。第1項、改正後の欄、町長が給食費を徴収する対象を皆野幼稚園の園児の保護者と町立の学校、または給食センターに勤務する職員とし、現行の欄にある児童生徒を削除しております。

第2項は、それぞれの給食費の額で、改正前と変更はありません。

第3項及び第4項は、小中学生の給食費の無償化により不要となる規定の削除でございます。

1枚戻り、議案書本文を御覧ください。最下部の附則でございますが、施行期日と経過措置に関する規定でございます。

以上、議案第10号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 学校給食といいますか、小中学校の児童生徒の給食を新年度から無償化ということで、この条例の改正が提案されているわけなのですが、私もこの間そういった形で小中学校の給食の無償化ということで要望もさせてきていただいております。関連質問になろうかと思うのですが、町外の学校に通学する児童生徒に対しての学校給食相当分を補助するということがこの予算大綱の中にも触れられております。そういったことで、この補助規定、町外に通学する児童生徒の補助するこの規定についてはどこに設けるのか、また補助金はどの項目からの支出を予定しているのか、あわせて令和5年度の町外に通う該当者、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 内海議員のご質問にお答え申し上げます。

町外の学校に通う子供たちの補助でございますけれども、こちらは教育委員会の要綱で補助要綱を制定し、補助を実施する予定でございます。金額については、町内の小中学生と同様というふうに考えております。

支出につきましては、教育委員会所管の補助金というところで支出を予定をしております。

人数については、すみません、資料は当初予算の中にあるのですが、今すぐに見つかりませんので、申し訳ありません。少々お時間をいただきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 無償化に必要な財源額はどのくらいか教えていただきたいと思っております。また、その財源はどこから充当するものかも一緒をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、横田議員のご質問にお答えいたします。

財源ということでございますけれども、財源というか、金額でございますけれども、この条例改正によりまして、改正がなかったら得られたであろうというものになりますけれども、その費用としては2,833万9,000円を予定をしております。

それから、内海議員のご質問にありました人数でございますけれども、県立の特別支援学校に通う子供

18人分、私立の小中学校に通う子供5人分見込んでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 2番、横田議員のご質問にお答えいたします。

給食費の無償化に伴い減額となった財源でございますが、給食費の無償化に充てる特定の財源はございませんので、一般財源を充てるということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第17、議案第11号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第11号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第11号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

議案の後ろに改正条文の新旧対照表を添付いたしましたので、御覧ください。新旧対照表によりご説明

いたします。健康保険法施行令等の改正では、令和5年4月1日より出産育児一時金の支給額40万8,000円から48万8,000円に改正されました。他の医療保険との給付の差異が生じないように、公平な保険給付を行うよう改めるものです。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時22分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第12号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第18、議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,300万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長（嶋田政則） 議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算について、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算です。令和5年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,300万円とするものです。前年度と比べ1億8,300万円の増額です。

第2条から第5条までは、それぞれ継続費、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものです。

7 ページをお開きください。第2表、継続費は、地域公共交通計画策定事業について、令和5年度及び6年度の2年間で総額3,173万5,000円の継続費を設定するものです。

第3表、地方債は、臨時財政対策債、過疎対策事業債及び上水道広域化施設整備事業出資債の限度額等を定めるもので、合計を2億3,341万6,000円とするものです。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。1段目、款1町税、項1町民税の合計4億6,132万6,000円は、近年の課税実績や社会経済状況を勘案して、前年度に比べ1,681万4,000円の増額を見込んだものです。

2段目、項2固定資産税、目1固定資産税5億1,581万9,000円は、前年度に比べ2,167万4,000円の増額です。主な要因は、令和4年度中に非課税法人からの事業譲渡がなされたことに伴い、新たに課税対象となる家屋分の課税を計上したものです。

5ページをお開きください。上から4段目、款7地方消費税交付金は2億2,600万円で、前年度に比べ1,800万円の増額です。一般財源分として1億800万円、社会保障財源化分として1億1,800万円を見込んでおります。なお、社会保障財源化分の充当は、別にお配りしました資料のとおりです。

6ページをお開きください。3段目、款11地方交付税は16億6,929万5,000円で、前年度に比べ1,865万円の増額です。これは、国の地方交付税総額が増額されたことを受け、町での交付見込額を算定したものです。

7ページを御覧ください。上段、款13分担金及び負担金、項1負担金、目4教育費負担金1,001万1,000円は、前年度に比べ2,725万8,000円の減額です。主に学校給食費無償化に伴う保護者等負担金の減額によるものです。

9ページをお開きください。上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,156万9,000円は、前年度に比べ1,098万8,000円の減額です。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金の減額によるものです。

下段、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金1,608万6,000円は、前年度に比べ3,096万2,000円の減額

です。主な要因は、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金の皆減によるものです。

その下、目2衛生費国庫補助金1,943万1,000円は、前年度に比べ452万5,000円の増額です。主な要因は、妊娠期から出産、子育てに係る伴走型相談支援及び経済的支援を実施する出産・子育て応援事業費国庫補助金514万3,000円を新たに計上するものです。

また12ページに移りまして、款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節3母子保健事業費県補助金においても、同事業の財源として出産・子育て応援事業費県補助金154万3,000円を計上しております。

その下、目4農林水産業費県補助金1,365万7,000円は、前年度に比べ920万円の増額です。主な要因は、13ページに移りまして、節2農業振興費県補助金、農村地域防災減災事業県補助金1,000万円を新たに計上したものです。これは、一ト星池の堤体の余裕高解消工事に係る実施計画策定委託料の財源として受け入れるもので、補助率は10分の10です。

15ページをお開きください。3段目、款19繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金3,174万4,000円は、おまつり広場屋外トイレ改修工事や文化会館ホワイエトイレ改修工事等に充当するため繰り入れるものです。

2つ下、目4財政調整基金繰入金1億9,026万8,000円は、歳入歳出差引額の調整として財源不足額を繰り入れるもので、前年度に比べ6,755万2,000円の増額です。

16ページを御覧ください。最下段、款21諸収入、項5雑入、目1雑入4,165万8,000円は、前年度に比べ1,508万円の増額です。主な要因は、17ページに移りまして、節5雑入、下から2つ目、スポーツ振興くじ助成金1,170万9,000円を新たに計上するものです。スポーツ公園野球場防球ネット改修工事費の財源として受け入れるもので、補助率は3分の2です。

18ページをお開きください。款22町債、項1町債、目3臨時財政対策債2,169万円は、前年度に比べ2,611万円の減額です。地方財政計画における臨時財政対策債の減額を受け、町での見込額を減額したものです。

その下、目5教育債3,922万6,000円、目9土木債5,100万円、目12農林債2,000万円の合計1億1,022万6,000円は、新・学校給食センターの建設事業や町道4路線、林道2路線の改良工事等に充当するため、過疎対策事業債を借り入れるものです。

目11衛生費、上水道広域化施設整備事業出資債1億150万円は、秩父広域市町村圏組合への構成市町村出資金の財源として借り入れるものです。

黄色の仕切りの次からが歳出です。

23ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、節12委託料、公式LINEアカウント作成業務委託料250万円は、町の情報発信力を強化するため、町公式LINEを立ち上げるものです。

25ページをお開きください。目4財産管理費6,937万5,000円は、前年度に比べ2,079万8,000円の増額です。主な要因は、おまつり広場の屋外トイレを改修するため、節12委託料の一番下、おまつり広場屋外トイレ改修工事設計監理業務委託料100万円及び節14工事請負費、おまつり広場屋外トイレ改修工事費1,400万円を計上したことによるものです。

続きまして、目6交通政策費4,639万1,000円は、前年度に比べ3,100万9,000円の増額です。主な要因は、27ページに移りまして、節12委託料、地域公共交通計画策定業務委託料2,960万円の計上によるものです。なお、計画策定について2か年度にわたるため、継続費の設定をしております。

29ページをお開きください。目10移住定住促進費、30ページに移りまして、節12委託料、地域おこし協力隊委託料1,160万円は、前年度と比べ200万円の増額です。主な要因は、活動が3年目となる隊員2名に対する起業に要する経費の計上によるものです。

33ページをお開きください。2段目、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、34ページに移りまして、節12委託料では、コンビニで住民票の写し等を発行するため、電算システム導入業務委託料132万円等を新たに計上しております。

35ページを御覧ください。項4選挙費では、県知事選挙費、県議会議員選挙費、町議会議員選挙費などの経費として、合計3,073万6,000円を計上しております。

42ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19扶助費、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金234万円は、前年度と比べ54万円の増額です。主な要因は、おでかけタクシーの利用範囲の拡充によるものです。

47ページを御覧ください。2段目、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費7,469万5,000円は、前年度と比べ1,514万3,000円の減額です。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額です。

48ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金、不妊治療支援事業助成金406万円は、前年度と比べ165万円の増額です。主な要因は、不妊治療費の助成額を一月当たり上限5万円に拡充するものです。

50ページをお開きください。目3環境衛生費4,096万9,000円は、前年度と比べ1,378万5,000円の増額です。主な要因は、節12委託料、環境調査委託料1,034万7,000円で、このうちの770万円は空き家等実態調査業務委託料を新たに計上したものです。

51ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金、太陽光発電設備設置費補助金60万円は、前年度と比べ10万円の増額で、新築住宅も対象とするよう制度の拡充を図るものです。

その2つ下、老朽空き家等除去補助金150万円は、町内の老朽空き家等の除去費用について30万円を上限に補助するものです。

続きまして、目4母子保健費、52ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、出産・子育て応援助成金450万円は、妊娠期から出産、子育てに係る経済的支援を実施するため、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円、合わせて10万円を給付するものです。

2段目、項2清掃費、目3し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金、広域市町村圏組合し尿処理費負担金4,585万8,000円は、皆野長瀬下水道組合へ支出していた負担金について、し尿処理の広域化に伴い秩父広域市町村圏組合へ支出するものです。

53ページをお開きください。2段目、項3上水道費、目1上水道費1億3,778万3,000円は、前年度に比べ2,245万1,000円の増額です。主な要因は、節23投資及び出資金、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金の増額によるものです。なお、当該出資金には、歳入に計上の上水道広域化施設整備事業出資債1億150万円を充当いたします。

55ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費3,984万9,000円は、前年度と比べ1,451万8,000円の増額です。主な要因は、56ページに移りまして、節12委託料、下から2つ目、農村地域防災減災事業委託料1,078万円の計上で、一ト星池の堤体の余裕高解消工事に係る実施計画を策定するものです。

60ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目3観光費、節12委託料、次の61ページに移りまして、観光パンフレット等作成業務委託料384万円は、観光大使を活用したパンフレットやポスターを作成するものです。

63ページをお開きください。款8土木費、項1土木総務費、目2地籍調査費86万円は、地籍調査事業全体計画の策定に伴う委託料等を新たに計上したものです。

68ページをお開きください。2段目、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費2億703万7,000円は、前年度に比べ1,014万5,000円の増額です。主な要因は、救助工作車の導入に伴う広域市町村圏組合消防費負担金の増額によるものです。

69ページを御覧ください。目3消防施設費、節10需用費、施設修繕料450万円は、前年度と比べ400万円の増額です。主な要因は、劣化等により水漏れしている防火水槽の修繕費を計上したものです。

71ページをお開きください。2段目、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、74ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、上から4つ目の学校給食費等補助金115万円は、学校給食費の無償化に伴い、町外の小中学校に通う児童生徒に対して、給食費無償化相当分の補助金を交付するものです。

下段、項2小学校費、目1学校管理費1億3,644万9,000円は、前年度と比べ4,331万6,000円の増額です。主な要因は、76ページに移りまして、節14工事請負費、国神小学校校舎給水管更新工事費3,806万円で、老朽化した水道管を更新するものです。

77ページを御覧ください。目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金、教育活動費等補助金100万円と、80ページに移りまして、上段、項3中学校費、目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金、教育活動費等補助金75万円は、物価高騰下においても教育の質を維持するため、小中学校の修学旅行費の一部を町が補助するものです。

87ページをお開きください。項5社会教育費、目5文化会館費、88ページに移りまして、節12委託料、一番下の文化芸術ワンコインステージ事業委託料300万円は、ワンコインコンサートを2回開催する経費を計上したものです。

下段、項6保健体育費、目1保健体育総務費4,128万9,000円は、前年度と比べ1,442万1,000円の増額です。主な要因は、90ページに移りまして、節14工事請負費、スポーツ公園野球場防球ネット改修工事費1,756万4,000円で、レフト側の防球ネットを延長するものです。なお、本事業には、歳入に計上のスポーツ振興くじ助成金1,170万9,000円を充当いたします。

続きまして、目2学校給食費1億2,508万1,000円は、前年度と比べ1,495万7,000円の増額です。主な要因は、91ページに移りまして、節12委託料の一番下、新・学校給食センターの建設に係る経費として、用地測量調査業務委託料544万5,000円、用地物件補償調査業務委託料628万1,000円、建設工事設計業務委託料2,750万円を計上したものです。

95ページをお開きください。最下段、款12公債費、項1公債費の合計3億1,026万1,000円は、前年度と比べ1,484万8,000円の減額です。主な要因は、平成24年度に借り入れた緊急防災減災事業債など、過去の起債の償還が完了したことによるものです。

96ページをお開きください。款13諸支出金、項2基金費は、条例規定分及び利子分の積立金の計上です。

97ページを御覧ください。款14予備費は、前年度と同額の1,000万円の計上です。

98ページからが給与費明細書、108ページが継続費に関する調書、109ページが債務負担行為に関する調書、110ページが地方債に関する調書で、地方債の令和5年度末現在高見込額は27億3,973万円です。

以上で、令和5年度一般会計予算の説明といたします。



◎議案第13号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第19、議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,614万6,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億4,614万6,000円で、前年度に比べ9,130万2,000円の減でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1及び目2合わせて1億4,448万2,000円で、被保険者の減少、新型コロナウイルス感染症による減収を考慮し、前年度に比べて492万9,000円の減でございます。なお、令和5年度の保険税率については据置きとしております。

3ページをお開きください。最下段から4ページにかけまして、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金8億6,159万1,000円は、前年度に比べて9,350万1,000円の減でございます。節1普通交付金8億4,244万1,000円は、保険給付費に充当するものでございます。節2特別交付金1,915万円は、国保運営の安定化に資する事業の実施状況等により交付されるものです。

上から3段目、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金5,445万3,000円の内訳は、説明欄

のとおりです。保険基盤安定繰入金は合わせて3,175万円です。前年度に比べて44万7,000円の増でございます。

次の出産育児一時金繰入金140万円は、出産育児一時金5件分でございます。事務費繰入金1,618万8,000円は、職員給与2人分、事務手数料等に対する繰入れでございます。財政安定化支援繰入金493万9,000円は、前年度と比べて6万1,000円の増でございます。

下から2段目、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3,336万4,000円は、国保税の減収等の調整のため繰り入れるものです。

最下段、款8繰越金、項1繰越金は5,154万8,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,779万7,000円は、職員2人分の給与等の人件費や事務費の計上でございます。

7ページを御覧ください。中段、項2徴税费、目1賦課徴収費474万4,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

8ページをお開きください。中段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億3,262万1,000円は、令和4年度の実績見込額に基づいて算出しております。年齢階層が上がったこと、医療の高度化などによって、1人当たりの医療費は増額傾向にあります。被保険者数の減少などにより減となっております。

目3一般被保険者療養費328万1,000円は、前年度と比べて129万1,000円の減です。

目5審査支払手数料142万1,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料です。

最下段、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億482万9,000円は、令和4年度の実績を基に試算したものです。

9ページを御覧ください。中段、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児金210万円は、5人分を計上いたしました。

次の段、項5葬祭諸費、目1葬祭費125万円は、25人分の計上でございます。

10ページをお開きください。款3国民健康保険事業納付金につきましては、広域化に伴う激変緩和措置後で、総額2億5,358万円です。前年度と比べて252万2,000円の増です。なお、令和5年度の激変緩和措置額は543万7,000円でございます。

この納付金額の内訳につきましては、項1医療分1億6,717万7,000円は、前年度と比べて280万2,000円の減です。

項2後期高齢者支援金等6,676万6,000円は、前年度と比べて580万4,000円の増です。

項3介護納付金1,963万7,000円は、前年度と比べて48万円の減です。いずれも国保財政の責任主体である県から示された納付金でございます。

11ページを御覧ください。中段、款6保健事業費、項1特定健診事業費は1,377万円でございます。節7報償費、説明欄の報償金177万円は、保健指導の専門職の方への報償金でございます。節12委託料1,087万2,000円のうち特定健診委託料1,084万2,000円は、700人分の健診委託料と受診率向上のために未受診者データ分析、企画運営、通知作成などを委託するもの、438万円等でございます。

下段、項2保健事業費、目1疾病予防費638万6,000円のうち節12委託料480万円は、生活習慣病予防健診160人分でございます。委託契約医療機関での人間ドック受診に対して町から支払うものです。

節18負担金、補助金及び交付金、生活習慣病予防健診費補助金30万円は、委託契約以外の医療機関での

人間ドックの補助金で、10人分でございます。

13ページを御覧ください。最下段、款10予備費でございますが、100万円を計上いたしました。

14ページからが給与費明細書でございます。一般職は2人分の人件費を計上しております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。



◎議案第14号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第20、議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ11億3,487万8,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億3,487万8,000円とするものでございます。前年度当初予算に比べまして、4,423万2,000円の減でございます。

本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が90.3%、地域支援事業費が5.7%、合わせて96%を占める予算でございます。

第2条は一時借入金の最高額、第3条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2億3,583万9,000円は、令和4年12月1日時点の第1号被保険者の所得段階に基づき計上

したもので、前年度に比べ522万2,000円の増でございます。

1つ飛びまして、款3国庫支出金から、4ページに移りまして、2段目、款4支払基金交付金、その下の款5県支出金、これらは保険給付費と地域支援事業に係る費用についてそれぞれの負担割合に基づき計上したもので、合計6億8,875万円で、前年度に比べ5,123万1,000円の減でございます。

5ページを御覧ください。2段目、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、続く目2地域支援事業繰入金（介護予防事業分）、続く目3地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、保険給付費と地域支援事業に係る費用について、それぞれの負担区分に基づき一般会計から繰入れを行うものでございます。

目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、介護保険事務に係る職員の人件費の繰入れでございます。

節2事務費繰入金は、一般管理費、認定調査費及び認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入れでございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階から第3段階までの対象者1,074人分の計上でございます。これら一般会計からの繰入金の合計は1億9,528万6,000円で、前年度に比べ1,177万8,000円の増でございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金1,000万円は、歳入不足を補うため、基金の取崩しを行うものでございます。

6ページをお開きください。款10繰越金は500万円の計上でございます。

7ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,520万1,000円の計上は、職員の人件費、介護保険システムと介護保険事業計画策定に係る委託料、電算システム使用料等の計上でございます。なお、介護保険事業計画策定委託料につきましては、この後議案第18号でご審議いただきます令和4年度の介護保険特別会計補正予算（第2号）の継続費の補正の補正後の令和5年度分の額を計上いたしました。

8ページをお開きください。3段目、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等610万2,000円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料290万4,000円、節12委託料、訪問調査業務委託料319万8,000円の計上でございます。

その下、目2認定審査会共同設置負担金591万7,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会の負担金でございます。

最下段、款2保険給付費でございます。項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1居宅介護サービス給付費3億5,632万8,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、給付実績を勘案した計上でございます。

9ページに移ります。目2特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで一定期間がかかりますが、急を要する場合等申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後1段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

2段目の目3地域密着型介護サービス給付費1億4,271万6,000円は、グループホームや小規模のデイサービスを利用されております方への給付費で、前年度に比べ866万2,000円の増額計上でございます。

目5 施設介護サービス費 3億8,011万2,000円は、施設に入所している方への給付費で、前年度に比べ6,109万円の減額計上でございます。入所者の減が要因でございます。

目9 居宅介護サービス計画給付費5,608万7,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付費で、前年度に比べ457万円の増額計上でございます。

10ページをお開きください。2段目、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は、要支援1、要支援2の方に対する給付費でございますが、サービス内容はほぼ同様でございます。予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目1 介護予防サービス給付費2,522万6,000円は、前年度に比べ110万5,000円の増額計上でございますが、実績を勘案した見込額でございます。

目3 地域密着型介護予防サービス給付費62万1,000円は、前年度に比べ389万1,000円の減額計上で、利用者の減が要因でございます。

次のページの目8 特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございますが、ほぼ前年度と同額の計上でございます。

次に、2段目、項3 高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目1 高額介護サービス費は、要介護1から5の方に対するもので、2,075万1,000円の計上で、前年度に比べ52万4,000円の減額計上でございます。

12ページをお開きください。2段目、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、施設入所やショートステイを利用したときに係る保険対象外の食費、居住費、滞在費について低所得の方の負担を軽減するためのもので、2,632万1,000円の計上です。前年度に比べ1,043万2,000円の減額計上でございますが、実績を勘案した見込額でございます。

13ページに移ります。3段目、款3 地域支援事業費、項1 目1 介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1、要支援2に認定された方や生活機能の低下が見られた方が生活介護や通所介護などのサービスを利用した際の費用で、2,009万1,000円を計上いたしました。

14ページをお開きください。上段、項2 目1 一般介護予防事業費1,093万2,000円の計上でございます。主なものは、節7 報償費154万5,000円、節12 委託料746万6,000円で、らくらく健康塾、高齢者水中ウォーキング教室、ふれあい広場などの介護予防事業の中心的な予算でございます。

項3 包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターが行います相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2,702万9,000円は、地域包括支援センター職員の人件費、事務経費の計上でございます。

17ページをお開きください。下段、款7 予備費でございますが、679万4,000円の計上でございます。

18ページから24ページは給与費明細書、25ページは継続費に関する調書でございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。



◎議案第15号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第21、議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえまして、歳入歳出それぞれ1億5,563万7,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,563万7,000円で、前年度に比べて969万6,000円の増でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1及び目2保険料合わせまして1億1,890万6,000円で、前年度と比べて981万5,000円の増でございます。なお、保険料につきまして、均等割、所得割は令和4年度と同額となっています。

下から2段目、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金161万円は、町の事務費の繰入金でございます。目2保険基盤安定繰入金3,352万4,000円は、低所得者に係る保険料軽減分でございます。

4ページをお開きください。最下段、款5繰越金、項1繰越金は138万3,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費94万9,000円は、主に保険証を送付する費用でございます。

下から2段目、款2後期高齢者医療広域連合納付金は1億5,244万円で、前年度と比べて1,016万2,000円の増でございます。

6ページを御覧ください。最下段、款4予備費でございますが、138万5,000円を計上いたしました。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

◇

◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会いたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

明日8日は、議案調査のため午前中休会とし、午後1時から本会議を開き、議案の審議をしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、明日8日は午前中休会とし、午後1時から開議といたします。

◇

◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 3時26分

令和5年第1回皆野町議会定例会 第2日

令和5年3月8日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、町長の発言

1、議事日程の報告

1、議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午後1時00分開議

出席議員（12名）

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	柴	崎		勉	副町長	黒	澤	栄	則
会計課長 兼 管理 者	白	石	純	一	教育長	新	井	孝	彦
総務課長	長	島		弘	みらい 創造課長	嶋	田	政	則
町民生活課長	若	林	直	樹	福祉課長	橋	本	賢	伸
健康課長 兼 こども	梅	津	順	子	税務課長	太	幡	和	也
参事兼 産業観光課長	新	井	敏	文	参事兼 建設課長	宮	原	宏	一
教育次長	三	橋	博	臣					

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦	書記	山	田		巖
------	---	---	---	---	----	---	---	--	---

◎開議の宣告

(午後1時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎町長の発言

- 議長（大澤金作議員） 次に、本日の会議に当たり、町長から報告事項のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

- 町長（柴崎 勉） 会議に当たりまして1件ご報告させていただきます。

本日、午前2時8分、ある弁護士を語る者から主要な公共施設と教育施設の爆破を予告する内容のファクスが送られてまいりました。午前8時35分頃、職員がそのファクスを確認し、速やかに警察への通報、各課長を通して学校、各施設への連絡、巡回等の指示を行いました。近隣自治体に確認したところ、秩父市小鹿野町にも同様のファクスが届いているとのことでございます。

本件の対応について警察に指示を仰いだところ、施設内に不審なものがないか等の確認を徹底する以外にないとの話でありましたので、30分ごとに職員が役場、文化会館を巡回する。目の行き届かない役場側の通用口を閉鎖する。また、積極的な挨拶、声がけによる不審者対策を行った上で、予定どおり議会を開催する方針といたしました。そして、議長に開催する方針をお伝えし、ご了承いただいております。

以上、ご報告させていただきます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第12号 令和5年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は7日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

12番、宮原睦夫議員。

- 12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。何点か質問をさせていただきます。

まず最初に、30ページの地域おこし協力隊委託料1,160万円の支払い先、あるいは本年度は、どこどこに、どういうふうに配分するのか、まず最初にお尋ねをいたします。

それと、この事業の昨年度の成果を担当課長はどのように見ているのかもお聞きしたいと思います。

次に、国神小学校の給水管更新工事費3,860万円計上されておりますが、これにつきまして工事費3,800万円の予算計上に当たって、どのような設計で、どのような仕様書の下にこの3,800万円の計上をしたのか、まず資料を提出願いたいと思います。それから質問させていただきます。

それと、その下の三沢小学校のケーブル交換工事240万円について、この工事につきまして三沢小学校は近々統合になると思います。それまでに工事をしなくてももつのではないかとと思われるわけですが、それらについて答弁を願いたいと思います。

それと、次に91ページ、給食センターに関連して質問申し上げます。この給食センターには、2月ですか、コンサルタントの入札をして調査に入っていると思いますが、この予算書を見ますと、まず用地測量調査業務委託料544万円計上されておりますが、この用地の測量調査というのはどのような仕事をするのか。

それと、次の建設工事設計業務委託料2,750万円、それとその間にある用地物件補償について、まだ場所も決まっていないのに、用地の補償やこういった事業を予算計上するというのはおかしいのではないですか。これらについてもご答弁を願いたいと思います。

次に、温水プールの関係で質問させていただきます。この温水プールにつきましては、町長のほうからはっきりと2年以内に廃止するという答弁がなされて、現在進んでいると思いますが、それらにつきまして昨日来、存続に対する署名活動がなされ、署名が教育委員会等に提出されておると思います。この中におきまして、聞くところによると約7,000名の署名が集まったと。その中で内訳としては、町外が4,000、町内が3,000と概略のお話は聞いたわけですが、この内容等について教育委員会でも精査してあると思います。その結果をご報告を願いたいと思います。

それと、要望書は7,000人の署名が出たということは、それなりに執行部としてもこれから頭に入れて廃止に向けて取りかかっていたわけでございますけれども、設楽町長の時代で合併問題で住民投票をやった経過があるわけでございます。この住民投票の結果は、秩父市と合併すべきが多かったわけでございます。それにもかかわらず、設楽町長は、この住民投票の結果にも従わず、その合併もそのままに放ってしまったという経過もあるわけでございます。

次の石木戸町長の時代には、私も一緒に秩父市と合併すべきというほうの運動を一緒にやったわけでございますが、石木戸町長も町長就任と同時に、この合併問題には一切触れなかった。住民投票の結果さえ2人の町長は守らなかった。今回は要望書が提出されたわけでございますけれども、この要望書は、あくまで町長は参考にして取り扱っていけばいいのではないかと思うわけでございます。それらについてもお考えがございましたら答弁願いたいと思います。

それでは、随時お願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 12番、宮原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、予算書30ページの地域おこし協力隊1,160万円の計上でございますが、この内訳につきまして最初に報告、説明させていただきます。まず、今現在、2名の地域おこし協力隊を採用してございます。これは令和3年度から2名採用しておりまして、令和5年度が3年の任期の最終年の3年目となります。

経費の内訳ですけれども、活動報酬といたしまして1人年間280万円、これが2名分の560万円でございます。それから、その隊員の活動に係る経費、これが1人200万円を上限として認められておりますので、2人分で400万円、それから最終年度に限りまして隊員の任期が終わった後に皆野町に定着する場合に、起業等をする必要がございますので、その準備資金として1人100万円を上限として認めてございます。これが200万円。この合計で1,160万円計上してございます。

それから、令和4年度の主な活動状況でございますけれども、具体的には移住、定住担当ということで採用しておりますので、役場が行います移住、定住の支援をしていただいております。内容といたしますと、移住者、それから移住希望者の相談、それからお試し居住用住宅がございますけれども、これの利用者が町を訪れた際に面談をしていただきまして、皆野町の説明ですとか、実際に宿泊した後に、今どういった内容で活動したかというようなことでアンケートを取っていただいております。

それから、皆野町の情報発信、魅力発信ということで、地域おこし協力隊のSNS等を通じまして情報発信を年間を通してやっていただいております。

それから、これが一番大きなウエートを占めておりますけれども、隊員自らの提案事業ということで、松藤隊員につきましては皆野町内にキャンプ場をつくるということで、今現在、三沢地区の渚ノ尾地内、こちらを予定地といたしまして、来年の8月頃をめどとしてオープンに向けた準備に取り組んでございます。今現在の状況といたしますと、地権者との用地交渉がほとんど済みまして、用地のめどが立った状況でございます。

もう一人の奥村隊員、これはクラシックカーを通じまして、同じ車の趣味を持つ人たちを皆野町に呼び込み、そういった人たちが集う沙龙的なもの、また車の修理等を行うガレージ的なもの、こういったものを併設したものをつくりたいということでございます。その物件につきましては、今選定中でございますが、ある程度物件のめどが立ってきているという状況でございます。また、この車のイベントを今年度開催しておりますけれども、5月には日野沢川のふれあい広場を会場といたしまして、皆野サンデーピクニックを開催しております。また、皆野サンデーラリーといたしまして、10月に第3回、それから今年の4月2日に第4回を開催する予定でございます。このサンデーラリーにつきましては、クラシックカー約60台から70台が参加をいたしまして、皆野町を中心とした秩父地域を走行いたしまして、役場の前に車両を展示するという内容でございます。また、3月25、26日の2日間にわたりまして、ヤマブさんの味噌工場を敷地といたしまして「ミナノはミラノ勝手にイタリア祭」ということで新たなイベントを実施する予定でございます。

担当課長としての令和4年度の成果ということでございますけれども、この隊員のそれぞれのキャンプ場をつくる、それから車の趣味を通じた皆野町への呼び込みという点で活動していただいているわけですが、3年間を通して来年度が最終年度になりますので、その目標に向けて、大方目標達成に向けた筋道が見えてきているかなというふうに思っております。あと1年あるわけですが、今後も隊員と産業観光課、連携いたしまして目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） クラシックカーの事業を行って、私が考えるには、地域おこしにどういうふうにつながっていくのか、ちょっと分かりづらい点が多いわけでございますけれども、確かに変わった事業をやって人を集めるということに対しては、皆野町の宣伝にはなろうかと思っておりますけれども、ちょっと疑問

がありましたので、質問させていただきました。

では、次お願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 12番、宮原議員の質問にお答えいたします。

給食センターのご質問に対する用地測量調査、用地物件補償調査についてお答え申し上げます。現在、専門業者に基本計画の作成を委託して、設備、建築物の概要を確定させるとともに、建設候補地への建設可能性等を検討している段階でございます。専門業者に基本計画策定業務を委託する中で、調査をしているところでございます。一日も早く子供たちのために給食センターを造るという大きな方針がございまして、用地がどこになっても対応できるように必要な予算を計上した次第でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 建物なりを造る場合には、当然用地を決めて、ここに、こういうものを造るといふことの下に、調査コンサルタントに依頼をする、あるいは設計業者に依頼をする、これが当然の筋道ではないのですか。ちょっとこれはおかしい。まずは、場所を決めて、ここに、こういう給食センターを造るので、コンサルタントに依頼をする。それを基に工事の設計をするわけですから、それが確定もしないのに予算計上、先に目安で予算計上するなんてことはおかしい。ちゃんとはっきり方向性を示してからやるべきだと思いますが、どういうふうに考えますか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 宮原睦夫議員の質問にお答えいたします。

当初、給食センターの建設の検討を始めて計画を立てていった段階で、候補地が選定されました。その候補地を選定する中で、今の用地測量調査等、それから用地物件補償調査が必要ではないかという大前提があつての計画でございます。ほかにも用地の候補としていろいろなご意見も伺っていますけれども、現状とすると当初予定していた用地を基本に据えて、このような予算を計上したものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、この用地も決まっていないのに、何で用地の補償料を予算に計上するのですか。こんなばかな話はないでしょう。そうではないのですか、教育長。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 宮原議員の質問にお答えいたします。

用地が確定していないとしても、一日も早く給食センターを造らなければならないというそういう使命の下に、可能性として用地物件補償調査業務委託と用地測量調査というのが計画に浮上してまいりましたので、議員のおっしゃるとおりの筋というのはよく理解できますけれども、私どもも一刻の猶予もならないという、そういった緊迫感の中で進めておりますので、どうかご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長の答弁は、ちょっとこれは全然順序が違い過ぎる。話にならない。用地も決まっていないのに、用地の補償料まで計上するなんてことは、予定で見て予算を取るのですか。そんなばかな予算計上はないよ、いまだかつて。

それと、一緒に国神小学校の件も答弁してください、ちょっと絡みも出てきますので。

〔議長、ちょっと休憩してもらって〕と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（新井孝彦） 宮原議員の国神小関係のご質問にお答えします。

国神小学校の水道管についてでございますけれども、長期休業明けが特にひどかったわけですが、水道の蛇口をひねるとさびのような黒い異物が出たと。しばらく水道をひねっていると止まるケースもあるわけですが、それがなかなか止まらずに、そういったことで学校も含めて少し調査をさせていただきました。その結果として、水道管そのものが老朽化して、新しくするしかないというような結論に至り、このような予算を計上いたしました。

現在、国神小では、その水道の蛇口にネットをつけて、異物が出ても子供たちが直接飲まないような、そのような工夫をして取り組んでいるところでございまして、何とかこれも子供たちのために安心して水道が飲めるようにという、そんな思いでこのような工事でございます。

なお、資料については、今手元にございませんので、後ほどお届けしたいというふうに考えております。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 12番、宮原議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、三沢小学校のPAS高圧ケーブルの更新工事について申し上げます。こちらについては、PAS気中開閉器と呼ばれるもので、学校、需要家と電力会社側の境目にある一番大きなブレーカーというものになります。どのブレーカーでもそうですが、その中で漏電であったりショートが起きたとき、それ以上広がらないようにブレーカーが落ちるわけですが、これは学校の中で一番大本のブレーカーでございまして、学校の中でショート、漏電等が起きた場合には、外部、つまり電力会社側、あるいは近隣の同じ電力を電線から受けている需要家、そこにショートや漏電の影響が及ばないようにシャットするための大切なブレーカーです。これが保守点検の結果、老朽化が進んでいるということになっておりますので、三沢小学校だけでなく、近隣の需要家にご迷惑をおかけしないためにも早めに交換をして、安全な状態のうちに交換をしたいというものでございます。

また、プールの署名の件でございますけれども、議員ご指摘のとおり、7,079筆の署名がございました。この内訳でございますけれども、町内が3,247、秩父郡内の住所をお持ちの方が3,095、秩父郡外で埼玉県内の方503、県外が234、合計7,079筆となっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、正式に再質問させていただきます。

この国神小学校の工事に関係して、先ほど資料をお願いしたわけですが、それを早急に出してください、それに基づいて再質問いたしますので。

それと、次のまた給食センターに入りますけれども、この予算計上を見ると、誰が見たっておかしいと

思う。用地の決定もしないのに、物件補償するとか、そんな予算計上はできないでしょう。それは元のところへ造るといって決定したのならできる。まだ決まっていはいないでしょう。どうなのですか。決まっているのならいいです。そこに決めましたとはっきり答弁してください。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 用地は決定しておりませんが、今現在、2か所について調査をして、来年度決定していく、そんな予定でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、決定してから用地補償の予算だって計上してください。幾らでも補正でできるでしょう。ちゃんとそのぐらいのことは勉強してやってください。

それと、国神小学校の工事だって3,000万円からの仕事です。それについて何で資料を出せないのですか。そんなのすぐ出せるでしょう。予算計上するときだって、書類作るでしょうが。それまで出せないというのはおかしい。

それと、教育委員会は、私は前から言っているのだけれども、教育のことだけやって、事業のことは駄目だと言ってきているのだ。副町長だって建設課等に工事、設計等についてはお願いをするという答弁してあります。確認のため副町長、どうなのか答弁してください。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 12番、宮原議員からのご質問にお答えをいたします。

確かに私、昨年12月の議会の折に、施設の改修ですとか維持補修等の工事事業については、基本的には施設所管課が主体的に進めるということでございますが、役場内で最も工事に関連した、工事関連事務に精通した建設課がチェック機関の役割を果たして、適切な事業執行を担保してまいりたいというふうに答弁を申し上げております。

これに関しましては、建設課とも協議をさせていただきまして、予算要求の段階につきましては所管課において進め、予算執行の段階、入札等の事業着手の段階から建設課が関わりまして、適切な執行を担保していくということで申合せをさせていただきました。

予算要求のあった事業については、その後の内部査定を経まして、その採択の可否を決定するものでございます。当然要求はしましたけれども、事業採択に至らないという事業も相当数ございます。それらの事業も含めまして、予算要求段階から建設課がチェック機能を果たすことは実質的に難しいというふうに考えております。そのことから実際に事業化が決まったものについて、事業着手の段階から建設課がしっかりチェックを行っていくという形とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、確認のために建設課長にお伺いしますが、国神小学校の工事あるいは給食センターの設計や事業等について、相談を受けたことがありますか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 12番、宮原議員のご質問にお答えいたします。

今のご質問の関係でございますが、この関係については私のほうは受けておりません。ただ、今副町長が申しましたように、着手になった場合には、今現在も大きい工事については建設課のほうで現場管理等をしている場合もございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、副町長、答弁が全く違う。建設課長は受けていないというのだ。それを副町長は、私の12月の一般質問の中の機構改革の中で、はっきり言って副町長は答弁しているのだよ、建設課等に相談をして、そういった事業を進めていくと。相談を受けていないというのだ。どういうのだ、それは。これでは話にならない。教育長、うそ言ったことになる、本会議で。こんな庁舎内で意思の疎通が取れないなんていうのは駄目だよ、こんなことでは。もう一回、副町長、ちゃんと答弁してください。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 12番、宮原議員からの再質問にお答えいたします。

今ご説明させていただきました内容というのは、今議題になっておりますのは、いわゆる予算要求の段階で建設課長に質問があったのかどうかということでございまして、その段階では建設課長も話を聞いていないということで答弁を申し上げたものでございます。ただ、建設課長とも認識を共有しておりますのは、いわゆる予算要求の段階は、今回でいえば事業化である教育委員会のほうで責任を持って進めて、その後、事業化に、採択に至って無事予算が可決されて、いざ事業を執行するという段階では、入札に着手しようという事業着手の段階から建設課がしっかりと関わって適正な執行を担保していくというようなことを申し合わせたものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 副町長の答弁だと、建設課長の意見と全く違う。事業というのは、最初から相談するのが当たり前でしょう、何の工事やるのだから。途中からだとかなんとか、そういうこの場限りの詭弁の答弁では駄目なのだよ、副町長。私がいつも副町長に言っているでしょう。政治事業には、政治は根回しが必要なのだ。ちっとも私が言っていることは分かっていない、副町長は。だから国神小の3,000万円からの工事だって大きい工事だよ、町の事業としては。それらだってちゃんと根回しをしないから、こういうことになるのだ。それで、庁内でこんな意思疎通が図れていないようでは、事業なんかできない。ちゃんとはっきり意思疎通して、こういう方針でやるということを今日出してください。議長、休憩にしてください。それを聞いてでないと、次へ進めない。暫時休憩にしてください。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 12番、宮原議員の質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁の中で宮原議員からのご質問で、当初予算に、この5年度の当初予算の工事については関わっておりません。ですが、私の答弁の中で先ほど申しましたように、大きい工事、1,000万円以上の大きい工事につきましては、今現在、令和4年度におきましても建設課におきまして現場管理なり検査な

りをさせていただいております。予算の段階では、副町長が申しましたように、執行段階等におきましては建設課のほうでいろいろな品質管理等を行いながら、町の事業を執行してございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この点は、この程度にいたします。

教育委員会、何で資料を出してくれないのですか、国神小の。そんなのすぐ出せるでしょう。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 大変申し訳ありません。今、職員が準備をしてございます。もう少々お待ちくださいませ。

〔「じゃ、休憩だ」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時55分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 100%納得したわけではございませんが、この点はこの程度にいたします。

最後に、副町長、自分で答弁して、教育委員会の事業については工事、設計等については建設課に相談なりするとはっきり本会議で答弁しているのだよ、副町長は。それをそのように実施の段階で実行しないのでは、その場逃れの答弁にしかすぎない。もう一回、副町長、はっきりした答弁をしてくれ。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 再々質問についてお答えいたします。

今、建設課と申し合わせておりますのは、いわゆる今の予算に計上して予算書を作成する段階までの見積り作業、積算作業というのでしょうか、そこまではいわゆる所管課で責任を持って行うということでございます。予算書を議会に上程をしまして、議決をいただいて、予算化ができた後、当然翌年度に事業執行に移るわけですがけれども、その事業執行の着手の段階から建設課が適正な執行を担保するということの申合せとさせていただいているところでございます。これは事業執行に当たって、建設課がしっかりとそういった建設業務に精通する立場から担保するというものと、答弁と合致するものというふうに認識はしてございます。

ただ、議員からご指摘のとおり、事業着手からではなくて、予算要求、予算精査の段階からというご指摘であるかなというふうに思いますので、その辺は必要な体制を今後検討して、このような問題が起きないように対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 副町長の答弁を聞いていると、長過ぎて何を言っているのだから分からなくなってしまふ。もっと簡単明瞭に今後は答弁してください。

それと、この事業については、ほかの議員さんからも大変いろいろと質問等があるようでございますので、私はこの辺で終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時19分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） では、幾つか質問させていただきます。

まず、私は予算大綱に基づいて質問をします。次の2ページ、重点施策の主な事業の中で、先ほども出ましたけれども、地域おこし協力隊の活用ということで1,160万円の計上があります。私は新たな地域おこし協力隊の採用についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

それから、次の3ページですけれども、安心で安全なまちづくり、①の地域公共交通計画策定業務委託料2,960万円、実証実験、検証を踏まえて交通計画を策定とありますが、どのように計画をつくるのか、その流れについてまずお聞きしたいと思います。

それから、その下の②、お出かけタクシー事業259万3,000円、事業の拡充ということで秩父地域内の利用ができるようになるということなのですが、実証実験に先駆けて試験的に利用範囲を拡充とあります。どのような目的があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、(4)の健康で心豊かなまちづくり、②の高齢者補聴器購入費助成金100万円とあります。新年度予算に計上していただいて、本当によかったと思います。助成の内容についてもう少し詳しくお聞かせください。

それから、予算書のほうに移りまして10ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金の通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金396万6,000円に関連して質問します。マイナンバーカード取得にポイントがつく受付が2月末までということで、多くの人が申請していたと聞いています。当町の取得率は2月末現在どのくらいですか、まずお聞きしたいと思います。

それから、26ページ、項1総務管理費、目6交通政策費、節1報酬、交通安全対策会議委員報酬7万2,000円について、どのような会議で、委員にはどのような人を考えているのかお聞かせください。

それから、最後になりますが、57ページ、款6農林水産業、項2林業費、目1林業振興費、節12委託料インフラ施設周辺森林整備業務委託料462万円、予算は昨年より多くなっています。令和5年度は場所はどこを考えていますか。

それと、その下の節18の負担金、補助及び交付金の支障木伐採事業補助金50万円について、内容を教えてください。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 6番、常山議員からのご質問にお答えいたします。

予算大綱2ページ目にございます(1)の①、地域おこし協力隊の活用ということで、今後についてということでございますが、以前、議員からもご質問いただいて、私のほうも積極的に活用していきたいという旨をご説明させていただきました。内部でもこの活用については今検討を進めておるところでございしますが、当初予算の段階ではちょっと計上に至らなかったというところでございます。

ただ、既に今年度から地域活性化起業人ということで、純粋な地域おこし協力隊ではございませんが、同じ流れの趣旨の人材に今活躍してもらっているところでございますので、令和5年度の当初というよりも、前倒して1名活動を始めさせてもらったということでご理解をいただければというふうに思っております。今後また積極的な活用に向けて動いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 総務課長。

○総務課長(長島 弘) 6番、常山知子議員のご質問にお答えいたします。

予算大綱の3ページ、安心して安全な交通計画に関する問題でございますけれども、地域公共交通につきましては新モビリティといえますか、新しい交通体系としてデマンドタクシーの導入に向けた実証実験、検証を行い、福祉課で行っているお出かけタクシーと差別化を図ることに、また地域ごとのニーズに合った交通手段の模索を図るものです。

現在考えている進め方でございますけれども、まず公共交通に関する現況把握を行います。これは地域の特性の整理、既存公共交通の現況把握、上位関連計画におけるまちづくりの方向性、これを公共交通に関する現況把握として行います。

続いて、住民等の意向把握アンケート調査の実施を行います。この内容は住民アンケート調査、町営バス利用者の聞き取り調査、地区別意見交換会の開催5地区を予定しております。交通事業者、関係団体アンケート調査、以上の項目でございます。

続いて、地域公共交通を取り巻く課題の整理を行います。その次の手続としますと、地域公共交通の形成に係る基本方針と目標の検討を行います。内容的には、地域公共交通に係る基本方針と目標、望ましい公共交通の在り方について検討を行います。

その次は、今回の今年度、令和5年度主の事業になるのですが、デマンドタクシー実証実験効果検証を行います。まずは、デマンドタクシー等の運行計画を策定しまして、実証実験準備の後に効果検証を行います。期間とすると3か月、90日程度を要しまして、実証実験を図ってまいりたいと考えております。ここに対する費用が、今年度の予算の中ではおおむねを占めるような形でございます。来年度以降になりまして、皆野町地域公共交通計画の案の策定、その後には当然パブリックコメントや計画対策委員会、これは仮称でございますけれども、そのような運営をしていく形で進めてまいりたいと考えております。

関連しまして、26ページの交通安全対策会議の委員報酬7万2,000円でございますが、こちらは委員さんは12名を予定してございます。行政職の職員でありますとか、議会の代表、あるいはまた住民の代表の方も加わっていただきまして、地域公共交通計画の策定の進捗状況に合わせて、検討する必要があるれば開催するような形で予算の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 福祉課長。

○福祉課長(橋本賢伸) 6番、常山議員のご質問のうち、予算大綱3ページ、お出かけタクシー事業と高齢者補聴器購入費助成金につきましてお答え申し上げます。

まず、お出かけタクシー制度、こちらの拡充どのような目的があるのかというご質問でございますが、平成25年4月からお出かけタクシー制度を開始しまして約10年が経過するところでございます。この間、利用者からも要望がある利用範囲の拡大について、令和5年度から試験的に実施し、その利用状況などを踏まえ、公共交通の検討の中でお出かけタクシー制度の在り方も考えてまいりたいと思います。

次に、高齢者補聴器購入費助成金でございますけれども、こちらの大綱に購入費の半額相当、半額の助成金ということで上限は2万円ということでございますけれども、もう少し詳しくということでございますので、まず対象でございますけれども、3つございます。1つは、皆野町に住民登録がある65歳以上の方を対象としたいと考えてございます。2つ目が、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満、医師から補聴器が必要と認められた方、医師の意見書を徴収できるという方。3つ目が、聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方を、この3つの要件を対象要件として助成制度のほうを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 6番、常山議員のご質問にお答えいたします。

予算書57ページ、款6項2目1の林業振興費の節12委託料の中のインフラ施設周辺森林整備業務委託料の箇所でございますけれども、今年度につきましては金沢、国神地内を実施してございます。そういったことから、令和5年度につきましては、日野沢地内、三沢地内を予定しておりまして、日野沢地内につきましては町道日野沢12号線、これは小前の入り口から立沢に抜ける町道になりますけれども、それからもう一つ、三沢地内は、三沢3号線、旧牧道になります。実施箇所につきましては、今後、建設課と調整をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、同じページの節18支障木伐採事業補助金50万円でございます。これは森林環境譲与税を充当した事業で、令和5年度に新たに実施するものでございます。これは生活保全林、住宅の周囲とか、そういった身近な森林を対象といたしまして、道路や住宅に支障、また被害を及ぼすおそれがある樹木といたしますか、森林ですか、そういったものを対象に伐採費用の一部について町が補助するというものでございます。詳しい内容につきましては、今担当のほうで要綱を作成をしておりますので、決まりましたらまた周知させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 6番、常山議員から質問いただいております10ページ、通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金に係るポイントの取得の率ですが、今現在、市町村にまだポイントの取得率というのが届いておりません。また、2月末までのポイントの申請期限だったのでございますけれども、こちらは5月末まで延長されました。その辺ご理解いただきたいと思います。

なお、マイナンバーカード交付率ですが、令和5年2月19日現在、52.9%ということになっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） まず、予算大綱のほうを順番にすみません、再質問というか、ちょっと意見を言わせていただきたいのですが、地域おこし協力隊の活用については、採用というか、ぜひこれからもやっていっていただきたいと思っておりますし、ぜひ新たな採用については、やっぱり林業だとか、例えばそういう

畑、農業など具体的な仕事内容をこっち側からも提示したり、希望者、協力隊になってみたいという人のそういう意見も尊重する中で、やはり押しつけではないのですが、そういうところでも働いてみませんかとか、そういうことも必要ではないかと思しますので、やはりぜひ、今までの2人の隊員が今年度で、今年度というか、令和5年度の中で終わるわけですけれども、本当に続いていてよかったなと思えますし、一人の隊員はキャンプ場などの施設を今一生懸命造っているわけですけれども、本当に成功して、皆野に定着して、そしてそういうアウトドア派の人をどんどん皆野に呼び込んでいただきたいなと私はちょっと期待しているところなのですけれども、ぜひよろしくお願いします。

それから、3の安心で安全なまちづくり、公共交通の策定については、私も本当に何度も何度も皆さんが利用できる公共交通を考えていってくださいという質問をしてきまして、やっと少しずつ動いてきたなという感じはするのですけれども、それで私が一番心配というか、この計画をつくるに当たって心配というか、この前の議会でも発言したのですけれども、住民へのアンケートをやるとか、今の現況の把握をやったりする。町バスを利用している人のアンケートもやるという中に、5地区の住民に対しても意見を聞いていくということを今答弁の中でいただいたので、本当に安心したというか、ぜひ町民の皆さんの気軽に出かけられる、それこそさっき言ったまちづくりの中で気軽に、今日は公民館に行こう、今日は町の役場に行くのだからとあって、そういうときに気軽に出かけられる公共交通の整備、ぜひいいものをつくっていただくという、これだけ予算もつけてあるわけですから、本当にみんながよかったねという、いいものをつくっていただきたいと私は要望しておきます。

そして、その下のお出かけタクシーなのですけれども、何でこれを聞いたかということ、私も皆野町内だけではなくて、秩父地域内でもこのお出かけタクシーの券が使えるようにしてほしいということは何度も一般質問とか意見を言ってきましたけれども、何で秩父地域内だけで、それからタクシー券の使い方を利用者に委ねる方法というのは考えていなかったのかなというのがあるのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 常山議員の再質問にお答えいたします。

半額相当でなく、いわゆる利用者にタクシー券の使用を委ねるといふこちらの件につきましては、現状の料金の半額相当のご負担をいただくということを維持する考えでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） なかなかここは進歩、進まないところなのですけれども、何で予算は全然増えないのです。頂いた券をその人が全部使おうが、半額使おうが、委ねていいではないですか。その辺が分からないのですよね、町の人たち、皆さんは。ということなのですが、これからもタクシー券と、お出かけタクシーと併用でもしやるのであれば、この方法も利用者に委ねる方法、利用をぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、高齢者の補聴器購入助成金について、金額的に一瞬見たときは少ないかなとは思ったのですけれども、いろんな全国の助成をしている市町村のを見ると2万円も多くあります。3万円、5万円、東京のほうでは13万7,000円を助成している区もあります。そういう面で、まだこれから始まったばかりですし、ぜひこういう方、本当は少ないほうがいいのですけれども、そういうところで補聴器を購入しようかなと思っていた人たちに利用していただけるようになればいいなと思います。町もぜひこの予算が通っ

たら宣伝をしてください。こういう助成があるのですよという、私もしっかりと町民の方にお話をしていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、予算書のほうに行って10ページの通知カード・個人番号カードの関連で、2月19日まで52.9%という取得率ということですが、この間、本当にみんなマイナンバーカードのポイントがつくということで、必死になって役場へ駆けつけた。ある人は、郵便局に行ってやったなんて、そういういろんな話を聞きました。国はマイナンバーカードに健康保険証や運転免許証、銀行口座などの一体化で国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出しています。

しかし、カードの取得は希望者のみ、任意であることが法の規定です。しかし、マイナンバーカードがなければ行政サービスが受けられない事態が実際に起こっています。ご存じだと思いますが、群馬県の前橋市では、高齢者が多く利用している移動手段のマイタク制度というのがあるのだそうですが、そこは2022年度からマイナンバーカード利用者に限定、ひどい話だと思いますが、そういうことだとか、国会でも問題として取り上げられた岡山県備前市では、保育料や給食費や一部学用品の無料化は、マイナンバーカードを家族全員が作っていないと、そういうところしか無償化はできないと、そういう方針を取り出したのです。

そういうことで、初めにも言いましたが、カード取得は希望者のみ、任意であります。町としてカードの取得有無で差別を生み出すような取組は行わないよう私は強く申し上げておきますが、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） そうですね。できる限り、その辺の差別がないような取組をしっかりとしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 作る、作らないが本当に任意だし、やはり今の政府に全部自分の情報をやってしまう、それがすごく怖いと、そういう人がいます。ぜひ日本中で一人になっても作らないよなんて極端なことを言う人もいるのです。差別を生み出すようなことはやらないように、ぜひよろしく願いいたします。

それから、交通安全対策会議については分かりました。やはり公共交通策定のための委員会というか、会議になるわけですね。分かりました。

それから、あと最後になりますが、57ページの農林水産業のインフラ施設周辺森林整備業務委託料462万円については、去年は本当に町道国神1号線を早速整備していただきました。地権者も喜んでいましたし、そこを通る人から、本当にこの道路が明るくなったと聞いております。ぜひ引き続き対策を取っていただきたいと思えますし、本当に支障木伐採事業も住宅、道路に出てしまった、そういう伐採費用を補助するということで、町民にも喜ばれると思えますので、よろしく願いします。

ということで、以上で私の……何かありましたか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 6番、常山知子議員のご質問に対しまして、私の答弁に修正させていただきたい箇所がございますので、修正させていただきます。ページでいきますと、先ほどの最後のほうから2番目に申しあげました26ページの交通安全対策会議委員の関係でございますけれども、先ほど私、地域公共交通の策定の段階に応じてというような限定したようなお話をさせていただきましたが、これは死亡事故と

かが増加した場合に、その対策を講じる場合などにも行う会議でございますので、認識の違いが私ありましたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○6番（常山知子議員） 了解しました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

3番、大塚鉄也議員。

○3番（大塚鉄也議員） 2点ほど説明をお願いします。

27ページの節14工事請負費、防犯カメラ設置工事費、どのような場所に設置をするのだから教えていただきたいです。

次に、93ページの上段です。水泳大会報償金、この内容を教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 3番、大塚鉄也議員のご質問にお答えいたします。

27ページの防犯カメラの設置場所でございますが、み～な公園を予定してございます。補足でございますが、カメラが設置してあることで犯罪やいたずらを未然に防ぎ、犯罪や事故が起きた場合には、速やかに関係機関に情報提供することができる体制を整えるためには、み～な公園に設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 3番、大塚議員のご質問にお答え申し上げます。

93ページの水泳大会報償金の内容でございますけれども、温水プール、勤労福祉センターふれあいプール・ホットで計画しております水泳大会の参加賞等の賞品2回分を計上したものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、大塚鉄也議員。

○3番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。防犯カメラに関しては、事件、事故の解決の手段となりますので、み～な公園以外にも幅広く考えていただきたいと思います。今後の検討をよろしく願いします。

また、水泳大会の懸賞品ですか、ほかの団体で予算書に出ているような団体はあるのですか。お願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 3番、大塚議員の再質問にお答えいたします。

あくまで町の施設が主催する大会でございますので、町の予算書に載っているということでございます。そのほか通常報償費というところで計上されるものにつきましては、こういった参加賞であるとか、あるいは小学校の運動会で翌年度、1年生に上がる子を招いたときに差し上げるノートとかおもちゃとか、そういう参加賞的なものをここで計上してございます。団体というよりは、町が主催するもののお礼の計上ということになってございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、大塚鉄也議員。

○3番（大塚鉄也議員） この水泳大会は、では町の主催で、スポーツ協会とかは関係ないという、そういう考えでよろしいのですか。私、スポーツ協会代表なのですが、そういう話もない大会が多々ありました。

30周年の水泳大会でしたっけ、あれもまるっきり話はなくて、勝手に放送されて、あれ、何の大会だろうというような、そういう経緯もありましたので、スポーツ団体とは、スポーツ協会とはと、あらゆるスポーツをやるのだったら話があって普通かなと思うのですが、その点はどうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 3番、大塚議員の再々質問にお答え申し上げます。

まさにご指摘のとおりでございます。スポーツ協会ははじめ傘下の各運動団体、スポーツ団体と教育委員会が行います社会教育、社会体育の推進、発展については目指すところは同じでございますので、今後、プールの大会であれば一番近いところは水泳連盟になろうかと思っておりますので、そういうところとも連携を図りながら、町を挙げてといいたいでしょうか、関係各位との協力、連携を図りながら事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（大澤金作議員） 3番、大塚鉄也議員。

○3番（大塚鉄也議員） よく分かりました。安心安全という言葉がやっぱり第一に来ますので、教育委員会がしっかりと安全性を確保しながら、大会等を管理していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 2点ばかり質問させていただきます。

昨日、トイレの件で質問したのですが、早速やるという話を答弁で聞きました。おまつり広場野外トイレ改修工事、これはどの程度で、どのようにやるのか教えていただきたいと思っております。

それと、スポーツ公園の野球場のネットの改修工事に相当な額が出ております。これについては、まず最初どのようにするかお聞きしてから再質問したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 4番、林太平議員のご質問にお答えします。

26ページのおまつり広場屋外トイレ改修工事費1,400万円でございますが、こちらは皆野町公共施設個別施設計画で令和4年度に実は位置づけられた事業でございましたが、令和5年度に見送ったことになっております。秩父音頭まつりやふれあいまつり等を考慮して施工してまいりたいと考えております。現在のトイレにつきましては、昭和53年当時の建設でございます。その当時、役場庁舎のトイレも兼ねていたものですから、便器数がかなりございますが、男子のほうが小便器が5基、大便器が2基、女子のほうが6便器、それと身体障害者1基ということでございますけれども、今想定しているのは男子が小便器2、大便器1、女子が2、多目的トイレ1を予定してございますが、これは設計の中で設計士とよく調整しながら、個別施設計画の中で位置づけられて1,400万円の範囲でどの程度できるか、材料、支出等を見ながら事業を進めてまいりたいと思っております。

また、施工時期につきましても、先ほど申し上げました秩父音頭まつり、ふれあいまつり等の利用等を考えながら施工を考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 4番、林議員のご質問にお答え申し上げます。

スポーツ公園の防球ネットでございますけれども、令和5年度におきましてはレフト側の防球ネットの

更新をしたいと考えてございます。こちらにつきましてはホームランボール、あるいはまたホームランに類似した大きなファール、これが既存フェンスを越えて県道あるいはその県道を挟んだ向かいの住宅まで届いてしまうという事案が発生しているということから、安全性を確保するために高さ10メートルのネット、幅46メートルにわたりまして施工する予定でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 再質問させていただきます。

トイレにつきましては、今、住民に優しいトイレということでバリアフリーとかいろんなものが進んでいますので、いろんな面に配慮したトイレを造ってもらったほうがよいなど、役場でもそう考えていると思いますので、ぜひそのようにお願いいたします。

そして、野球場のネットの張り替えですけれども、今はレフトのところに県道まで出ないようにと、それが問題で、相当今までも言われていましたので、その辺ができるのであればいいと。それにつけて、これネットの張り替えだからというのであれだけけれども、スコアボード、あれを何年か前に直すといったときに、コロナの問題で、何かコロナのほうの関係で金使うからできないよということで、あのスコアボードがまだ一般に使用されている今、テレビ等々に出てくる、野球がはやって出てくる等に、ストライク、ボール、ボール、ストライクが逆になっているような経緯があって、その辺についても思ったら、これはやっぱり今回はネットだけのことで、主にレフト線をセンターから左中間をやるというのが、本来、その工事のわけですよ。

そして、あと一点、野球場へ行ってみてもらえば、建ててから相当年数がたっているというのだけれども、ベンチのところにコンクリートの欠けたところに何か手抜き工事だか何か板が中に挟まっているという話を聞いて、見たのですけれども、やっぱりその辺についてもあの野球場は安全性についても大丈夫なのかと、幾らか耐震の調査をしてもいいのではないかというような工事がしてあるように見受けられるのですけれども、その辺についてはちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 4番、林議員の再質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、今回、令和5年度の予算に計上してございますのは、先ほど申し上げましたとおり、レフト側の防球ネットでございます。ただ、議員ご指摘のように随所に老朽化というか、劣化であるとか、そういったそろそろ手を入れないといけないというものが見受けられるようになってございます。令和5年度当初予算を要求するに当たりまして、そういったところも手をつけていかなければということで、令和4年度、今年度におきまして野球場の改修業務の設計を業者に委託して出しております。ただ、そこで提案されたものを全て一遍にやるというのは、かなりの高額になるということから、まず安全性、他人への安全性というのでしょうか、県道を走る車であったり、住宅であったり、そういったところの安全性を確保するという意味から、今年度は防球ネットの更新ということを計上させていただきました。ご指摘の箇所は十分承知をしておりますので、今後、総合的に改修の計画を立ててまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 説明でよく分かりました。なぜかという、先ほどの宮原議員が質問していたとおり、国神の水道工事について私も質問しようと思っていたのですけれども、やっぱり急にそんなに悪く

なるとは、一般の人が考えて急にそんなに悪くなったのかなというのが印象的です。だから今野球場についても承知していて調査してもらえるとということなので、ぜひ一年一年をよく見てもらって、一遍にやるとなるとまた相当な批判が出ますので、一年一年というか小刻みに、みんなの意見を言ったら野球場のベンチの中に、コンクリートの中に板が入っていたよなんていうのを見せられたら、誰も大丈夫なんかと思うような事態でありますので、ぜひその辺のところを検討してもらうようお願いして質問を終わります。

〔「1年前に言ったもの……」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） 私も2点ご質問したいと思います。

26ページ、項1 総務管理費、節14工事請負費、先ほど林議員がいろいろ質問していましたけれども、これ関連すると思うのですけれども、トイレ改修工事ということなのですが、私はある女性から、たまたま三沢のゴルフ場入り口の公衆トイレ、あそこへその女性がトイレに入ったら男性が入っていたということで、ここは女子のトイレですよと言ったら、その男性は、だってここ表示されているのが全然分からないので入ってしまいましたということで、そこで大変失礼しましたということで済ませたらしいのですけれども、これ公衆トイレ、何回かいろいろ見に行っているのでしょうか、ちょっとそれを聞きたいのですけれども。この件に関しては、一応表示、男女の表示がどうなのかという確認をしてもらえば、私としては答弁は結構です。

さらに、次、27ページ、項1 総務管理費、節14工事請負費、先ほど大塚議員が質問していましたけれども、防犯カメラ設置工事費、これ防犯カメラについては今かなり犯罪防止ということで、抑止の関係でいろいろ犯罪を犯した犯人を捕まえるのに大分効果が出ているようです。み～な子ども公園だけではなくて、皆野町内に幹線道路ですか、そこのところへいろいろ設置条件はあると思いますけれども、地権者がいたら、地権者と相談しながらここへつけてもいいですかということで、町内にもやっぱり防犯カメラつける必要があるのではないかと思いますけれども、町のほうのお考えはどうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 9番、新井達男議員のご質問にお答えします。

防犯カメラにつきましては、現在、商工会が設置したものが、実は親鼻地内に1基、上の台に1基、下原地内に1基ございまして、これが公的な防犯カメラでございます。ほかに家庭についている防犯カメラ等も犯罪が発生した場合には活用できると思いますが、町のほうでも今後、それら商工会のつけているカメラ等を含めまして体系を整えて増設していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、新井達男議員。

○9番（新井達男議員） 分かりました。ぜひ防犯カメラを多めにつけるような形で、犯罪のない町にできればいいなと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 二、三質問させていただきます。

皆野町一般会計予算、3ページをお願いします。このブルーのほうの3ページです。款1町税、真ん中

です。町税の2です。国有資産等所在地市町村交付金及び納付金とありますが、44万2,000円とあります。対象となる資産は何か説明をお願いします。

それから、資料の4ページ、一般会計予算のほうの4ページ、22の町債の2億3,341万6,000円予定しておるようでございますが、これによって町債発行残高はどのくらいになるのか説明をお願いいたします。

それから、41ページ、款3民生費、項1社会福祉費です。民生委員・児童委員協議会補助金399万4,000円、その下、社会福祉協議会運営費補助金1,856万円、一つずれましてその次、福祉対策補助金140万6,000円、それから3行下の地域生活支援事業費補助金572万円と予算を計上されております。これはざっとで結構でございます。こういうふうに使われているという説明をお願いしたいと存じます。

以上3点をお願いします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 2番、横田議員からのご質問にお答えいたします。

3ページの中段でございます国有資産等所在地市町村交付金及び納付金でございますが、こちらは県と国が前年度に所有しております資産が対象になりまして、県営住宅と大淵でございます合角ダムの関連施設、こちらサイレンだと思っておりますが、こちらが該当し、固定資産税相当額が交付されるものです。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 2番、横田議員のご質問にお答えいたします。予算書の4ページ、町債の2億3,341万6,000円、この後、町債の残高がどうなるのかというご質問でございますが、予算書の一番最後のページ、裏表紙と申しましょうか、一番最後、裏表紙の110ページを御覧ください。こちらが町の地方債に関する調書となっております。

一番下の合計の欄、右側から3つ目でございますのが今年度町債を発行いたします合計2億3,341万6,000円でございます。これを令和5年度中に借り入れるものでございます。それから、令和5年度中に元金として返済する分、こちらが2億9,825万8,000円でございますので、一番右下の欄、こちらが令和5年度末の現在残高の見込額となりますが、27億3,973万円が町債の残高ということになるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 2番、横田議員のご質問にお答えいたします。

予算書41ページ、民生費、社会福祉費のうち節18負担金、補助及び交付金、この中で4点ご質問いただきました。順次ご説明をさせていただきます。

まず、民生委員・児童委員協議会補助金399万4,000円でございますけれども、こちらの内容でございますが、民生委員協議会の事業執行に係る補助的な経費と、あと民生委員さんの活動に対する実費弁償、こちらの財源として町のほうから民生委員協議会のほうに交付するものでございます。

次の社会福祉協議会運営費補助金でございますが、皆野町社協の職員の人件費、あとは自動車ですとかそういった物品の維持経費、これらにつきまして運営費の補助ということで交付をするものでございます。

もう一つ、その次の社会福祉協議会高齢者難病患者福祉対策補助金でございますけれども、こちらは社会福祉協議会が実施しております高齢者福祉事業への助成ということで、内容といたしますと介護者手当支給事業、難病患者通院旅費、こちらの助成、これに係る経費につきまして町のほうで助成をしてござい

ます。

4つ目の地域生活支援事業費補助金でございますけれども、こちらにつきましては障害児の移動支援事業ですとか、日常生活用具の給付事業、こちらはストーマですとかそういったものでございます。あと、障害児の日中一時支援事業、こちらは障害児の日中における活動の場を確保いたしまして、家族の就労支援や一時的な休息を目的とする事業でございます、これに係る費用につきまして支出をするものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 大変ありがとうございました。民生・児童委員の皆さんが、皆野町で本当に困った人、それから介護を必要としている方、そういう面倒を見ていただいておりますけれども、その補助をする助成というのが今回は入っていないのでしょうか。例えば、よその地域では、社会が複雑化して民生委員の成り手がいないということで、この前も私も質問をさせていただいたわけですが、幸いなことに皆野町、橋本課長、熱心な獲得を民生委員にやっていただきたいということ、二、三か月前から進めて定員割れはなくて、14名の方が民生委員として新たに活動して、活躍していただいているようでございます。

この人たちが皆野町のこういう福祉に十分活動できる援助を町としてはどうしてもやっていただかないと、この人たちがいなくなったら困ると思うのです、少子高齢化で。ぜひそういうふうなお年寄りに対し優しい町、これをつくって、住民が皆野町は一番福祉が行き届いているのだと、皆野町に行ってみたい、高齢者の健康保持も皆野病院、あるいはほかの病院で無料で皆野町は見られるのだと、人間ドックもすごいサービスがあるのだと、こういうふうな皆野町にして、福祉が皆野町に行けば住みやすいのだと、そういう声が広がれば、皆野町にも人も入ってくると思うのです。町長のお考えはいかがでしょうか、ちょっと一言伺います。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 2番、横田議員の再質問にお答えいたします。私がお答えする部分につきましては、議員、先ほど例えの中にもございました先般の定例会の中で議員からご提案のありました民生委員の協力員の関係、こちらにつきまして今回予算を計上しておりますので、その部分についてご説明させていただきます。

ページで39ページでございます。節7 報償費の一番下、4段目でございますけれども、こちらに民生委員協力員報償金ということで3万6,000円計上させていただいております。内容といたしますと、民生委員の活動を補助するという立場で協力員の方を補助員として必要な民生委員さんの申出によりましてつけるわけですが、こちらの3万6,000円の内訳ですが、2人分で一月1,500円の12か月という、そういった積算で3万6,000円を計上してございます。あくまでも協力員なので、民生委員さんの本来業務、相談支援ですとかそういった部分につきましては民生委員さんが担当する部分でございますけれども、例えば対象世帯が多くて、そういうカバーするのが難しいとか、そういった事情がある民生委員さんにつきましては、この制度をご利用いただきまして、委員の負担軽減を図ってまいりたいと思います。あわせて、福祉課のほうでも委員のご相談につきましては、丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番(横田揚雄議員) ありがとうございます。皆野町の民生委員の方にそういうふうには報償金を取っていただいて、例えば自分の受持ちの戸数が200戸以上だと。250戸ある、あるいはその私のほうは38戸しかない、そういう地域が多い方と少ない方がございますので、多い方一人でやっていると回り切れない、そういう地域がございます。そういう方たちのために特に見守っていただいて、役場のほうで、町政で活動ができるようにご支援していただきたいと存じます。

それから、先ほど来の県営住宅、合角ダムの件、了解いたしました。対象となる資産、合角ダムと、それから県営住宅ですか。はい、ありがとうございます。終わります。

○議長(大澤金作議員) 町長。

○町長(柴崎 勉) 2番、横田揚雄議員のご質問にお答えいたします。

皆野町に住んで、安心して健康で福祉が充実している町ということは、非常にこの町にとって皆さんが住みたい町というふうになると思いますので、しっかりその辺を私も進めていきたいと思っておりますので、これからも引き続き議員の皆さんのご支援もよろしくできればと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長(大澤金作議員) 2番、横田揚雄議員。

○2番(横田揚雄議員) ありがとうございます。私も同感でございます。

終わります。

○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

7番、若林光雄議員。

○7番(若林光雄議員) 何点か質問させていただきます。

最初に、8ページ、使用料、節4保健体育施設使用料で温水プールの使用料でございます。本予算におきまして239万円見込んでおります。この利用者の人数、また年間利用券がどのくらい考えておられるかご質問いたします。

次に、ページで64ページ、項2の道路橋りょう費、下の道路維持費の節12の委託料、除雪事業委託料でございまして、199万円除雪費が委託として計上されています。この関係につきましても、今年度、何路線を契約し、またどの業者、何業者との契約であるか、また委託単価はどうなっているかお聞きいたします。

次に、ページで75ページ、項2小学校費の中で節10需用費、施設修繕料として166万円計上されております。この施設修繕料は何を修繕するというものなのか伺いたしたいと思います。

最後に、92ページの教育費、項6保健体育費の中で節13使用料及び賃借料の中、土地借上料83万5,000円とございます。これは多分現在の給食センターの借入れ、借地かと思うのですが、この面積、また地主さんは何人ぐらいいるのか、また賃貸借の期間はいつまで借りていただけるかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(大澤金作議員) 建設課長。

○建設課長(宮原宏一) 7番、若林議員のご質問にお答えいたします。

64ページ、土木費、目2道路維持費、節12委託料の除雪委託料の関係でございます。本年度につきましても10センチ以上の除雪の場合に、自動的に出動していただける業者が10業者、あと行政区からの依頼等で役場からの指示で動く業者が4業者、計14業者と委託契約を結んでおります。自動出動する路線につき

ましては、23路線を予定してございます。単価につきましては、1時間当たり2万円という単価で契約をしてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 7番、若林議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、一番最初、プールの使用料の関係でございますけれども、今年度の予算額の人数ということでございますけれども、券売機の売上げで申し上げますと2,064人分、利用券、こちらは年間券と半年券とございますけれども、年間券で100枚、半年券で65枚を見込んでいますところでございます。

続きまして、75ページ、小学校費の施設修繕料の内容でございます。通常、学校を運営していく中で発生するガラスの修繕、そういったもの、経常的な修繕のほかに大きなものは、国神小学校のプールのろ過器の修繕でございます。以前、私も議会の場所で、令和5年度には国神小学校も温水プールを使用する予定であるということを申し上げたことがございますけれども、その後、2年以内にプールを廃止という方針が出まして、それを受けて国神小学校のほうは年ごとに場所が変わるのも子供たち、また教職員も混乱を招くということなので、令和4年度と同様に今後も学校プールを使用すると。それに当たっては、ろ過器が若干調子が悪いと申しましょうか、修繕の必要があるということでろ過器の修繕、90万8,600円をこの中で計上してございます。見積もってございます。

そして、教育委員会関係3点目になります。給食センターの土地借上料の中身でございます。こちらは3人の地権者から4筆借入れをしてございます。うち、地権者1人の2筆、これがセンターの敷地、残りの2件、地権者2名、それぞれ1筆ずつで計2筆、こちらはセンターからの排水管を埋設する用地として一部分を借りているものでございます。

契約の期間でございますが、先ほど申し上げましたセンターの用地、地権者1名、2筆の分につきましては令和20年6月まで、排水管の布設用地につきましては令和22年3月まで契約を結んでございます。センター用地、排水管用地とも20年の契約となっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

先ほど温水プールの使用料について、今年の239万円について2,064人分、また年間で100枚、半年の方が65枚ということで説明がございました。これ私ちょっと調べてみた関係で、コロナ禍の前、平成30年の決算で見ますと、使用料は345万5,000円という形で、当時は今から比べるとやっぱり利用者が多かったのかなというような気がいたします。

昨日の一般質問で2人の議員から温水プールに関する質問がございました。町長等の答弁内容では、その経緯と理由等についてまだ分からない部分もございます。そこで昨日の町長の冒頭の挨拶の中で、温水プールの存続を求める署名の提出があり、温水プールを大切に使う方々の声を受け止めており、温水プールの運営終了の方針決定、また経緯と理由等について、本議会と3月13日の町民説明会で丁寧に説明すると言われました。町民説明会には、どなたが出席されるのか、またどのような説明をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 7番、若林議員の再質問にお答え申し上げます。

13日月曜日に予定しております町民説明会でございますけれども、こちらの出席者は町長、副町長、教育長、私、それからプールの所長を予定しております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 町長については、どんなご説明をされるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 7番、若林光雄議員のご質問にお答えいたします。

やはり現状のプールの老朽化、そして現状でランニングコストの費用が多額に上っている、そういったことを考えますと、皆野町の今後の財政の状況を鑑みますと、維持は難しいという結論に、これ苦渋の決断ですけれども、至るに至りました。その結論に至る経緯を細かく説明していく予定にしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。先ほども利用者の数をお聞きしましたが、やはり人口の減少というか、当時から比べると今の現在の利用者等は大変少なくなっているようでございます。いろいろと諸問題等もございまして、13日の説明会におきましては、多くの方々がお見えになるのではないかと予測されます。参加者が納得いくような丁寧な説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、除雪対策事業費の関係で再質問させていただきます。先ほど14業者、23路線というご説明をいただきました。今、そしてまた今年度の除雪契約、1時間当たりが2万円で契約しているということもお聞きしました。今現在、人件費また燃料の高騰等も考えると、現在の単価2万円がいいか悪いか、また見直す必要もあるのではないかと考えるところでございまして。建設課長は、今期退職ということもございまして、この辺について副町長、いかがでしょうか。単価の見直し等も考えられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 7番、若林議員からのご質問にお答えをいたします。

除雪作業の時間単価につきましては、現在の経済情勢等も踏まえまして単価の見直しの必要性があるかどうか検討させていただきます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） またよろしく検討のほどお願い申し上げます。

議長、除雪の関係で関連質問させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（大澤金作議員） はい。

○7番（若林光雄議員） 議長からお許しを得ましたので、関連質問させていただきます。

2月10日の降雪で、当町でも15センチぐらいの降雪がございました。私の家の前では20センチ近くの降雪でございまして、私も地域の住民と一緒に町道等の除雪を行いました。その後、また地域の除雪状況等も確認したところでございます。

町でも11日土曜日の日でございましたが、職員の皆さん方は出勤し、除雪し、また被害状況等を把握したと聞いております。副町長におかれましては出勤したとお聞きしております。そこで、町長にお聞きいたします。就任してから初めての10センチ以上の降雪ということであったかと思っております。前の町長におかれましては、職員が待機体制を取らないときであっても、大雨や大雪のときには役場に来たり、また電話で

担当課等へと状況確認等も連絡しておつたと聞いておりました。

当日、町長におかれましては、役場も近く、また安心安全なまちづくりを公約に掲げられております、今回の降雪の対応はどのようにされたかお聞きいたします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 7番、若林議員のご質問にお答えいたします。

私は、副町長と相談の上、自宅待機で連絡を待つという体制として待機をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 大変よく分かりました。今後におきましては、また町内も回っていただくなど、地域住民等と除雪状況等の確認もお願いしたいと思います。

また、今後、降雪ばかりでなく、いろいろと災害も予測されます。安心安全なまちづくり、また町長の判断と指導力が必要でございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。その辺についていかがですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 7番、若林議員のご質問にお答えいたします。

しっかりと責任を持って町政運営に携わってまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） よろしくお聞きいたします。

次に、教育費の学校管理費の修繕料の166万円についてご質問させていただきます。内容等につきましては、90万8,000円の国小のろ過器の費用に充てるということもお聞きしました。令和5年2月10日の教育長から保護者への皆野町立の小中学校の水泳授業についてという通知もございました。小学校における水泳教室が学校のプールを活用するということもございまして、先ほどの答弁にもございましたように、国神の小学校は私たちは温水プールを使うのだというふうに理解していましたが、先ほどの答弁で内容もよく分かりました。

ただ、まだこの先、この文章の中では、日よけ等を設置して猛暑対策を講じるのだということもございました。この辺については今後どのようなプール活用等で考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 7番、若林議員の再質問にお答え申し上げます。

通知の中で確かに小学校につきましては、屋外の学校プールに猛暑対策を施して、これまで同様に授業を継続するというふうに記しております。今回、ご審議いただいております令和5年度の一般会計予算につきましては、当該猛暑対策の日よけについての費用は計上してございません。今後、温水プールの動向等も合わせて、補正なり令和6年度の当初で対策経費を計上していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 今年あたりもまた猛暑が予定されます。早い時期から準備をしていただき、補正予算等でも計画でもしていただくのがよいかと思います。よろしく検討のほどお願い申し上げます。

最後に、学校給食センターの関係でございます。先ほどの土地の関係、地主さんの関係、また内容も分かりました、確かに契約期間が令和20年6月、または土地によっては22年3月というお話でございます。

ここで、再質問させていただきます。今回の当初予算で、先ほど来からのいろいろご質問の中にもございましたが、当初予算で建設工事費の予算が計上されております。この関係について、いつ頃までに竣工を考えているのか伺いたいと思います。

この前12月定例会で、宮原議員からの質問で教育長から答弁がございました。昭和55年竣工し、施設設備の老朽化や食物アレルギーの対応が課題となっているという現状で、令和3年3月に基本方針を策定して、安全安心な給食を提供するという形の答弁もございました。現在の給食センターの賃貸借期間は、先ほどの答弁のように令和20年先までも契約はされているということもお聞きしました。このまま使用した場合、この設備の修繕費がどのくらいかかるのか、またこのままでいった場合の稼働はどのくらい可能なのかお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 7番、若林議員の再質問にお答え申し上げます。

給食センターに係る設備修繕でございますけれども、年によって増減がございますけれども、決算しております令和3年を含む以前5年間で申し上げますと、平均して約255万円ほどかかってございます。ただ、令和3年度につきましては、総額で570万円ほど修繕料かかってございます。こちらの主なものは、冷凍冷蔵庫の冷却ユニットが故障してしましまして、まるっきり入替えというか、更新のような修繕をしてございますので、それが385万円ございました。

この後、どのくらい稼働できるかということでございますけれども、大変お答えが難しいご質問でございます。やはり大丈夫だと思っていたものが急に壊れてしまうとかいうことはあります。ただ、令和3年度の冷凍冷蔵庫、給食センターに限らずですけれども、食を扱う事業所には欠くことのできないもの、こういったものが壊れてしまうと、交換、修繕をせざる得ないということがあります。今後、老朽化が進んでくると、こういう運営に欠くことのできない高額な設備の修繕が必要になる場合も十分予想されると考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 大変細かく説明をいただきまして、ありがとうございます。修繕費等もかさみ、またいつ壊れるかというか、老朽化、傷みが激しいというお話もでございます。先ほどから宮原議員からの質問等もございましたが、給食センターの問題につきましては温水プール問題と引き離して、そしてまた給食センター単独で独自に考えるべきではないかと思っております。子供たちの給食センターについては、対象が子供たちでございますので、一日も間違っただけでも欠かすこともできないわけでございます。

ですから、いろいろと先ほどご質疑もございましたが、この考えは給食センターは場所は一本に絞って、今まで、昨年の定例会でもご質問、またお答えもございましたが、いろいろご協議もございました。その中でも早い機会に一本化をして、当初予算でも決めていただいている土地の調査料、また補償料等を含めた形の予算もございます。この辺も含めて、今計画されている案があっちこっち予定を動かすのではなくて、一本化した形で給食センターの設置に向けて検討していただいたらいかがかと思っておりますが、町長いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 7番、若林光雄議員のご質問にお答えいたします。

給食センターの最適地につきましては、今後の町にとってベストな選択をしたいというふうに思っております。まず、既存地あるいは今後、町有地であるとかそういったところをしっかりと検討する中で、まず給食センター建設が可能なのかということをしっかり確認の上、最終的に決めるということがいいかというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 給食センターにおいては、いろいろと方向づけ点等あったと思います。老朽化した施設を早い機会にということで、令和3年に当時からもう計画してということで進めている事業でございます。早い機会に結論を出していただいて、ある程度の方向性の中で新しい給食センターが実施できればと、設置できればと考えております。執行部の皆様方のしっかりとした決断をお願いして、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。何点か質問いたします。

まず、予算大綱のほうで、予算大綱の2ページ目、豊かな経済と活力あるまちづくり、(1)です。その中で、先ほど地域おこし協力隊のことはお伺いしたようだったので、③の地域活性化起業人の活用という140万円です。これは一般企業から地域活性化起業人として社員の派遣を受ける。これはどこが受け入れて、それで地域活性化起業人のノウハウを誰が教わって、町民の利便性を進めるのだからお伺いをいたします。

それから、同じく大綱の2ページの未来を拓く人を育むまちづくりの中の④、教育活動キャリア教育支援事業という新しい事業があるようですが、これは物価高騰下において教育の質を確保するため、小中学校の修学旅行を補助って、これは分かるのですけれども、キャリア教育を推進するためキッズニア東京への入場料補助というのがあるのですけれども、キッズニアというのは、それからキャリア教育、このキッズニア東京というのはどんな施設なのですか。それで、この教育というのは、どんなことをするのか、お伺いします。

それから、3の安心で安全なまちづくりの中で、⑤、消防団の防災力強化、これについては質問というよりも、私も思うところがあるので後で申し上げますが、最後に持っていきます。

それで、予算書の17ページ、款21諸収入、項5雑入、節5雑入の中で、下から2番目にスポーツ振興くじ助成金、これは1,170万9,000円です。これは収入なのでしょうけれども、これの充当先がどういうふうになっているのかお伺いします。

それから、歳出のほうで74ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、これが小学校が1億

3,644万9,000円、これは昨年度より4,331万6,000円増額になっております。この増額要因を教えてください。

それと同時に、小学生です。令和5年の入学の人数が分かりましたら教えてください。3校内訳でもいいし、そうでなければ全部でもいいです。

それから、77ページ、やはり款10項3中学校費、目1学校管理費の中学校です。これは今年度の予算が4,982万5,000円、それで1,009万円減額になっているけれども、この要因。中学校の入学は、大体統計では分かっているからいいです。

それから、80ページ、やはり款10教育費で項4幼稚園費、目1幼稚園費が7,316万4,000円総額で、これは去年から見ると818万6,000円の増、この増額の要因、それと令和5年度に入園する人数、これをお伺いいたします。

それと、最後に、また戻って申し訳ないのですが、これは私もちょっとご提言申し上げたいことがあるので、消防団の防災力強化についてですが、有事の現場に早く行くとか、それから車両運転できる消防団員を確保するため準中型自動車運転免許取得補助金として、これはいいことだと思っていますが、消防団の防災力強化ということにつきましては、私もいろいろ今までの経験で見えてきて、ご提言といいますが、公共交通との関連もあるかと思うのですけれども、消防団の1分団2部、矢尾のところの消防の詰所があります。あの詰所を消防団の防災力強化をするのだったら、役場前の今まで消防署があったところへ、今はバス停になっていますけれども、あそこへ移動すれば、かなり消防団の防災力強化になるかと思っています。

というのは、消防車は水を積んでいまして、積載車で、一番火災現場に到着して放水できる消防車なのです。ほかの消防車は、現場に行っても水利を見つけて、それから放水するというようなのですけれども、機能が大変いい消防車、積んでいるから、それは今分かりません。確認はしていませんけれども、すぐ消防車に乗って飛び出せる人が原区あるいは下原区、この辺で何人いるか把握していませんけれども、一番最初に乗って現場に到着して放水するというのが、一番消防団の防災力の強化になるかと思うのです。それで役場の前に置いておけば、詰所を移しておけば、役場の職員の団員がすぐにでも乗って行けると。それで、現場に到着して、すぐ放水ができる。一番、これ消防団の強化につながるのではないかなと私は常々思っています、消防団の防災力強化ということに、この項目にでもそういうことが入ればいいのではないかと。

それと同時に、公共交通の見直しやなんかも含めて、駅前は今あるところは広くなったり、観光案内所かなんかもあるようですけれども、あんまり見たところ活躍しているふうにも見えないので、そういうところをしっかりと整備すればいいところにあそこもなるのではないかと、一石二鳥ではないかなと思っています。そういうことも、これは質問ということではなくて、私の思いもちょっと述べさせてもらったのですけれども、そんなこともあるけれども、そんなのはどんな感想を持つか、それもちょっとお伺いします、答弁ということではなくていいですけれども。

以上、質問いたします。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 四方田議員のご質問の中の予算大綱の（2）、未来を拓く人を育むまちづくりの4番の教育活動キャリア教育支援事業のキャリア教育キッザニア東京についてご説明いたします。

キャリア教育は、一言で言うと子供たちに将来の夢をしっかりと育てていきたいというような目的で、小

中学校が重視している教育の取組でございます。いわゆる学校の学びと社会をしっかりとつないで、望ましい勤労観や職業観を育成し、さらには生きる力を身につかせると、そんな目的で取り組んでいる教育でございます。

中学校は、コロナの前は職場体験学習が大変充実しておりまして、町内の様々な事業所でリアルに職業体験をすることができたわけですが、それを小学校のうちからというふうに考えまして、小学校の校長のほうの強い願いもあって、その体験的に学べる施設ということでキッザニア東京というのがございます。わざわざここに行くという考え方もありますし、修学旅行と併せて、その見学地の一つとして利用するという方法もあると思いますけれども、いずれにしてもここを利用して様々な職業体験をすることができると。私も実際にそこを訪れて見学しましたけれども、本当に子供たちだけでリアルに学ぶ施設だということが言えると思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則）　10番、四方田議員のご質問のうち、予算大綱2ページの（1）の③、地域活性化起業人の活用についてお答え申し上げます。

まず、地域活性化起業人、議員おっしゃるとおり、町職員のノウハウが不足していることによりまして、なかなか取組が進められないもの、そういったものに対して民間の企業の社員を受け入れることによりまして、そこで培った専門知識ですとか経験、人脈、あるいは民間企業のスピード感、こういったものを取り入れることで事業をうまく進めようという取組でございます。

当町におきましては、昨年12月の補正予算で措置をさせていただきまして、今年の1月から合同会社DMM.comという東京の会社でございますが、IT系の人材を1名受け入れております。そうした中で具体的な取組というところなのですが、まずみらい創造課のほうで今勤務をしていただいております、今進められているデジタル化、DXの推進、こうしたところの取組が、やはり実際職員弱いところがございますので、その分野について様々な検討を進めてまいりました。

同じ予算大綱の3ページでございますが、予算大綱3ページ、（5）の①、情報プラットフォーム構築事業というのがございますが、これがラインを活用して町からの情報発信ですとか、町民からの電子申請、町の申請を窓口に来なくてもできるような形に順次進めていきたいと考えておる取組でございます。こういった事業のアイデア、それから具現化、また今後、可決いただきました後には、それを実際進めていく、そういったところを民間のITに強い人材の力を借りたいというものでございます。

なお、期間としましては、6月までの期間3か月分が今回の140万円の予算でございますけれども、ぜひ成果が出るように進めてまいりまして、その後もまた追加をして継続できたらいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　10番、四方田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、小学校管理費の増の理由から申し上げます。こちら幾つかの要因がございますけれども、まず1つ目は会計年度任用職員の非常勤講師と教員資格のある者の給与改定、昨日、条例改正ご審議いただきましたけれども、それによるパートタイム会計年度任用職員の報酬、こちらが国神小学校においては人数の追加もございまして297万円、三沢小学校においても209万円ほど増額となっております。

また、併せまして皆野小学校の校舎、屋内運動場の屋根の改修工事の設計業務委託、こちらは今年度出てきたものでございますので、こちらが407万円の増になってございます。

また、この一般会計当初予算でご質問もいただいておりました国神小学校の給水管の更新工事、それから三沢小学校のP A S 高圧ケーブルの更新工事、これら工事請負費が昨年度に比べて3,685万5,000円の増となっております。

続きまして、令和5年4月の小学校の入学生、新一年生の数を申し上げます。皆野小学校が44名、国神小学校が9名、三沢小学校が3名となっております。いずれも3月6日現在の見込みでございます。

また、中学校費の学校管理費およそ1,000万円の減でございますけれども、令和4年度当初予算におきまして中学校の体育館の屋根防水工事、これを990万円で計上してございましたが、それが皆減となったために中学校の学校管理費ではおよそ1,000万円程度の減となっております。

続きまして、80ページ、幼稚園費の増額の理由でございますけれども、主に人件費でございます。令和4年度当初、予算では、それまで再任用職員が副園長を務めておりましたけれども、4月の人事異動で主幹級の本務者が副園長を務めることとなりました。そうしたことによる人件費の増が主なもの。

もう一つは、本年度の今ご審議いただいております一般会計当初予算の幼稚園費、備品購入費のところ遊具等を計上してございます。こういったものの備品購入費が令和4年度当初に比べまして129万3,000円の増となっております。

また、幼稚園の来年の入園児数の見込みでございます。これも同じく3月6日現在で11名を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 10番、四方田実議員から消防団の防災力強化について、大変示唆に富んだ具体的なご意見をいただきました。今後、消防団と協議、調整の上、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。

あれっ、スポーツくじを言ったけか、スポーツくじは言わなかったよね。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 大変申し訳ございませんでした。答弁漏れがございました。

ご指摘のスポーツ振興くじ助成金でございますけれども、皆野スポーツ公園の防球ネット更新工事、こちらに充当するというので計上してございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） こっちは分かったのだけれども、今スポーツくじ助成金というのは1,100万円、これも以前自治宝くじの助成金というのとは違うのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

自治振興くじとは別のスポーツ振興くじ、いわゆる t o t o と言われているくじを財源にした助成金となっております。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 次に、小学校の増額要因ということと、人数をお伺いしましたけれども、やはり人数も年々減ってきて、ますます減ってきて、令和4年も34人しか出生がなかったと聞いております。そういった中で、こういう水道であるとか、以前には継続的な基本計画の中にもかなりうたわれているように30年を越える老朽化の施設設備が増えていると。これを何とかしなければという基本計画にも載っていましたが、こういうのがいつまでも毎年毎年続くと、もう老朽化したところがどんどん、どんどん、またこういった管理費が毎年毎年、恐らく今度はこっちの水道が駄目、あっちの水道は駄目なんていうのが年々増えてくると思うのです。

同じことを繰り返していることは、大変前にも申し上げましたとおり、子供も入学がどんどん減ってくると。国神小学校も複式学級になるというようなことも聞いていますので、もう4年後には国神だって30人台になるという、三沢は17人ぐらいになるというようなことがもう分かっているわけですから、こういった管理費が毎年毎年、そのうちプールも漏った。何やったなんてやっていると、いつまでも、いつまでも費用がかかり続けるというようなことが懸念されます。それに対していろんなことが言われるので、私はだからできるだけ早くそういったことがずるずる、ずるずる続かないように、うまい方法で再編、統合、そういったことを進めていければと思っております。それについて教育長はどんなお考えですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 学校教育の課題は山積しておりまして、子供の数が減少しての統合の議論もそうですし、令和5年度からスポーツ庁、文化庁が推進しようとしている部活の地域移行であるとか、ICT教育の問題であるとか、そういったことを一つ一つきちんと対応していきたいというふうには思っています。学校教育全体の町としての在り方を検討する、しかもそれを組織的に検討する、そういうふうなことを来年度から始めていきたいなと思っております。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 組織的に検討しないと、本当に遅れてしまいます。だからできるだけ、前回の答弁で今年は開校150年で、その記念の年だというようなことも言われていますが、それをよくするなら、一生懸命それに取り組んでいただきたいと思うのですが、それをお願いして終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 前の議員から質問のあったところについては極力避けたいと思いますが、何点か質問させていただきたいと思えます。

48ページ、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節18 負補交、不妊治療支援事業助成金406万円ということで、前年より165万円の増額予算になっているかと思えます。令和5年度から保険適用となる不妊治療に対する助成額を1か月当たり5万円を限度に助成する制度拡充による増額予算のようです。この件につきまして、私からも何回か要望も出していただきまして、その要望を取り入れていただきましたことに対しまして感謝すると同時に、治療者の自己負担の軽減が少しでも少子化対策につながればと期待をしております。

そこで、1点だけ確認したいのですが、1か月当たり上限5万円の助成ということでありまして、治療費去年から保険が適用になりまして、例えば3割負担だった場合、不妊治療に50万円かかったとして、3割で15万円は個人負担、自己負担せざるを得ないと。その自己負担分から高額療養費なり、また付加給付の分を除いた、実質的な自己負担といえますか、その金額の2分の1の助成という理解でよろしいのか、な

おかつ限度額としては5万円という理解でよろしいのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、50ページの項1保健衛生費、目3環境衛生費、節12委託料の環境調査委託料1,034万円についてなのですが、空き家等実態調査もこの中には含まれているようなのですが、この空き家の実態調査、どういったところに委託を考えているのかお聞きしたいと思います。

61ページなのですが、項1商工費、目3観光費、節12委託料、観光パンフレット等作成業務委託料384万円についてなのですが、観光客の増加を図るため、観光大使を活用した観光パンフレットなりポスターの作成があるようですが、大まかどんな内容といいますか、検討しているのか、また皆野町の観光大使、どういう方をお願いしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

同じく節10委託料なのですが、道の駅みなのかん板調査業務委託料の内容について、どういった調査の内容なのかお聞きしたいと思います。

64ページになります。項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節12委託料、本当に毎回細かいことでお聞きして申し訳ないのですが、道路環境美化委託料118万円ということで、前年当初より23万円の増額予算になっております。この増額理由についてお聞きしたいと思います。

66ページの項3河川費、目1河川総務費、節12委託料の普通河川敷倒木伐採除去委託料100万円の計上ですが、たしか前年当初予算が30万円ということであったと思いますので、増額理由なり、また具体的な個所づけ等予定されるところがありましたらお聞きしたいと思います。

91ページになります。項6保健体育費、目2学校給食費、節12委託料、新学校給食センター建設に向けてということで、これ宮原議員からも質問されております。用地測量調査業務委託料544万円、用地物件補償調査業務委託料628万円、建設工事設計業務委託料2,750万円ということで計上されているわけなのですが、この委託の執行については、基本計画が策定された後ということになろうかと思いますが、建設予定地についても基本計画が策定された後に確定していくと、そういった認識でよろしいのかどうか。

それと、最後になりますが、105ページの職員の昇給の関係です。前年に比へまして号給の引上げ等、大変改善が図れるような内容になっているかと思えます。この間、皆野町の職員の給与水準、県内でも最低というような状況が続いてきているわけなのですが、こういった改善を図る中で、引上げをするということだろうと思えます。具体的に何ポイントぐらいこれで改善が図られる予想なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 11番、内海議員のご質問にお答え申し上げます。

給食センターの委託経費の執行時期でございますけれども、ご指摘のとおり、建設用地決定後ということになります。建設用地によっては不要となる委託料も出てこようかと思っております。また、用地の決定は、基本計画の策定後かというご質問でございますけれども、基本計画の中には敷地の利用計画、それから給食の配送計画、これも業務仕様の中に入っております。したがって、基本計画を策定中に候補地の調査資料をこちらへご提出をいただいて、町で建設場所を決定し、そこに基づく敷地利用計画あるいは給食の配送計画、そういったものをつくって、基本計画策定と見込んでおりますので、基本計画の策定途中で調査していただいた諸資料を基に建設用地を決定するというふうな流れを考えてございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

不妊治療につきましては、保険適用となった不妊治療の自己負担額について、一月当たり上限5万円を助成するものです。議員さんがおっしゃった自己負担額の2分の1ではなく、自己負担額そのものについて上限、一月当たり5万円を助成するものです。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

予算書61ページ、款7項1目3観光費の上段の観光パンフレット等作成業務委託料になります。これは観光大使を活用いたしまして、新たに観光パンフレットをリニューアルしたいというものでございます。今現在、皆野町でお願いしている観光大使2名でございます。一人が二ノ宮知子さん、この方は平成25年11月から観光大使として委嘱をしております。

もう一人がシタラマサコさん、この方は平成30年6月から委嘱をしております。お二人とも漫画家でございます。二ノ宮さんにつきましては「のだめカンタービレ」という漫画で、かなりこれが全国的に有名な漫画でございます。また、シタラさんにつきましては、「おそ松さん」ということで、テレビ等でも放映されている内容になります。この二人にパンフレットでイラスト、これは著作権の関係等がありますので、それをそのまま使うわけにはいきませんので、できれば皆野町用のオリジナルのイラストを作成いただきまして、ポスターに活用したいと考えております。ただ、委嘱の期間が今年度の末、3月で満了となりますので、この後、引き続き委嘱の継続をお願いした上で、イラストの提供のほうにつきましては、新年度になりましてお願いをしたいというふうに考えてございます。

その下の道の駅みなのかん板調査業務委託料でございます。これは道の駅みなのかんにつきましては平成24年10月にオープンをしております。既に10年が経過したという状況でございます。そうしたことから案内看板でございますけれども、町内に3か所、町外に2か所、計5か所設置されておりますので、そういった老朽化に伴う安全性も考慮いたしまして、点検調査を実施したいというものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 11番、内海議員の質問にお答えいたします。

50ページ、款4衛生費、項1保険衛生費、目3環境衛生費の中の委託料、環境調査委託料の中の空き家等実態調査委託料、どのような業者を選定していくのかということですが、まず令和5年度予定しておりますのが、町内の空き家の現地調査を行い、現地調査の結果を基に空き家の所有者等へ今後の意向などのアンケートを取る予定です。また、単年度では終わらないので、令和6年度、こちら5年度に行った調査を基に、空き家に対する調査、課題、基本方針、取組方針などを定めた町の計画を策定する予定です。

埼玉県内、既におおよそ70%の自治体で計画のほうを立てている自治体がありますので、既に他市町村で経験のある調査業務を行っている業者へ委託することになると考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

64ページ、道路橋りょう費の道路維持費の12委託料の道路環境美化委託料の増額理由でございます。今年度におきまして、令和4年度におきましては道路補修等の委託を月1回シルバーに委託してございます。令和5年度につきましては、その回数を増やしまして、月2回の業務委託という形で行うということの増

額でございます。

続きまして、66ページ、河川費の下線総務費の中の12の委託料、普通河川敷倒木伐採除去委託料の関係でございます。議員がおっしゃいましたように、令和4年度におきましては30万円で予算を計上いたしまして、事業を実施してございます。来年度におきましても森林環境譲与税を活用いたしまして、場所につきましては町道日野沢11号線、マイタケ工場の上になります。今年、令和4年度にやった箇所が続きます。この箇所を来年度やるという予定で実施を計画してございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（黒澤栄則） 11番、内海議員からの給与の改善の点についてご説明を申し上げます。

今回、しっかりとした検証をさせていただきまして、一定の改善策を取らせていただきました。どのくらい指数が改善するかということでございますが、国家公務員給与との比較でございますので、具体的な数値は分かりかねますので、お答えができないところでございます。ただ、これで改善の状況がまた次回示されましたらば、その状況を踏まえながら段階的に改善を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。



◎会議時間の延長

○議長（大澤金作議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 何点か要望なり質問をさせていただきたいと思います。

不妊治療の助成の関係なのですが、例えば自己負担分が6万円だった場合、そのうち5万円は助成するという理解でよろしいということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（内海勝男議員） はい、すみませんでした。この不妊治療の助成制度、特に特定不妊治療を含めて、こういった制度の拡充が県内でも恐らく先進的な状況になろうかと思えます。ぜひ広報等を通じて宣伝等を今後お願いしたいと思います。

それと、道路環境美化の委託料の関係なのですが、指定路線が7路線ぐらいあるかと思うのですが、それ以外のところでシルバーに除草等も含めてお願いしている回数を増やすということのようです。これの中には、恐らく林道等も含まれているのかなというふうには理解するのですが、除雪の関係では林道等も含まれているかというふうに思います。そういったことから道路環境美化の委託料、この中に、シルバーの関係になるかと思うのですが、林道等が含まれているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

このシルバーの委託につきましては、先ほど答弁で言いましたように月2回を予定してございます。そ

の中で、この後議決いただきましたら、シルバーと協議いたしまして、町道、林道等の見通しの悪い場所等の草刈り等の業務も実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ林道の関係も大変人家の少ない林道等、本当に草が覆いかぶさって、通行にも支障を来すような路線もございます。ぜひその辺含めて対応していただくようお願いしたいというふうに思います。

それと、学校給食センターの関係なのですが、答弁で基本計画の途中であっても、用地といたしますか、その候補地を決定したいというような意向のようですが、先ほど教育長からも候補予定地については当初の予定地等含めて2か所ぐらいというようなところを検討しているという答弁がされているのですが、温水プールの跡地を前提にした基本計画の策定、このような話が私も聞いた経過があるのですが、そういったことはないというふうに明言できるのかどうか。

というのは、まだ温水プールの関係は、利用者含めて町民との間で決着をしていないと思います。この間の経過を振り返ってみても、12月議会の中で新井達男議員の質問に対しまして町長は、温水プールとしての運営は終了に向けて検討を始めることにしたと、こういった答弁だったのです。しかし、「広報みな の」3月号での町長コラムなり、また昨日の町長答弁では、施設そのものの終了という方向に変化してきているかというふうに思います。12月の町長答弁を聞いたときに、私は真水による期間を限定した施設の利用等、こういったことも検討の余地があるというふうに思いました。

また町民含めて、多くの方々から署名等も出されている中で、できる限り利用者等の、そういった方の意向も反映した形を対応を図るべきだというふうに思っています。そういったことから、給食センターの予定地と温水プールの関係については、切り離して検討すべきだというふうに思います。こういったことについてどのように考えているのか、質問したいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

現段階では、切り離して考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 切り離して考えているということなのですが、少なくとも今回、委託料3件ここに、予算書に出てきているわけなのですが、この委託料の執行については、あくまでやっぱり基本計画が策定されて、候補予定地が決まった段階で執行すると、最低でも。そういったことを明言していただきたいと思えますし、町民との混乱を避けるためにも、温水プールの予定地の件については、温水プールの関係が決着するまで、給食センターの予定地というか、候補地というのは行わないと、そういったことを明言していただかないと、先ほど若林議員からも出されていたように、火に油を注ぐような形でこの問題を進めるのではなくて、きちんと先ほど町長が言われたように、切り離した形で、なおかつ決着後に予算執行については、委託料の関係については執行していただきたいと、そういう形で、そのところを明言していただく中で予算の議決といたしますか、私としては確認をしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひそういった明言を執行の時期、基本計画が策定されて、なおかつ候補予定地が決まった段階で委託料については執行は行うということを明言していただきたいと思いますが、町長になりますか、町長に

なりますね。副町長。教育関係ですから、教育長になるのかな。町長でいいですか。

○議長（大澤金作議員） どちらですか。

町長。

○町長（柴崎 勉） この問題は、まずプールの問題、今、署名出ておりますけれども、そういったことを含め町民説明会がございます。きちりこの経緯を説明した上で、ご理解をいただいた上で、ある意味の結論を出す時期までは、給食センターとの問題は切り離れた形で実行したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういったことで温水プールの問題なり、また基本計画が策定されて候補地が決まるまで、この委託料についての執行については停止するという確認をさせていただきたいというふうに思います。それでよろしいわけですね。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

それで私はよろしいかと思えます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

あす9日は、午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。



◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

散会 午後 4時54分

令和5年第1回皆野町議会定例会 第3日

令和5年3月9日（木曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第16号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第8号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 町道路線の認定についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度皆野町一般会計補正予算（第7号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査

1、請願第1号 国に対し、「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書の上程、委員会付託

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時37分開議

出席議員（12名）

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	柴	崎		勉	副町長	黒	澤	栄	則
会計課長 兼 管理 者	白	石	純	一	教育長	新	井	孝	彦
総務課長	長	島		弘	みらい 創造課長	嶋	田	政	則
町民生活課長	若	林	直	樹	福祉課長	橋	本	賢	伸
健康課長 兼 こども	梅	津	順	子	税務課長	太	幡	和	也
参事兼 産業観光課長	新	井	敏	文	参事兼 建設課長	宮	原	宏	一
教育次長	三	橋	博	臣					

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦	書記	山	田		巖
------	---	---	---	---	----	---	---	--	---

◎開議の宣告

(午前9時37分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第13号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は7日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

7番、若林光雄議員。

- 7番（若林光雄議員） 休憩してください。
○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

- 議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

- 町長（柴崎 勉） 昨日の宮原睦夫議員、そして内海勝男議員の質問に関しまして、内容的に不十分な点がありましたので、補足説明させていただきます。

新学校給食センターの用地測量調査業務委託料、用地物件補償調査業務委託料、建設工事設計業務委託料につきましては、用地決定後に執行するということとなりますので、その点改めてお伝えさせていただきます。

以上でございます。

- 議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。
○11番（内海勝男議員） 用地決定後だけではなくて、基本計画が策定された後、用地を決定するというこ

とで私は確認させていただいたと思うのですが、そこまで触れていただけますか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（柴崎 勉） 内海勝男議員のご質問にお答えいたします。

基本計画実施後、基本計画策定後、その後用地決定の上で、こちらの予算の執行を行います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○11番（内海勝男議員） はい。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 先ほどの町長の答弁聞いても、私が聞いた、今日、控室でお願いした件とはまるっきり違う答弁なので、はっきりした答弁をお願いしたいと思うのですけれども、実は、私が昨日、一般会計予算の中で質問したのは、給食センターの予算について、位置決定をしてからでなければ予算はおかしいのではないかという質問をしたと思うのです。それに対して教育委員会の答弁は、はっきりとそういった位置決定をしてからやりますという答弁はなされていない。それで内海議員の質問に対しては、位置決定をしてから予算を執行すると。だから全然違うのだよ、答弁が。これは本会議でやるべきことではないのだけれども、先ほど30分かかって結論が出ないから、あえてこういう形になったと思うのだけれども、ちゃんとはっきりして、答弁を一本に絞ってください。私の質問の答弁と内海議員の質問の答弁違うのだから、答えが。教育委員会、そうではないのですか。

議長、休憩でいいよ、休憩にしてくれる。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時45分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（新井孝彦） 昨日の答弁につきまして訂正して、おわびを申し上げます。学校給食センターに係る予算につきましては、基本計画策定、そしてその後、用地を確定した後に予算を執行させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 宮原議員、よろしいでしょうか。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長、それだけかね。では、私に答弁したことは訂正しなければ駄目だんべ。訂正しないのかね。それでは、内海議員の答弁とまるっきり違うよ。分からないのだったら休憩にして、お茶飲みでもしているから、ゆっくり考えてもらうのだ。このぐらいのことができないでは話にならない。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 昨日、宮原議員に対して答弁した内容を訂正いたします。おわびを申し上げます。

改めて、新学校給食センターに係る予算につきましては、基本計画策定並びに用地が確定した後に執行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 宮原議員、よろしいでしょうか。

○12番（宮原睦夫議員） いいです。

○議長（大澤金作議員） それでは、議案第13号の質疑を行います。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） では、皆野町国民健康保険特別会計予算について1点だけ質問をいたします。

4ページ、款7繰入金、項1他会計繰入金で目1一般会計繰入金の説明欄4番目に、未就学児均等割保険料繰入金について、まず説明をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 6番、常山議員からのご質問にお答えいたします。

4ページの一般会計繰入金、未就学児均等割保険料繰入金でございます。こちらにつきましては令和4年4月から未就学児にかかります均等割額を5割軽減するという制度が始まっております。こちらに国、県、町が負担して、28人分ですけれども、17万6,000円が入ってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。町も現在、第3子からの国保税均等割の減免を行っています。本当によかったと思うのですが、この均等割減免を18歳まで行ったら、現在、何人が対象で、減免に係る金額は幾らになるか教えていただけますか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 6番、常山議員からのご質問にお答えいたします。

18歳以下の子供の被保険者数でございますけれども、令和4年4月1日現在で108人でございます。こちら18歳以下の子供全員の均等割額を減免した場合の試算額ですけれども、こちらが185万7,600円となります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。前に同じような質問をさせていただいたのですが、

も、18歳以下の子供たち、前はもうちょっといたわけです。118人いましたけれども、10名ほど少なくなっているし、金額についても200万円以上必要だったのですけれども、約185万円でこの減免ができるということでございます。国保税の均等割は、1人幾らと収入のない子供にもかかる保険税です。ぜひ町としても子育て支援として今のものを拡充して、18歳までの全ての子供の均等割の減免をぜひ実施していただきたいと思うのですが、その点についてはどのような考えがありますか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 6番、常山議員からのご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度ですけれども、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となっております。これに伴います激変緩和措置、こちらが終了した際には、財政面で厳しくなることが予想されます。こうしたことから国保税の賦課方式税率など全体的な見直しも必要となってくると思われまます。こうしたことから18歳までの子供の均等割額の減免、現在では難しいと考えております。令和4年4月に施行されました未就学児の均等割5割軽減と、町独自の18歳以下3人目以降の均等割額減免制度によりまして、引き続き子育て世代の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。前の答弁ですと、内部で検討してみたいと思いますというような答弁もいただいているのですけれども、本当に国保税、どんどんまた高くなっていってしまうのかなと思いますが、ぜひこれから厳しい状況かもしれませんが、ぜひ検討の余地を残していただきたいと思しますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、議案第14号 令和5年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は7日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、議案第15号 令和5年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は7日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、議案第16号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第8号）を議題と

いたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第16号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長（嶋田政則） 議案第16号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第8号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,406万9,000円を追加し、総額を48億7,127万4,000円とするものです。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正について定めたものです。

2ページから5ページまでが第1表、歳入歳出予算補正です。

6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正は、3つの事業を新たに追加するものです。まず、組織機構改編事業についてご説明いたします。今回の組織機構改編では、みらい創造課の名称を企画財政課に変更することに加え、地域包括支援センターの移転を行います。これは福祉の相談窓口を集約し、相談体制の強化を図ることを目的として実施するもので、現在の長生荘から役場庁舎福祉課内へ移転いたします。

なお、移転作業は5月の連休で行い、5月8日の月曜日から新体制で稼働する予定です。本事業費は、備品等の運搬や庁舎内の改修工事などをこの3月から5月にかけて年度をまたぎ実施するため、繰越明許費を設定するものです。

次に、戸籍情報システム改修業務委託料は、本籍地以外の自治体でも戸籍を取得できるよう国の方針に基づきシステム改修を行うもので、年度内に完了しないため繰り越すものです。

続いて、出産子育て応援助成金事業145万円は、国の補正予算可決に伴い、令和4年度補正予算（第7号）で専決処分いたしました事業費のうち、令和4年度中に支払いが完了しない分を翌年度に繰り越すものです。

続いて、第3表、地方債補正は、事業費の確定に伴い、緊急浚渫推進事業の借入れ限度額を減額するものです。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。

下から2段目、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、普通交付税6,138万6,000円の増額は、国税収入の増額等に伴い、普通交付税の再算定が行われたため、その追加交付分について補正するものです。

なお、これにより今年度の普通交付税総額は17億1,476万1,000円となります。

4ページをお開きください。最下段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金387万2,000円の減額は、主にワクチン接種業務委託料の減額によるものです。

5ページを御覧ください。2段目、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金700万円の減額及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費国庫補助金820万円の減額は、それぞれ対象世帯の確定によるものです。

その下、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金660万5,000円の増額は、主に1市4町の構成市町負担金の増額に伴うものです。

7ページをお開きください。最下段、款17財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、土地売却収入134万5,000円の増額は、町道拡幅工事に伴い、駐車場用地として大字皆野地内の町有地を売り払ったことによるものです。

8ページをお開きください。2段目、款18寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税200万円の減額は、寄附実績に基づくものです。

その下、目4土木費寄附金100万円の追加は、町道金沢1号線舗装補修工事のため、寄附を受け入れたものです。なお、充当事業が令和5年度の実施となることから、公共施設整備基金へ積み立てます。

3段目、款19繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金3,181万3,000円の減額は、歳入の増額により基金からの繰入れを皆減とするものです。

続いて、歳出に移ります。なお、各費目において事業費の確定に伴う補正については、説明を省略し、その他の主なものについてご説明いたします。

12ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節12委託料、上から3つ目、備品等運搬業務委託料76万5,000円、庁舎案内板更新業務委託料3万4,000円、節14工事請負費95万4,000円、節17備品購入費26万7,000円、これらは組織機構改編に伴う庁舎内の改修等の事業費を計上したものです。

18ページをお開きください。最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金、障害者自立支援医療費負担金990万円の減額は、更生医療の利用者が見込みより少なかったことによるものです。

続いて、目3老人福祉費、節27繰出金、介護保険特別会計繰出金1,622万3,000円の減額は、主に保険給付費の減額によるものです。

20ページをお開きください。下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、21ページに移りまして節12委託料、子供のための教育・保育委託料1,156万7,000円の減額は、保育園入所者数が見込みより少なかったことによるものです。

22ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金703万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る1市4町の負担金の確定によるものです。

その下、節22償還金、利子及び割引料2,784万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金の精算に伴うものでございます。

23ページを御覧ください。目2予防費、節12委託料、予防接種委託料1,146万3,000円の減額は、各種予

防接種において接種者数が見込みより少なかったことによるものです。

27ページをお開きください。2段目、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金補助及び交付金、次の28ページに移りまして頑張る中小企業者応援補助金160万円の増額は、申請件数の増加等に伴うものです。

34ページをお開きください。下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、次の35ページに移りまして節17備品購入費88万円の増額は、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用して必要な備品を購入するものです。

なお、同様に1枚おめくりいただきまして、37ページの中段、節17備品購入費29万2,000円の増額を計上しております。

44ページをお開きください。款13諸支出金、項2基金費、目6公共施設整備基金、節24積立金、公共施設整備基金積立金2億1,277万8,000円の追加は、今後見込まれる新学校給食センターの建設等に備え、歳入歳出差引額の余剰金を積み立てるものです。

45ページからが給与費明細書、52ページが地方債に関する調書です。

以上で令和4年度皆野町一般会計補正予算（第8号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 1点だけ質問させていただきます。

26ページの項2林業費、目1林業振興費、節18負補交のみななの森林整備事業補助金300万円の減額ということですが、この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

26ページ、款6項2目1林業振興費、みななの森林整備事業費補助金300万円の減額の理由ですけれども、この事業につきましては森林環境譲与税を充当した事業として令和4年度、新たに開始した事業でございます。事業の内容といたしますと、造林事業補助金、これは県の補助金になりますけれども、こういった対象にならない小規模な森林を対象といたしまして、森林の所有者による持続的な整備が困難な森林等について、森林所有者からの依頼によりまして森林整備を実施した林業経営体、これは森林組合等の林業事業者になりますけれども、そういった事業を実施した事業体に対して補助金を交付するという制度でございます。

今年度開始しまして、広報ですとかそういったところで住民に周知をしておったのですが、これまでの実績につきましては残念ながらゼロ件という数字になっております。これにつきましては、それなりに森林整備をしますと費用もかかりますし、さらに新たな制度ということで、その内容も直接所有者に補助金が交付されるものではないということから、ちょっと理解がされにくかったというところは反省をしております。そういったことから当初400万円の計上をしておりましたけれども、今後の見込みもそれほど見込めないということで、100万円を残しまして300万円減という形にしております。これにつきましては森林事業者等の意見も聞いておるところですけれども、あまり毎年制度を変えてもあれですので、引き続き林業事業者等とも連携を取り協議をする中で、また引き続き来年度につきましても同じ内容で実施をしていきたいというふうには考えてございます。実績がなかったということに伴う減ということでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 小規模の森林所有者の要望というか、それを踏まえて森林組合等が整備する、それに対する補助ということになろうかと思いますが、現状として小さな森林所有者でも、かなり山林は荒れている現状にあるかと思いますが。そういった中で、最近、常山議員からも度々言われているのですが、自伐型の林業の講習なり、またそういったところに参加する方も増えているようです。そういった方の所得保障というか、町として新たに自伐型の林業に携わるような方に対して、所得保障的な補助金、例えば年間100万円だとか、それを3年間継続するとか、そういった形で林業従事者を育てていくと、そういったことも検討してもよろしいのではないかなと、こういったところからの補助金等、そういった制度を設ける中で所得保障的な補助金、そういったことを考えてもよろしいのではないかなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

自伐型林業につきましては、近年、全国的に取り組まれている事業ということで認識をしております。秩父地域森林林業活性化協議会の中におきましても自伐型林業に取り組む人を対象とした研修会等も実施をしております。皆野町からも参加している方がいるということで聞いておりますので、まずはその状況をしっかり把握をいたしまして、秩父地域森林林業活性化協議会等とも連携を取りながら、そういった補助制度につきましても今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ制度を設けるような形で、今後、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 21ページ、款3民生費、節12委託料、子どものための教育・保育委託料1,156万7,000円、これ減額で、子供が少なくなったという説明を先ほど伺ったわけでございますけれども、今までどちらのほうに委託していたのか、詳細が分かれば分かる範囲でお願いしたいと存じます。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 2番、横田議員のご質問にお答えいたします。

今までは、町内2か所の保育園と、町外16か所の保育園に委託しておりました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） ありがとうございます。了解しました。

それから、44ページを御覧いただきたいと存じます。款13諸支出金、目6公共施設整備基金、これは額が多いです。2億1,277万8,000円という積立金が先ほどの説明いただいた中に、学校給食センター建設のためという説明をいただいたわけですが、これはやはりこんな大きな額にやっぱりなるのでしょうか、ちょっと理由を説明していただきたいと存じます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、横田議員のご質問にお答え申し上げます。

給食センターはかなり大きな事業ということで、町も認識してございます。ただ、今概算事業費につきましては、基本計画の策定業務委託の中で業者に委託し、算出してもらおうということになっておりますので、具体的な金額というのを今こちらで、皆野町の給食センターが幾らかかるといのは申し上げられないということになります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 積立基金ということでございますので、よく了解しました。ありがとうございます。終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 1点お伺いします。

32ページの款9消防費、項1消防費、目4災害対策費の中の節14工事請負費、この戸別受信機設置撤去工事費マイナスの123万4,000円ですが、この戸別受信機というのは、現在どのような形で設置されたり撤去されているのか、何か所ぐらいそういうものがあるのか、これからの予定もあるのかをお伺いします。戸別受信機設置撤去について、マイナスは124万円。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 10番、四方田実議員のご質問にお答えします。

項1消防費、目4災害対策費、工事請負費の関係でございますが、123万4,000円の減額、こちら従来全て業者に委託をして設置をしておったところなのですが、担当職員のほうが、戸別受信機が必要と申請があった箇所のお宅を伺いまして事前調査することによりまして、戸別受信機、ラジオのような形のものなのですが、それを置くだけで電波が拾えるところ、今年度19機を自前で業者委託することなく設置することによりました減額でございます。今現在、戸別受信機が何台設置されているかについては手元に資料がございませんので、追って回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 戸別受信機というのは、だからどこにつけるものなのですか。消防団員、団員ではなくて消防署員とかなのですか。どこへ設置してあるのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 大変説明が足りず申し訳ございませんでした。防災行政無線が聞きづらいご家庭というのでしょうか、ご自宅に、ラジオ型の形をしているものなのですが、それを室内に設置して防災行政無線が聞こえるような形を取っております。各家庭でございます。難聴世帯と申しますか、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） それはさっき19件、自前で入れたので、これで123万4,000円がマイナスされたというのですけれども、その各難聴のところの人たちは自分で購入したということなのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 町から貸与でございます。

〔「貸与ね」と言う人あり〕

○総務課長（長島 弘） はい。この辺は難聴ですと防災行政無線聞こえないと災害対策になりませんもの
ですから、全ての家庭に今申請いただければ設置にお伺いします。それで、外部アンテナが必要かどうか
がこの形になりまして、外部アンテナが必要でなくて、子局からそのまま設置するだけで音が拾える場合
につきましては、職員が所定の場所に設置して終了という形を取っております。外部アンテナが必要な場
合には、業者委託を依頼しております。職員の事前調査により、財政負担の軽減ができた、という認
識しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 申請すれば、どこの家庭と言っても変ですけども、設置をしてもらえら
うことなのですね。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 今の関連質問なんですけれども、戸別受信機設置マイナス123万4,000円、私は利
用者が少なく減額したのかなというふうに理解していたんですけれども、今の課長の答弁ですと19機職
員がしっかりとそこへ行ってもらったと、もう本当にすごいなと思ひまして、町を歩くと聞こえな
いのだよという声を聞いているのです。それで紹介もしたりしていますけれども、職員の働きでこれだけ
の財政が減額できたということは、非常にいいことだと思います。また、これからもよろしく願ひいた
します。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時53分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第17号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第17号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第17号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,572万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ11億1,586万8,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1億2,400万円の減額は、埼玉県の試算により当初計上していた額ですが、被保険者の減少などにより想定した給付費に至らなかったため、減額するものです。

中段、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金335万9,000円の減額は、それぞれ一般会計からの繰出金額の見込額を変更したことによるものです。

その下の段、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金160万2,000円の減額は、財政調整基金繰入金から繰入れを減額したものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。最上段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及びその下の段、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、併せて1億2,400万円の減額は、歳入のところでご説明いたしましたが、埼玉県の試算により当初計上していた額ですが、被保険者の減少などにより想定していた給付費に至らなかったため、減額するものです。

その下の段、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金168万円の減額は、今年度の交付実績に基づいたものです。

最下段、項5葬祭諸費、目1葬祭費20万円の減額につきましても同様でございます。

7ページを御覧ください。最上段、款3国民健康保険事業納付金、項1医療分については、金額の増減

はありませんが、保険給付費支払基金繰入金で歳入が減額となった部分を特定財源だったものを一般財源として振り分けるものです。

最下段から6ページにかけまして、款6保健事業費、項1特定健診事業費377万6,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響から結果説明会を開催しなかったため、栄養士、保健師等の専門職による指導に係る報償金を減額、また特定健診委託料を実績に基づき減額したものです。

上から3段目、款6保健事業費、項2保健事業費、目1疾病予防費150万円の減額は、人間ドックの委託料で実績に基づき減額するものです。

最下段、款9諸支出金、項1報償金及び還付加算金759万6,000円の増額は、令和元年度から3年度の普通交付金と特別交付金のうち、特定健診等負担金の精算による返還でございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 6ページの款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1の出産育児一時金、節で18の負担金なのですが、これがマイナスの168万円となっていますけれども、これは国保加入者だけの話なのだから、全部とは、全体ではないのでしょうかけれども、予定よりも出産が少なくてこうなったかと思いますが、これは何人ここは生まれたのですか。国保加入者だけでしょうか、全部ではないですけれども、人数が分かりましたらお願いします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 10番、四方田実議員の質問にお答えいたします。

出産育児一時金ですが、当初7名を予定していたものですが、3名分の出産一時金へ変更しております。なお、今年度につきましては、まだ実績がゼロです。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） これは国保の人だけですからだけれども、7人予定していたのが3人なんていうのは半分なので、これは急激な少子化になっているかなと感じたところでございます。大変ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、議案第18号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第18号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第18号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から3,590万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億2,895万3,000円とするものでございます。

継続費の補正、第2条は、継続費の変更について定めるもので、内容につきましては4ページをお開きください。第9期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業について、入札執行による契約額に基づき総額を297万円に、令和4年度の年割額を121万円、令和5年度の年割額を176万円に変更するものでございます。

4枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料128万7,000円の増額でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は276万円の減、普通徴収保険料は404万7,000円の増額でございます。

次の款3国庫支出金から4ページ、3段目、款5県支出金までは、令和4年度交付額の確定等による補正でございます。

4ページ、下段、款8繰入金、項1一般会計繰入金は、繰入れ基準に基づき目1から目4まで合わせて1,622万5,000円を減額するものでございます。

次の項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金2,000万円の減額は、基金からの繰入額を減じるものでございます。

6ページに移ります。歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。なお、事項別明細書中、補正額がゼロ円の項目がございます。これらは国県支出金等の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものでございます。

下段、款2保険給付費は、それぞれのサービスの実績を勘案した支出見込みによる補正でございます。

項1 介護サービス等諸費、目3 地域密着型介護サービス給付費は452万4,000円の増、7ページに移りまして目5 施設介護サービス費は3,210万4,000円の減でございます。

次に、8ページに移りまして、項2 介護予防サービス等諸費、目3 地域密着型介護予防サービス給付費は300万円の減でございます。

9ページを御覧ください。3段目、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は1,111万円の減でございます。

10ページに移りまして、3段目、款3 地域支援事業費、項2 目1 一般介護予防事業費296万8,000円の減は、新型コロナウイルス感染症のため一部事業を中止したことが要因でございます。

11ページに移ります。下段、款7 予備費でございますが、これらを調整いたしまして1,099万5,000円を増額するものでございます。

12ページから15ページは給与費明細書、16ページは継続費に関する調書でございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第19号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第19号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第19号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万5,000円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ1億4,881万5,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料、併せて422万5,000円を増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。上段、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金422万7,000円を増額は、保険料の増額によるものでございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第20号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第20号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、認定の議決をお願いいたします路線は、大字三沢地内でございます。本件は、県道長瀬玉淀自然公園線バイパス建設に伴い、現道の一部引き継ぐため、町道として認定するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 議案第20号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案の後ろに参考図を添付してございますので、御覧ください。本件は、三沢小学校付近から藤ノ木沢付近に位置する1路線でございます。認定路線は赤で、起点は丸印、終点は矢印で表記してございます。青が県道長瀬玉淀自然公園線バイパス路線となっております。認定路線は県道長瀬玉淀自然公園線バイパス建設に伴い、埼玉県新道建設に伴う区域決定、現道の取扱いに関する事務処理要綱に基づき、現道の一部引き継ぐため認定するものでございます。認定路線につきましては、バイパスの供用が開始までは埼玉県で維持管理を行います。

議案の2枚目を御覧ください。路線の整理番号、路線番号、起終点、重要な経過地はそれぞれの記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 説明がされたかと思うのですが、バイパスの供用開始するまでには恐らく10年ぐらい先になるかと思えます。その間、県のほうで維持管理はしていただくということですので、現状でも路面等ひび割れたり、また側溝等も悪いところございます。そういったところの箇所も含めて、ぜひ供用開始までの間に路面舗装なり補修をやっていただくようお願いしたいと思えますが、そういった条件はもうそういうことになっているかと思うのですが、再度お願いしたいと思えます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

現道は、供用開始までは県が行うと先ほど答弁させていただきましたが、県と覚書を交わしておりまして、現道の供用開始2年前までに県と町で立ち会いまして、悪い箇所を修繕するということになっております。なお、その間、悪い箇所が発生しましたら、その都度、県と協議して修繕するということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和4年度皆野町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 承認第1号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年2月1日、令和4年度皆野町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長（嶋田政則） 承認第1号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第7号）の承認を求めることにつきまして、内容のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、総額を48億4,720万5,000円とするものです。

なお、本補正予算は、令和4年12月に国の補正予算が成立したことに伴い、出産子育て応援交付金事業について早急に事業を実施するため、専決処分としたものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正です。

水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。最上段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、出産子育て応援事業費国庫補助金260万6,000円の追加及び2段目、款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、出産子育て応援事業費県補助金65万1,000円の追加は、本事業に係る国県補助金を受け入れるもので、国が6分の4、県が6分の1、残り6分の1を町が負担するものです。

最下段、款19繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金64万3,000円の増額は、歳入歳出差引き差額分を繰り入れるものです。

4ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目4母子保健費、節18負担金、補助及び交付金、出産子育て応援助成金390万円の追加は、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円、合わせて10万円の現金給付を行うための経費として計上したものです。

以上で令和4年度皆野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時34分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、齋藤武義氏が令和5年3月31日をもって辞任することから、新たに保泉広一氏を推薦したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、請願の審査以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、請願の審査以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎請願の審査

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は1件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。



◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、請願第1号 国に対し、「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第1号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認め、請願第1号は総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の出書のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、

議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 横 田 揚 雄

署 名 議 員 大 塚 鉄 也